

令和2年2月宮崎県定例県議会

# 文教警察企業常任委員会会議録

令和2年3月5日～6日・9日～10日

場 所 第3委員会室

令和2年3月5日(木曜日)

午後0時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計予算
- 議案第15号 令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 令和2年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算
- 議案第18号 令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算
- 議案第19号 令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算
- 議案第24号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第63号 令和元年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 令和元年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第65号 令和元年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)
- 議案第66号 令和元年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)
- 議案第69号 公の施設に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第81号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・令和2年宮崎県警察運営方針及び運営重点について
  - ・令和元年中の交通事故の概要と取組等について
  - ・宮崎県企業局経営ビジョン(案)について
  - ・ダムカード・発電所カードについて
  - ・新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業への対応について

出席委員(7人)

委員	長	渡辺	創
副委員	長	安田	厚生
委員		蓬原	正三
委員		井本	英雄
委員		濱	砂守
委員		有岡	浩一
委員		日高	利夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	阿部	文彦
警務部長	大塚	祥央
警務部参事官兼 首席監察官	時任	和博
生活安全部長	河野	重定

刑 事 部 長	廣 澤 康 介
交 通 部 長	谷 口 浩
警 備 部 長	小 野 博
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	河 野 晃 央
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	福 永 光 宏
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	鍋 倉 幸 次
総 務 課 長	上 平 賢 一
少 年 課 長	宮 崎 俊 昭
生 活 環 境 課 長	井 上 保 志
交 通 管 制 官	坂 元 無 我
運 転 免 許 課 長	日 高 好 章

企業局

企 業 局 長	凶 師 雄 一
副 局 長 ( 総 括 )	野 口 和 彦
副 局 長 ( 技 術 )	土 屋 喜 弘
総 務 課 長	奥 浩 一
経 営 企 画 監	田 原 充 生
工 務 課 長	森 本 誠 二
電 気 課 長	新 穂 浩 一
施 設 管 理 課 長	上 石 浩
総 合 制 御 課 長	楠 見 博

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料、委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業、新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて平成30年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることといたします。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は審査が長くなることが予測されますので、教育委員会については2つのグループに分けて審査を行い、その他報告事項について説明を受けた後、総括質疑を行いたいと思います。

この審査の進め方につきまして御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それではそのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、今回の委員会審査に当たりましては、きょう議会側の協議等がありましてスタートがおくれました。大変御迷惑をおかけいたしました。新型コロナウイルス対策もあるということで、できるだけ合理的かつ重要なことについて

は、きちんと審査してまいりたいと思っております。日程につきましても短縮をした形で、イレギュラーな形になっておりますが、ひとつ御協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、当委員会に付託をされました議案等について、警察本部長の説明を求めます。

**○阿部警察本部長** 警察本部でございます。渡辺委員長初め委員の皆様方には、日ごろから警察業務各般にわたりまして、格別の御理解、御協力いただきまして、心より御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます案件は、議案として、「令和元年度2月補正予算について」、「民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について」、報告事項として、「損害賠償額を定めたことについて」、その他報告事項として、「令和2年宮崎県警察運営方針及び運営重点について」と「令和元年中の交通事故の概要と取組等について」でございます。

それぞれ後ほど担当部長から報告させますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、細部事項や統計数値等の確認について、執行部を補佐する随行員の入室を最小限に絞らせていただいております。もとより円滑な御審議には支障がないよう連絡要員を配置するとともに、本部には必要な要員を待機させるなど、バックアップ体制を確立しておりますので、御理解のほどよろしく願い申し上げます。

現在、警察におきましては、2月25日に国が示しました新型コロナウイルス感染症対策基本方針にも明記されておりますとおり、混乱に乗じた各種犯罪の抑止や取り締まりの徹底について、全力で対応しているところであります。

なお、交通規制課長の日高がけがのため療養中でございますので、代理として交通管制官の坂元が出席しております。

私からは以上でございます。

**○渡辺委員長** 本部長の概要説明が終了いたしました。

まず初めに、議案に関する説明を求めます。

**○大塚警務部長** それでは、令和2年2月定例県議会提出の議案第49号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の2ページ目、資料1、令和元年度2月補正予算についてという題名の資料と、議会資料の令和元年度2月補正歳出予算説明資料の461ページ以降により御説明をいたします。

それでは、資料1の1、2月補正予算の概要をごらんください。

本議案に係る補正予算は、6億2,072万8,000円の減額補正であります。その内訳は、人件費の執行残及び物件費の入札残等による減額など、減額の総計が6億7,257万円、また退職手当の増額など、増額の総計が5,184万2,000円でありまして、その相殺額が6億2,072万8,000円の減額となるものであります。

今回の補正によりまして、補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、264億2,895万9,000円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別、事項別に御説明いたしますので、資料1の2、事項別補正予算額と主な補正事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、465ページからになります。

資料1の項目2の一覧表、最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄をごらんく

ださい。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬、補正額マイナス91万5,000円及びその下の(事項)委員会運営費の減額61万8,000円でございますが、この減額は、公安委員の日額報酬部分において、実績日数が見込みより少なかったことによる報酬の不用額や、公安委員会運営に要する経費である旅費等の執行残であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費の減額3億9,385万9,000円でございますが、これは、職員の人件費の執行残に係る補正であり、その主なものは、育児休業者、年度途中退職者等に係る給料の不用額であります。

次に、(事項)運営費の減額1,377万7,000円でございますが、これは、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正であり、その主なものは、まず増額補正としまして、当初予算では、定年退職者53名、希望退職者等23名の合計76名の退職者を計上しておりましたが、希望退職者等が8名ふえる見込みとなったことによる退職手当の増額4,785万3,000円。次に、減額補正としまして、産休及び休職する職員が見込みよりも少なかったことから、代替臨時職員の採用が少なかったことによる臨時職員雇用賃金等の減額1,432万1,000円。駐在所に勤務する警察官の不在時に住民等の応接を行う配偶者の同居数が、家庭の事情等により見込んでいたよりも少なく、応接に伴う謝金に不用額が生じたことによる駐在所等協力家族報償費、駐在所等接遇費、交番等接遇費の減額2,696万7,000円であります。

次に、(目)装備費(事項)装備費の減額1,736万9,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と、装備資機材に要する経費の執行残に伴う補正でありま

して、その主なものは、ガソリン等燃料費の執行額が見込みよりも少なかったことから、執行残が生じた警察活動用車両維持費の減額マイナス780万8,000円であります。

次に、(目)警察施設費(事項)警察施設費の減額2,308万4,000円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものとしては、北原職員宿舎の解体工事費について計画を見直し、解体を行わなかったことから、設計委託費や解体工事費に不用額が生じた警察職員宿舎解体整理事業の減額1,823万6,000円であります。

次に、(目)運転免許費(事項)運転免許費の減額1,984万6,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、運転免許センター施設の光熱水費が見込みよりも少なかったことや、運転免許事務等に必要な消耗品費に執行残が生じた、その他運転免許試験及び運転免許事務関係等経費の減額596万5,000円であります。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費の減額8,750万5,000円でございますが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費の執行残等に伴う補正でありまして、その主な不用額または執行残としては、警察本部や警察署で使用する電話回線使用料などの不用額による警察電話専用料等警察電話通信費の減額1,038万2,000円。令和2年度開催予定の国民文化祭に伴う警衛警備対策に必要な各種システムリースの入札残などによる警衛警備対策事業の減額919万7,000円。ワンストップサービスシステムの緊急保守委託料について、緊急保守の実績がなかったことによる〇

S Sシステムの運営経費の減額1,418万9,000円。各事業に属さない警察活動全般における旅費の不用見込み額や各種委託料の執行残等によるその他警察活動経費等の減額2,978万8,000円であります。

次に、(事項)交通安全施設維持費の減額37万2,000円でございますが、この減額は、信号機、灯火標識、交通情報板等の交通安全施設の維持に係る業務の執行残などによるものであります。

次に、(事項)交通安全施設整備事業費の減額6,338万3,000円でございますが、これは、交通安全施設整備事業に要する経費の補正でありまして、その主なものとしては、九州中央自動車道延伸に伴う可変標識の設置工事について、道路工事の進捗のおくれにより設置工事ができなかったことによる信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費の減額3,350万9,000円。国庫補助対象の事業において、警察庁が財務省に対して要求した補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、本県に対する補助金につきましても交付決定が減額されたことによる円滑化対策事業費の減額2,919万4,000円であります。

説明は以上であります。

それでは、令和2年2月定例県議会提出の議案第81号「民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について」御説明いたします。

文教警察企業常任委員会資料2ページの資料2、民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定についてをお開きください。

また、あわせまして、議案冊子の89ページをお開きください。

まず、委員会資料に沿って説明させていただきます。

議案第81号は、1の損害賠償の概要にありま

すとおおり、県有自動車による交通事故の発生に伴う、物件損害の損害賠償請求事件に関しまして、相手方から和解手続の申し立てがあり、裁判上の和解を行うとともに、損害賠償の額の決定を行うものでございます。

2の事故の概要でございますが、この事故は、平成29年8月15日午後4時15分ごろ、宮崎市内の交差点において、警察職員が黄色点滅の信号交差点を北進中、赤色点滅の信号交差点を西進してきた相手方車両と出会い頭に衝突し、相手方の車両に損害を与えたものであります。

この事故に関し、相手方は、警察職員側が赤色点滅信号を無視して交差点に進入してきたと主張して、裁判となったものです。

3の和解の理由でございますが、平成30年7月31日に損害賠償を求める訴えが裁判所に提起された後、裁判上でお互いの主張を行ってまいりましたところ、令和元年11月22日の第7回弁論準備手続において、相手方の弁護士から和解手続の申し立てがなされ、同月28日に裁判所から和解案が提示されたものであります。

和解案をもとに、当方の弁護士とも協議を行った上で、これまで県が主張してきた県20、相手方80の過失割合となった和解案であること、和解金が35万円であり賠償額が妥当であること、和解案について相手方も受諾の意思を示していることから、紛争の早期解決を図るため、裁判所の和解案に応じて和解することとしたものであります。

4の損害賠償額でございますが、35万円となっております。

5の相手方でございますが、記載のとおりであります。

6の予算措置でございますが、県警が契約している任意保険会社から全額充当されます。

なお、議案冊子の89ページを見ていただくと、4の(3)の和解条項の中のウの項目に、「原告は、利害関係人に対し、金9万6,000円の支払い義務があることを認める」とありますが、これは、本件交通事故の際、直近の塀に相手方の車が衝突し、その修理代が12万円であったことから、県側が加入する任意保険から全額支払っており、今回の和解に伴って、相手方に対し、事故の過失割合に応じた8割の9万6,000円を、県が加入する任意保険会社に支払うよう求めたものであります。

この塀の修理代に関しては、県と塀の所有者との損害賠償事案であり、今回の議案は、県と相手方との和解及び損害賠償額の決定になるため、塀の修理代は、今回の損害賠償額の決定に含まれておりません。塀の修理代に関しましては、今後本件の人身損害とあわせて、改めて議会報告をさせていただきます。

議案第81号についての説明は以上であります。

○**渡辺委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○**有岡委員** 補正予算の1ページの中で、警察職員宿舍解体整理事業がありますが、これは今年度行わないのか、それとも事業自体が中止になったのかを詳しくお尋ねいたします。

○**大塚警務部長** 今回の北原職員宿舍に関しましては、解体せずに売却するというので、計画変更したことにより執行残となったものです。

○**有岡委員** わかりました。ほかにもこういった古い施設があると思いますので、今後またよろしくをお願いします。

次に、駐在所等での協力家族報償費等の減額ということで、こういった接遇等の予算が減額になったということは、そういったニーズが減っ

てきているのか。それとも協力体制がなかなかできない環境にあるのか。そこら辺の流れがわかれば、教えていただきたいと思います。

○**大塚警務部長** 駐在所等協力家族報償費につきましては、家庭の事情等により、駐在所等への単身赴任者が見込みよりも多くなってしまったことから発生したものでございます。

○**有岡委員** ありがとうございます。

○**日高委員** 歳出予算説明資料の469ページです。下から2番目の信号機の新設、道路標識及び道路標示等整備費の減額で約3,300万円とあります。

これは、毎年このぐらい、この時期になると減額されるのでしょうか。何かもったいない気もするのですが、結局、それだけ事業量がなかったのか、計画どおりできた上で余ったのでしょうか。

○**大塚警務部長** 今回の3,350万9,000円の減額補正につきましては、九州中央自動車道の延伸で必要となる可変標識——速度規制の速度の表示や、天候によって交通規制を変える標識を、本来、自動車道が延伸されれば県警で整備する予定でしたが、延伸工事のおくれから、今年度整備ができなくなり不用額として減額しています。

○**日高委員** こことは直接関係ないかもしれませんが、今、市街地では道路の修理が進んでいますが、田舎に行きますとセンターラインが消えているとか、いろいろな要望を受けます。市街地を今改修しているところですので、田舎まではなかなかできませんよと、地域の人たちには話しております。また予算の確保ができたなら、田舎のほうもよろしくをお願いします。

○**井本委員** 民事事件の件ですが、これは、民事事件は民事事件として、また交通違反は交通

違反として、赤色点滅信号を突っ切ってきたことは、交通違反となるのですか。

○**時任首席監察官** 交通事故については全件送致になっておりますので、この事故につきましては検察庁に送致しております。

また、和解案につきましては、裁判で和解して損害を賠償する場合は、地方自治法の規定によって、議決事件となりますので、今回議会で議決を求めて、損害賠償するものであります。

○**井本委員** 要するに交通違反は交通違反として処分するということですね。

○**時任首席監察官** そのとおりで、交通事故については検察庁に送致しております。

○**渡辺委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○**大塚警務部長** 令和2年2月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告させていただく警察における損害賠償事案は、報告書4ページの1件目から4件目まであり、1件目と2件目の事故は、1つの交通事故を人身損害と物件損害に分けて報告していることから、交通事故件数は3件でございます。

それでは、4ページの1件目の交通事故の概要について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、平成30年10月11日の午前11時16分ごろ、宮崎市内の路上において、自車を後退させたところ、後方で停車中の相手方車両の前部バンパーに自車の後部バンパーを衝突させたものであります。

事故の原因については、当該職員の後方安全

不確認によるものであります。

過失割合につきましては、停車中の車両に衝突した事案でありますので、相手方に過失はありません。

この事故により相手の方は、頸椎捻挫、腰椎捻挫等の診断を受け、治療に約200日間を要しております。

その結果、医療費、通院費、休業補償、慰謝料等により、人身損害は172万7,360円となり、過失割合は県側が100%であることから、全額自賠責保険と県警の任意保険から支出しております。

次に、4ページの2件目の事故について御説明いたします。

この事故につきましては、1件目の事故の物件損害になります。

車両の所有者が運転手の方とは別の方になり、支払い先が異なることから、別に報告するものであります。

相手方車両は、前部バンパーの修理が必要となり、さらに代車料やレッカー代も含め、物件損害額の総額は35万3,783円となり、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車には、後部バンパーの修理を要する損傷が発生し、修理代にかかった9万8,444円を県費から支払っております。

次に、4ページの3件目の事故について御説明いたします。

この事故は、西都警察署の警察官が、令和元年5月13日の午前11時37分ごろ、西都市内の駐在所に公用車を停車し降車したところ、同所が坂道であり、さらに車両のサイドブレーキが不十分であったことから、無人の車両が後退しながら動き出し、後方で信号停車中であった相手車両の右後部バンパーに、自車の左後部が衝突

したものであります。

事故の原因については、サイドブレーキが不十分であったことであります。

過失割合につきましては、停車中の車両に衝突した事案でありますので、相手方に過失はありません。

相手方の右後部バンパーの修理及び代車料で20万1,600円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車については、左後部バンパー等の修理を要する損害が発生し、修理代にかかった6万8,353万円を県費から支払っております。

次に、4ページの4件目の事故について御説明します。

この事故は、高鍋警察署の警察官が、令和元年9月27日の午前10時40分ごろ、児湯郡川南町所在の駐車場において、自車を駐車場の駐車枠から発進させるためにハンドルを左に切りながら前進させたところ、左側方の安全不確認により、車両の左後部が、左側に駐車中の相手方車両の右前部に接触したものであります。

事故の原因については、当該職員の左側方の安全不確認によるものであります。

過失割合につきましては、駐車中の車両に接触した事案でありますので、相手方に過失はありません。

この事故により、相手方車両の修理が必要となり、13万7,031円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車には、車両左側部分の修理を要する損害が発生し、修理代にかかった3万9,732円を県費から支払っております。

以上の4件が損害賠償事案になります。

県警では、公用車を運転する全職員がさまざまな警察活動で求められる運転技能や知識を十

分に発揮できるよう公用車運転適格審査制度を設けるなど、諸対策を講じております。

しかしながら、今回の報告のとおり、損害賠償を伴う事案が継続して発生している状況があります。

交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますし、県警としては、引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○濱砂委員 警察車両は、種類が一般の車やパトカーといろいろあると思いますが、大体何台ぐらいあるものですか。

○河野会計課長 警察の公用車両につきましては、四輪車が749台、二輪車が262台の合計1,011台となっております。これは平成31年4月1日現在の数字でございます。

○濱砂委員 1,011台のうち、交通事故に遭ったのが4件ということでしょうか。

○大塚警務部長 交通事故の件数としては3件で、最初御報告しました1件については、人身と物損があるということでございます。

○濱砂委員 確認ですが、1,011台のうちの3台で交通事故が発生したということですね。

○大塚警務部長 交通事故の発生件数というよりも、議会に報告させていただく件数が3件として、ほかにも議会に報告しない、相手方に保険の適用受けない、公用車や警察車両だけが傷を負う、例えば壁にぶつかってしまって、壁側

は特に影響はなかったんだけど、警察車両だけがへこんでしまったというようなケースも事故になります。

○濱砂委員 平均的という言い方はおかしいんでしょうけれども、1,011台のうち、事故と言われるような件数は年に何件ぐらいあるものですか。

○時任首席監察官 職員による交通事故の発生件数は、令和元年中ですけれども、第1当、第2当を含めまして86件発生しております。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、その他報告事項の説明を求めます。

○大塚警務部長 令和2年運営方針及び運営重点について御説明いたします。

資料3の4ページをごらんください。

本年の運営方針は、昨年に引き続き、主題を「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」、副題を「安全で安心な宮崎を目指して」とし、時代や情勢の変化を敏感に捉え、県民の安全と安心を確保するため、より効果的な警察活動を推進することとしております。

また、この方針のもと、具体的取り組みとして、下段にあります、子供・女性・高齢者を守る取り組みと効果的な犯罪防止対策の推進など5項目を運営重点にしております。

各運営重点について御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、上段の子供・女性・高齢者を守る取り組みと効果的な犯罪防止対策の推進についてであります。

昨年の刑法犯認知件数は3,993件であり、数値的には現在の統計方式となった昭和41年以降、

最少となりました。

しかしながら、DV、ストーカー、児童虐待、うそ電話詐欺、生活経済事犯、インターネットを悪用した犯罪等、子供・女性・高齢者が被害者となりやすい犯罪の発生が増加傾向にあり、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況であります。

このような現状を踏まえ、子供・女性・高齢者を守るため、引き続き、街頭活動を強化するとともに、関係機関・団体との協働した効果的な犯罪防止対策に取り組むなど、犯罪の起きにくい社会づくりへの取り組みを推進してまいります。

次に、下段の重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進についてであります。

昨年は、殺人、放火、誘拐等の凶悪事件の被疑者を早期検挙するとともに、全国的に検挙件数が減少している公職選挙法違反について、2町村の選挙において検挙、六代目山口組と神戸山口組の抗争が激化する中、暴力団組長ら大量に検挙するなど、県内の安全・安心につながる事件捜査を展開してまいりました。

本年も引き続き、迅速的確な初動捜査と徹底した鑑識活動による科学捜査の推進等により、重要犯罪の徹底検挙を図るとともに、構造的不正事案対策、暴力団等犯罪組織の壊滅に向けた取り締まり、薬物・銃器事犯の撲滅等の諸対策を推進してまいります。

6ページをお開きください。

まず、上段の交通事故の抑止についてであります。

昨年中の交通事故は、死者数が39人、人身事故発生件数が6,621件、負傷者数が7,432人となるなど、第10次宮崎県交通安全計画の抑止目標を達成したところです。

しかしながら、交通事故死者に占める高齢者の割合は74.4%と全国に比べ高い水準にあり、人身事故においては、高齢運転者が原因となった事故も全体の28.3%を占めている状況です。

高齢運転者が運転を継続するための制限運転を昨年開始したところですが、今後、交通安全教育や安全運転サポート車の普及啓発等と組み合わせるなど、高齢運転者支援のための取り組みを推進してまいります。

また、交通事故の7割以上を占める前方不注意、動静不注視及び安全不確認といった漫然運転や飲酒運転の追放、根絶、交通事故実態等を踏まえた交通指導取り締まりや安全で快適な交通環境の整備を推進するなどして、自治体等と連携しながら、さらなる交通事故の抑止に取り組んでまいります。

次に、下段の災害、テロ等緊急事態への的確な対処と国民文化祭等の開催に伴う警備諸対策の推進についてであります。

本県は、台風による風水害や、霧島連山・新燃岳の火山噴火などの災害に加え、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるなど、自然災害の発生が県民にとって重大かつ身近な脅威であります。

また、我が国におけるテロの脅威が現実のものとなっている中、ことしは本県で国民文化祭、障害者芸術・文化祭が開催されるとともに、全国では東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。

こうした情勢を踏まえ、警察の総合力を発揮した防災・減災対策を推進するとともに、テロを未然に防止するため、ドローン対策やサイバー攻撃対策等の新たな対策を推進するなど、災害、テロ等の緊急事態に万全を期してまいります。

7ページをお開きください。

最後に、県民の立場に立った警察活動の推進と時代の要請に応える警察基盤の整備についてであります。

警察への相談や被害者支援などの警察活動は、県民目線で迅速かつ適切に推進しなければなりません。

他方、人口の減少、高齢化の進展、外国人材の受け入れ増加、先端技術の急速な発達等により、警察業務が複雑・多様化し、県民の警察に対するニーズが拡大する中、限られた警察力を効率的に活用し、その変化に対応していくためには、警察活動を支える各種基盤の充実・強化を図る必要があります。

このため、戦力となる優秀な人材の確保、効果的かつ計画的な育成のための取り組みを推進するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの向上や健康管理対策など、全職員が県民のために、その能力を最大限に発揮できるための施策を推進し、「強くしなやかな警察」の確立を図ってまいります。

なお、県警では、今後、人材を組織にとっての財産や宝、組織の投資によって生み出された価値ある者として捉え、人材の材の字を財産の財の字で記載して、人財確保、育成の重要性を部内外に発信してまいりたいと考えております。

以上、本年の運営方針及び運営重点について御説明いたしました。組織の総力を挙げて、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き、御理解、御支援をお願い申し上げます。

○谷口交通部長 それでは、文教警察企業常任委員会資料8ページの資料4、令和元年中の交通事故の概要と取り組み等についてをお開きください。

本日は、やや短縮して説明を申し上げます。

まず、これまでの主な取り組みを説明します。

(1) アの制限運転の導入につきましては、高齢運転者自身が運転する時間帯、天候、場所を自主的に制限していただくもので、県内各自治体と協議を重ねた結果、本年1月末現在、2市3町で取り組みを開始していただいたほか、来年度も多くの市町村が導入を予定しているところ です。

次に、イの情報連絡同意書制度の運用です。

これは、運転免許を自主返納された高齢者の同意を受け、警察が情報を市町村に提供するものです。市町村では、特に地域包括支援センター職員が高齢者訪問等で活用していただいていると伺っております。

次に、ウの安全運転相談の利用促進です。

これは、これまで運転適性相談として運用していたものを、利用者拡大を狙い、昨年11月22日に、名称を安全運転相談窓口に改め、電話番号も#8080に統一し、全国的運用を開始したものです。

一定の病気の方、運転に不安を感じる高齢運転者、身体機能が低下し免許返納を考えておられる方や、その家族の方々などから、広く運転に関する相談を受け付け、必要があれば直接医療機関を紹介するなど、利用者と医療機関とをつなぐ役割が期待されております。

続きまして、(2) 横断歩道における歩行者保護対策は、意識啓発活動と取り締まりの2点について説明します。

まず、意識啓発活動ですが、一昨年に続き、昨年も、横断歩道は歩行者優先をテーマとした動画コマーシャルを、テレビや宮崎市内の屋外ビジョン等で放映したほか、写真③の宮崎交通の回送バス側面にある電光表示板を利用しまし

た。

J A F の調査によりますと、本県の信号機のない横断歩道での車両停止率が、一昨年は7.9%、昨年は23.4%でありました。停止率向上の裏には、昨年比プラス53.5%の横断歩行者等妨害違反の取り締まりが影響したと思われます。できれば長野県のように停止率70%ぐらいまでは高めてまいりたいと思っております。

続きまして、(3) あおり運転対策です。

写真④のとおり、昨年9月から、県警ヘリコプター「ひむか」と地上班が連携したあおり運転取り締まりを開始しました。引き続き、航空隊と高速道路交通警察隊の合同取り締まりを継続し、あおり運転への対策を強化してまいります。

最後に、(4) の子供を交通事故から守る安全対策です。

写真⑤のように、昨年5月に発生した滋賀県大津市の事故を受け、2つの安全点検を行っております。

1つが、過去5年間で、子供が関係した重大事故発生交差点を抽出し、危険箇所があれば、先行的安全対策を施すという、子供を交通事故から守る二次点検プロセスです。

もう一つが、幼稚園、保育所等のいわゆるお散歩コース等について、教育委員会や道路管理者などと緊密に連携しながら、点検・対策を行う未就学児の交通安全の確保に向けた緊急安全点検でございます。

この結果を受け、県警が行う対策として、一時停止、横断歩道の新設、道路標示の補修、交通指導取り締まりなどを行ったところであります。

大津市のような事故は、右折車が引き起こす特有の事故でございました。そこで、写真⑥の

ようなラウンドアバウト——環状交差点の導入が図れないか、今後関係機関と協議してまいります。

それでは、裏面の第2項目に入ります。

昨年の交通事故情勢等から抽出した事故抑止対象と、それに対する取り組みについて説明を申し上げます。

(1) は、過去5年間の事故推移です。

ごらんとおり、減少しております。平成27年と昨年とを対比すると、発生件数及び負傷者数とも約30%の減少でございました。

その下に、高齢死者の割合と高齢運転者の割合を掲示しました。高齢者が約75%、高齢運転者の人が約30%ということで、双方とも割合は上昇しております。

(2) 図2をごらんください。

1年を通した死者数の変化です。例年、秋口から年末年始にかけて薄暮時・夜間の死亡事故、それと年度がわりの死亡事故が多発しています。この時期を事故抑止対象の一つとします。

(3) 図3をごらんください。

一番奥の青色の棒グラフは、何人が歩行中に亡くなられたかを、真ん中の黄土色の棒グラフは、そのうち何人が高齢者なのかを、最前列の灰色の棒グラフは、さらにそのうち何人が薄暮時間帯に亡くなられたかを示したものです。

灰色の棒グラフ内のパーセンテージをごらんください。夜間の歩行中に被害となられた高齢者の割合ですが、年々増加しています。夜間の高齢歩行者が事故抑止対象の一つです。

(4) 図4をごらんください。

昨年の死亡事故、全39件中19件が高齢ドライバーが引き起こした死亡事故ですが、実に約5割にも及んでいます。

では、高齢運転者対策として、どこに鎖を打

てばよいのかを図4で示してみました。

まず発生場所の19件中8件は交差点です。交差点を場所的抑止対象の一つに挙げます。

次がカーブ及び直線道路における対向車線への逸脱によるものが4件、さらに道路外逸脱による転落事故等が5件、前車などへの追突によるものが2件という結果でした。

この19件の高齢ドライバーによる事故は、運転技術・判断力の低下によるものと考えられます。

なぜなら交差点の事故は、一時停止方法、安全確認という初歩的運転技術の低下によるもので、カーブで対向車線にはみ出すというのは、曲率——いわゆる曲がりぐあいと速度の判断ミス、操作ミスによるもの、また、路外逸脱は基本的操作ミス、前車への追突は判断力の低下によるものと考えられるからです。

こう考えると、高齢運転者の事故のほとんどは、運転技術に起因する事故となりますので、高齢運転者の運転技術を低下させない取り組みが必要となります。

次に、(5) 図5を見てください。

高齢運転者のどの年齢層が死亡事故を起こしたのか、運転技術問題を抱えるのかを比較するために、昨年の高齢者による死亡事故19件を、年齢別に、免許人口1万人当たりの発生件数に換算して、4つの年齢層に区分しました。

69歳以下が6件、74歳以下が5件の計11件のそれぞれの換算値は、0.77件と0.74件となり、円グラフにおける占有面積は小さくなります。

一方、75歳以上の5件、80歳以上の3件の計8件は、件数としては74歳以下に比べ少ないのですが、それぞれの換算値は1.25件と1.28件となり、円グラフにおける占有面積は大きくなります。

75歳以上の運転者の危険度は74歳以下に比べ約2倍となるため、75歳以上の高齢運転者を事故抑止対象の一つといたします。

以上、抽出しました事項は、1つに75歳以上のドライバー、2つに夜間の高齢歩行者、3つに交差点、4つに秋口以降から年末年始、年度がわりの4つとなります。

それでは、抽出した事故抑止対象に対する取り組みについて説明します。

まず、人的対象の75歳以上のドライバーです。

都城市では、自動車教習所、都城警察署と連携し、高齢運転者120名を対象に、年4回にわたる運転技術訓練・講習を行いました。その結果、高齢者の運転技術が1回目より2回目、2回目より3回目と高まること、あわせて交差点での判断力、安全運転意識の向上が図られたとのことで、高齢運転者の実技講習を制度化することを検討することとしました。

次に、被害対象の夜間の高齢歩行者と時期的対象の秋口以降をセットで考えると、必ず反射衣類を身にまとう着用推進運動ができないか検討中です。

普及拡大において必ず着用するという視点が重要で、制限運転者の方が一定期間、制限運転を遵守いただくことで、優良運転者に対しデザイン性・機能性に優れた反射防寒衣類を提供するとか、モデル地区を指定し着用していただくなどの運動でございます。

最後に、場所を対象とした交差点についてですが、横断歩道は歩行者優先という意識を県民に定着させることが課題でございます。県警としましては、先ほど申しました啓発活動と連動した横断歩行者等妨害違反の取り締まりを強化してまいります。

以上、今後の取り組みをまとめますと、1つ

が75歳以上の運転者に対する運転講習制度の構築、2つが夜間の高齢歩行者と秋口以降を考慮した反射衣類着用の推進、3つが交差点・横断歩道での取り締まり強化と、ラウンドアバウト化の推進です。それぞれ取り組みを進めてまいります。

報告は以上であります。

**○渡辺委員長** その他報告事項に関する説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

**○有岡委員** 令和2年度の運営重点内容の中からお尋ねしますが、子供・女性・高齢者を守る取り組みと効果的な犯罪の防止対策が必要ということですが、きょうの新聞に宮崎市大島町の事件の記事がありまして、その内容に、被害者は二度警察へ相談したこと、被害届が出されていないとありました。こういったケースの場合、どう対処したらいいのか、県民の立場からするとなかなか悩ましいところなんですけど、例えば、相談内容にもよるでしょうけど、そういう指導、警告はどういった内容のものが必要なのか。また、本人がどのように対応すれば今回のような事件に発展しないのか、そこ辺の流れがどうもわかりづらくて。

今後こういったケースがあった場合に、警察に行って相談すればいいということを私どもからアドバイスできるんですけども、結果的にこういう形で解決できなかったものですから、例えば、被害届を出すことが本当は一番いいんだということなのか、そこ辺を参考までに教えていただけるとありがたいと思っております。

**○河野生活安全部長** 本件は刑事部が捜査中なので、原則的にどういう対応をしているのか説明させていただきます。

各署、物すごい数の相談が来て、1件1件、

生活安全部門の相談係が対応するわけですが、今回のような相談があった場合、DVにしてもストーカーにしても、まず相手方と物理的に離れるよう指導します。我々が進めるのは、そういうトラブルがあったときに、まず被害者を避難させるか、被疑者を逮捕するか、これが物理的に犯行を不可能にする手段で、被害届を出される出されないというのは、違法な行為をしている被疑者を逮捕して被害を発生させない、それが不可能な場合には、被害者をとりあえず保護する、避難させるという措置をとります。それが相談した方へ警察ができる最大の指導となります。

ところが、相談者がそれを全て受け入れてくれるわけではありません。我々が指導する中で、「私は悪くないから避難しない」と指導を無視する、あるいは行政処分の禁止命令を出して一度離れても、中にはよりを戻して接触してしまう例もあります。県警としては、我々ができる対応を事細かに相談者に説明します。それで相手の男に指導、警告、文書警告、あるいは行政処分の禁止命令を出すことが犯罪を抑止するための方法であります。一番いいのは、有岡委員の言われたとおり、犯罪が起こっていれば、それを事件化するのが一番いいと思います。それは、全て被害届とか被害者の協力ができないことであります。

**○有岡委員** 例えば、身内であれば、接近禁止命令というのが弁護士を通じて裁判所で結論づける一つの方法でしょうし、おっしゃるように、警察での相談の際に禁止命令を出しても、これが絶対じゃないということ、いろんなパターンを御指導いただいて、今回の事件を検証して、また次に生かしていただけるとありがたいと思っております。

**○安田副委員長** 交通事故の概要の取り組みで、あおり運転対策としてヘリコプターとの連携とありますが、昨年9月からどれくらいの検挙率だったのか、それと一般の方々の相談件数がわかれば教えてください。

**○谷口交通部長** まず、あおり運転についてですが、定義がまだ定まっていないということで前回もお答えしたと思うんですけど、一般的に認識されているようなあおり運転の検挙はございません。

あおり運転ではないかというような相談は結構寄せられます。ただし、それがあおり運転と認められる行為ではなかった状況にございます。

それと、高速道路ということで、今回、例を挙げていますが、高速道路でのあおり運転の確率が高いことと、危険性が最も高いということで、ヘリコプターを運用しております。1度実施した結果ですが、1件が上から見ての速度超過と、一定車線をずっと一緒になって走っている通行区分違反の\*2件を検挙しております。

**○安田副委員長** 世間でドライブレコーダー等が話題となっておりますが、ああいう記録の持ち込みでのあおり運転の発覚はないと言ってよろしいですか。

**○谷口交通部長** いろいろと捜査中のところもあり答えられない部分があるんですが、全くないかと言われるとそうではないので、そこについては警察として法令に従い、しっかり捜査をしているところです。

**○濱砂委員** 環状交差点、ラウンドアバウト、ぜひ前向きに検討してください。よろしく願います。

**○日高委員** 令和2年度の運営の重点内容の薬物の関係で、奈良県でも高校生が何人か捕まっ

※次のページに訂正発言あり

ていましたけれども、現状と、何か新しい取り組みの必要があるのか、そこまで行っていないのか教えていただきたい。

○宮崎少年課長 少年の薬物違反は、平成30年度は、おかげさまでゼロだったんですけれども、令和元年度は急増しまして、大麻の使用で少年を検挙しております。令和元年度が総数で5名検挙しているんですけれども、防止対策といたしまして警察では、学校の求めに応じて非行防止教室で薬物の危険性等を訴えて、乱用防止に努めているところであります。

○日高委員 麻薬の問題になると、取り返しがつかない人生を送ってしまう、周りにも影響を与えてしまう。芸能界で沢尻さんや槇原さんのこととか報道されて、子供たちも余り危機意識を持っていない、やはり今、芽を摘んでおかないと取り返しのつかないことになる、取り組みが遅いと親御さんたちから話を聞きますので、学校側と協力して頑張っていたきたいと思えます。

○河野生活安全部長 宮崎県の薬物関係で特に特徴的なものがあります。宮崎はサーフィンの県と言われてサーフィンが盛んな地区ですけど、サーファーの間に大麻とかが広まっています、去年の事件は、少年たちが一緒に吸ってしまうという事件なんです。ですから、今、サーファーへの職務質問の強化とか、あるいは暴力団関係者との交流がある少年がそういう道に走ってしまうため、そういう少年たちの補導、あるいは職質等を徹底して、薬物から切り離していく取り組みをしております。

○谷口交通部長 先ほどのあおり運転の関係で訂正させていただきます。

まず、高速道路での取り締まりは4件でした。速度違反が2件、通行帯違反が2件の4件を当

時ヘリコプターで検挙しております。

それともう1つが通報の関係ですけれども、かなり主観的な判断に基づきますので、現在、統計をとっておりません。実際、危険で危ないという状況を認知したらパトカーが出動するという体制になっておりますので、統計はございません。

○渡辺委員長 その他報告事項に関しては、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございましょうか。

○井本委員 バスレーンを、私もこの前初めて通ったら、ちょうどラッシュアワーでこちらは渋滞なのに、1台だけバスが通っていて、一生懸命警察官が指導しておりましたけど。あれはあれで効率が悪いと思いましたが、評判はどうですか。

○谷口交通部長 設置当初は渋滞が発生するというので、かなり評判が悪くて、それは当然ですが、そのルールを守っていただくよう取り締まりを行ったところ、バス時間が定時運行となり、通勤者はもうなれてきて肯定的ですが、雨天時は渋滞の原因となっていますので、要検討かなと思います。

○井本委員 全く検討事項にもなっていないのですか。

○坂元交通管制官 小戸之橋が開通すると、渋滞の緩和にもつながると考えております。それに合わせて、バスレーンも含めて周辺の信号機の調整もしていく計画を今立てておりますので、若干は渋滞の緩和にもつながると考えております。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。なければ、1点。

先ほど、有岡委員から話がありましたが、宮崎市大島町の事件の関係で、捜査中なのでお答えできないことがあると伺いましたので、そのときはそれで結構です。

私は近いところに住んでいるのですが、ああいう形で被害者の方が発見されて、新聞等での報道や警察の発表で、これは相談を受けていた事案という整理になっていたかと思うんですが、どの段階で被害者がそういう相談を受けていた方であることが警察として認識できたのか。

多分、被害者が倒れていらっしゃるところでまず人定ができないと誰かわからないと思いますが、どの段階で捜査部門はそういう相談を受けている方が被害者だとわかったのか、お話しできるのであれば伺いたいということと、新聞報道等によると、容疑者は現場の周辺で職質を受けて逃走したという経緯だったようですが、人定ができていれば、その可能性があるような方として浮上すると思うんですね。そういういろんなことが事件発覚直後にわかって捜査体制が組めるような状況の事件であったのか、そうではなく人定に時間がかかっていたら、そういうことをする前に職質を受けた方が不審者として上がったのだらうと思うんです。先ほど議論があったこととの連結性の問題もあると思うので、お話しできるようであればの質問ですが。

**○阿部警察本部長** まず1点目の委員長がお尋ねの点につきましては、捜査に直結する部分もございますので、この場でコメントすることはできません。

また2点目につきましても同様に捜査中のことですが、いずれにしましても、県警としては一刻も早く本件事案の解明、殺人被疑者の検挙に向けて捜査を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

**○渡辺委員長** この件からは頭を離したとして、例えば、警察に相談されている方が被害者となる事案があって、自宅とかではなくて管轄の警察署外で何か被害を受けるようなことがあった場合に、相談をしていること等の情報が共有されるような仕組みがあるのか。それとも、それは現場の皆さんの判断というか、日ごろの努力の中で把握するというシステムなのか、もし何かあれば教えていただければと思います。

**○河野生活安全部長** 相談業務において、相談事の危険度の認知を我々は判断しています。危険度の高い相談事に関しては、その警察署のみならず生活安全部の幹部職員が全ての情報を共有しています。

もう1つ言えるのは、我々がそういう相談を受けて被害者になり得る危険性の高い方に関しては、110番支援システムで、その電話から110番がなされた場合には即座に所在を特定できるシステムを採用しています。ほかにも皆さんに安心していただくためのシステムがあり、情報共有しているというところで理解していただければと思います。

**○大塚警務部長** 補足で1点なんですけれども、警察にはさまざまな相談が寄せられておりまして、例えば、犯罪等の被害防止のための警戒依頼、家庭、職場、近隣関係の相談や特殊詐欺などの刑事関係や裁判犯罪関係の相談等さまざま、令和元年中でいいますと2万3,021件の相談を受理しております。こういった相談を組織の中で共有していくために、警察安全相談管理システムというシステムを構築して、情報共有を図っているところでございます。

**○渡辺委員長** 例えば、もう大分昔になりますけど、桶川ストーカー事件とか、あの手の事件が積み重なってくる中で、事前相談は着実にい

ろんな対策に結びつけられるシステムが充実していていると理解しました。

○阿部警察本部長 委員長、まさにそのとおりでございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして補正予算等に関する警察本部の審査を終了いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

---

午後2時20分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、今回の委員会審査に関しましては新型コロナウイルスの関係で、審査日程の変更等がありました。御迷惑をおかけいたしますが、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、当委員会に付託をされました議案等について、企業局長の説明を求めます。

○凶師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いをいたします。

議案の説明等に入ります前に、まず企業局における新型コロナウイルス感染症への対応状況等について御報告をさせていただきます。

まず、企業局庁舎1階の県電ホール及びギャラリーについてでございます。

これにつきましては、入り口にアルコール消毒液等を設置しますとともに、庁舎内におけるドアや手すりといった人の手が触れる箇所の消毒を随時実施しております。

なお、昨日、本県でも新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受けまして、県電ホールとギャラリーにつきましては、当面の間、

一般開放を中止することといたしました。

それから、一ツ瀬川県民ゴルフ場についてでございます。結論から申し上げますと、県の方針に従いまして、県の公の施設については3月末まで原則休業するという方針に沿いまして、休業することといたします。これにつきましては、昨年の4月に指定管理者を再公募いたしまして、やっと指定管理者が見つかったということで、我々としても非常に厳しい状況ではございますけれども、今回の新型コロナウイルスの感染者は、高齢者の場合重症化しやすいという報道もなされております。この一ツ瀬川県民ゴルフ場の特性として、利用者の半数以上が65歳以上の高齢者になっております。そういったことも配慮いたしまして、苦渋の判断ではございますけれども、県の方針にのっとり、3月末まで休業することとします。

そのほか、発電所関連の一部の工事におきまして、水車関連機器とかネットワークカメラ、これらを製造する中国の工場からの出荷・流通が停止しているという情報が入っております。この状況が長引く場合には、工事のおくれが生じることも予想されます。今後の状況を注視いたしまして、状況の変化に合わせて迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスへの対応については以上でございます。

それでは、お手元に配布しております、文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は提出議案2件、その他報告事項2件の計4件につきまして説明をさせていただきます。

なお、議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては当資料により行わせていただきます。

まず、提出議案の1点目、議案第65号「令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」につきましては、電気事業会計で行っております渡川発電所大規模改良事業について、令和元年度予算及び継続費の補正をお願いするものでございます。

2件目、議案第66号「令和元年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」につきましては、地域振興事業会計において、指定管理者からの納付金収入の減額に伴い、営業収益を減額補正するものであります。

次に、その他報告事項の1件目、宮崎県企業局経営ビジョン（案）につきましては、11月議会で素案を御報告したところでありますが、その後実施しましたパブリックコメント等を踏まえまして、このたび、最終案として御報告するものであります。

2件目、ダムカード・発電所カードにつきまして、企業局が保有するダムや発電所を題材としたカードを作成いたしましたので、御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、総務課長及び経営企画監より説明させますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 企業局長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○奥総務課長 それでは、引き続き御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

議案第65号「令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」であります。

まず、(1)の令和元年度予算の補正についてであります。

1つ目の丸印でございますが、渡川発電所大規模改良事業につきまして、水利権に係る国土交通省との協議に時間を要したこと及び土木・建築工事におきまして入札不調がありましたことから、令和元年度に予定しておりました工事費の一部を減額し、令和2年度の予算に計上するものであります。

これに伴いまして、アの収益的収入及び支出のうち、営業費用——これは土木・建築工事に係る固定資産の除却費であります。1,794万1,000円を減額するものであります。

また、イの資本的収入及び支出のうち、建設改良費——これは、発電設備一括更新工事及び土木・建築工事に係る改良工事費であります。2億3,427万8,000円を減額するものでありまして、合計2億5,221万9,000円を減額するものであります。

次に、2つ目の丸印であります。先ほど御説明いたしました工事費の減額に伴いまして、企業局が請負事業者等に支払う消費税——仮払い消費税と申しますが、これが減少することから、その分税務署に支払う消費税が増額するものであります。これによりまして、アの収益的収入及び支出のうち営業外費用の消費税及び地方消費税を1,307万8,000円増額するものであります。これらによりまして、下の表であります。アの収益的収入及び支出につきましては、表の太枠で囲んでおります事業費Bでございます。補正予算額は486万3,000円の減となりまして、1つ右の事業費の合計は52億6,034万7,000円となります。

また、下の表でございます。イの資本的収入及び支出につきましては、同じく表の太枠の資本的支出Bでございます。補正予定額は2億3,427万8,000円の減額でありまして、1つ右

の資本的支出の合計は13億5,276万7,000円となります。

それでは、2ページをごらんください。

(2)の継続費の補正についてであります。まず、①の事業期間の変更についてであります。

渡川発電所大規模改良事業につきまして、先ほど申し上げましたとおり、水利権に係る国土交通省との協議に時間を要したこと及び土木・建築工事において入札不調がありましたことから、事業期間を変更するものであります。

表をごらんください。

渡川発電所大規模改良事業といたしまして、現在、表の上段の発電設備一括更新工事と表の下段の土木・建築工事の2件の継続費を設定しております。

これらにつきまして、事業期間を令和3年度までとしておりましたが、1年間延長し、令和4年度までとするものであります。

次に、②の補正額についてであります。

これは、渡川発電所大規模改良事業の土木・建築工事につきまして、河川環境への影響を考慮した濁水処理プラントの設置等に係る工事費2億3,692万円を増額し、また、事業期間の変更や工事費の増額に伴いまして、年割額を補正するものであります。

アの工事ごとの事業費の補正の表の太枠の計の欄をごらんください。

補正予定額2億3,692万円を増額いたしまして、事業費の合計は39億8,391万1,000円となります。

続きまして、イの年割額の補正の表の太枠の補正予定額の欄を縦にごらんください。

事業期間の延長等に伴いまして、令和元年度は2億5,221万9,000円を減額し、令和2年度は10億6,812万円を減額いたしまして、令和3年度は

5億5,939万4,000円、令和4年度は9億9,786万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、3ページをお開きください。

議案第66号「令和元年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)」であります。

(1)の補正の内容につきましては、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設納付金の減額に伴いまして、地域振興事業の営業収益の減額補正を行うものであります。

補正額といたしましては、営業収益の施設利用料を補正前の1,985万3,000円から、補正後は949万9,000円として、1,035万4,000円を減額するものであります。

(2)の補正の理由につきましては、令和元年度のゴルフ場利用者数が降雨の影響により目標利用者数の8割程度となっており、指定管理者募集要領及び協定書に基づき、指定管理者からの納付金収入の減額が見込まれるためであります。

(3)の納付金の算定方法についてであります。まず①の利用者数につきましては、令和元年度の目標利用者数3万1,500人に対しまして、令和元年度見込み利用者数は2万7,546人としております。

また、表の下の米印にございますように、納付金の算定に使われます指定管理者の年度収入につきましては、6,838万4,000円を見込んでおります。

次に、②の納付金の算定であります。指定管理者が企業局に納付する納付金は、指定管理者募集要領及び協定書に基づきまして、年間利用者数がおおむね3万人の場合の基準収入額を7,590万円とし、このときの年間の基本納付額を1,776万7,000円としております。

また、基準収入額と指定管理者の年度収入額とに差額が生じた場合は、その下にございますア、あるいはイのいずれかの取り扱いをすることとしております。令和元年度は、降雨の影響により、指定管理者の年度収入額が基準収入額を下回る見込みでありますので、イの取り扱いをすることになりまして、下の太枠の計算のとおり、令和元年度の納付金は、基本納付額である1,776万7,000円から、基準収入額である7,590万円と令和元年度に見込んでいた指定管理者の年度収入額6,838万4,000円との差額に消費税を加算したものを差し引きまして、949万9,000円と見込んでおります。

4ページをごらんください。

(4) 令和元年度予算の補正額についてであります。

表の太枠の事業収益Aでございますが、補正予定額は1,035万4,000円の減でありまして、その右の事業収益の合計は1,191万8,000円となります。

続きまして、(5) 利用者の増加に向けた取組についてであります。

企業局では、指定管理者とともに、ソフト、ハードの両面から利用者の増加に向けた取組を行っているところであります。

①のソフト面といたしましては、アにございますとおり、お試しラウンドチケットの配布をしております。令和元年7月以降、地元企業など約650カ所に約1万枚を配布し、このうち約1割の917人に御利用いただいているところであります。

また、イのモリタゴルフ自主企画コンペの開催、ウの県庁内の利用促進、エの県政テレビ番組を活用した広報を行うなど、積極的な取組を行っているところであります。

②のハード面につきましては、アのゴルフコースの継続的改善やイのコース内排水設備改良工事、ウのトイレ改修工事を実施しているところであります。

このような取組みによりまして、(6)の利用者の増加に向けた取組の効果といたしましては、令和元年度の降雨のない日の利用者数は平成30年度と比較して、第3四半期以降では、1割程度増加しているところであります。

今後とも指定管理者と一体となり、より多くの皆様に御利用いただけるよう、しっかりと誘客対策を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○蓬原委員 入札不調ですけど、公共三部と比べれば、企業局の入札の回数は少ないと思うんですが、不調の状況というのは、どういう業者さんが大体何社入って、どういう状況だったのか教えてもらえますか。

○森本工務課長 入札の不調でございますが、ことしは12件の不調がありまして、随契が5件、一般競争入札が7件でございます。中身につきましては、建築工事が3件、管工事が1件、電気工事が1件、土木一式工事が5件、電気通信工事が2件という状況です。母数は57件でございます。

○蓬原委員 かなり多いですね。工事ごとの内訳をもう1回おっしゃってください。ちょっと早かったので、メモができませんでした。

○森本工務課長 まず、建築一式工事が3件でございます。土木一式工事が5件でございます。管工事が1件、電気工事が1件、電機通信工事が2件という状況でございます。

○**蓬原委員** 随契が5件とおっしゃいましたが、これも不調不落ですか。

○**森本工務課長** 随契につきましても、やはり不調でございます。入ってきてくれなかったというような状況があります。例えば中身でいきますと、空調工事ですが、再度入札して、実際工事を行ってもらっているところでございます。

○**蓬原委員** 不調ということは、最低制限価格より下に入ったということでしょうか、公共三部も不調不落が多くて、いろんな原因が考えられるということ、何とかしないといけないということで、今、管理課において、対策が行われたりしているところですが、企業局の57分の12というのは結構多いと思うんですけど、どういう原因が考えられるのでしょうか。

○**森本工務課長** 企業局の工事と、知事部局の工事とでふくそうしている状況があったようでございます。業者にいろいろ聞き取りをしたんですけど、やはり他工事との重複とか、技術者不足という状況で、入札に参加してくれないというのがすごく多かったようです。

○**蓬原委員** 一般競争入札、指名競争入札とありますけど、これはどういう方式でとられたんですか。

○**森本工務課長** もちろん条件つき一般競争入札もあります。あと指名競争入札もございます。

○**蓬原委員** 人手不足といった中で、見積金額は妥当だったのですか。なぜこういう話をするかということ、国会議員の国政報告会での話なんですけど、国——財務省ということでしょうか、地方において不調不落が非常に多いと。であるならば、公共工事が多過ぎるのではないかと、切っていいのではないかと議論があったようですが、実はそうじゃないと。人手不足に加えて、価格の問題、働き方改革とかいろいろあっ

て受けられないと。そういうことを地元の国会議員として反論している話を聞いておまして。

不調不落が技術者の人手不足の問題だけでなく、働き方が変わって、6日の仕事を5日で終わらせないといけない時代ですから、経費をかけないと、工期内に終わらないわけです。そうなるの見積もりに経費を含めていかないと土木や建築、その他の業種にますます人が集まらなくなるという危機感を持つ業界の要請を受けて、県土整備部の管理課ではそういう変更をしていく方針を出すみたいだけど、企業局も57分の12と不調不落が多いなと思っています。

不落の工事が来年受注される保証はないですよ。その辺はどうなんですか。

○**森本工務課長** 工事の積算において、歩掛がないものにつきましては見積もりをベースにしまして、やはり業者さんの状況を確認しながら、費用を積算しているところでございますので、適正な価格で入札をしていると考えておりますが、どちらかといいますと、先ほど言いました技術者不足や工事の重複で、やりたいけれどもできないパターンかと思っております。

対策として余裕工期の設定ができますので、できる時期に業者さんにやってもらうといった対策とか、あるいは等級区分を広げて、多くの工事業者が受注できる機会を与えることで対策していこうと考えているところです。

○**蓬原委員** 渡川発電所の改良事業については、土木と建築工事において入札不調ということだから、電気や管、電気通信については全て落札できたということでしょうか。

○**森本工務課長** 渡川につきましては、電気も電機通信もありますが、理由はやはり技術者の問題で、渡川発電所の1号発電機の基礎コンクリート改良工事——これは既設の発電機の基礎

の部分掘削して撤去する工事でございますが、これにつきましても、1回目不調でしたが、こちらで事情を聞いて対策を練りまして、業者を拡大して再入札した結果、受注されております。

○蓬原委員 県土整備部の管理課の見直しで、例えば応札者の全てが最低制限価格に届かないと、以前だったら再度の入札に参加できなかったけれども、最低制限価格未満者も希望すれば参加できる仕組みとかを考えたみたいなので、さっき言ったように国会の話、不調がふえると予算獲得という面において、国土強靱化の予算は結構ついたが、事業ができなかった、不調が多かったでは非常にまずいと思うので、業者が応札してくることだから一概に言えないかもしれませんが、できるだけ不調不落が少なくなる方を講じていただきたいと思います。

○井本委員 水利権にかかわる国土交通省との協議と書いてあるけど、内容はどんなことを協議するの。

○新穂電気課長 水力発電は、河川の水を使用して発電しますので、水利権の許可を得ています。この許可を申請するときに、いろいろな発電所の構造物の図面等を提出しますが、その構造物に変更を加える場合には、再度承認、あるいは新たな水利権の許可が必要で、この協議に時間を要したということでございます。

○井本委員 何か許可要件に抵触したのですか。

○新穂電気課長 こういう工事をするときにはこういう承認や許可を得なさいと河川法の条文で定められています。今回は、水の流れを若干変えること、あと、発電に使う水と発電機を冷やす冷却水の量についての許可を得ていたのですが、そこの数字が若干変わるものですから、新しく水利権の許可を得たということになります。

○井本委員 漁業権との関係はないのですか。

○新穂電気課長 今回の場合は、若干水の使用量の内数で変わったんですけども、漁業権について、水を利用する人たちの業界と協議しました。

○井本委員 延岡市では旭化成が水利権を設定していて、それが市民の中ではいろいろ言われているわけですよ。旭化成が水をとるため、ほかの企業が入れないんだとか言われているけど、国が水利権を許可しているのでしょうか、何かお金を払うんですか。民間の場合はそういうのは全然ないのか。

○新穂電気課長 水の量に応じて、水利利用料を支払っています。

○井本委員 延岡市の場合、五ヶ瀬川が途中で大瀬川と五ヶ瀬川に分かれるんだよね。そのとき旭化成にたくさん水を流すために、一方を広く広げているわけですよ。わざわざ水をたくさん取らせるために、国はそういうことまでするんですか。

○新穂電気課長 五ヶ瀬川のことについてはちょっと承知しておりません。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田原経営企画監 宮崎県企業経営ビジョンの案について御報告いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

まず1の策定の目的であります。企業局では平成27年3月に策定しました宮崎県企業局経営ビジョンに基づきまして、計画的、効率的に事業を進めているところでございますが、今年度末で策定から5年が経過することから、次期ビジョンを新たに策定するものであります。

2の策定までのスケジュールであります。12月の常任委員会で御報告しました経営ビジョンの素案につきまして、12月から1カ月間、パブリックコメントを実施しました。本日、その結果を踏まえた経営ビジョン(案)の報告を行い、3月中に策定することとしております。

3のパブリックコメントの結果でございますが、(1)の実施期間は、12月20日から1月20日まで、(2)の提出者数及び件数は、5名の方から合計11件でした。(3)の御意見の内容といたしましては、人材確保、職員の技術確保についてが3件、地域振興事業の利用増に向けた取り組みについてが3件、企業局のPRについてが2件、地域貢献策についてが1件、災害リスクの情報提供についてが1件、経営ビジョンの長期見通し期間についてが1件で、12月の常任委員会で御報告いたしました経営ビジョンの素案から基本方針、あるいは戦略と大きな方向性の差異がございませんでした。

このことから、これから御報告いたします経営ビジョンの案も、素案とほぼ変わらないものであることを最初に申し上げます。

それでは、資料の6ページ、A3版の宮崎県企業局経営ビジョン案の概要をごらんください。

まず上段左の策定の背景であります。時代の潮流として、低炭素・循環型社会への転換が求められていること、AIやIoTなどを中心とする第4次産業革命の進展などを上げております。

右隣の経営環境の変化につきましては、高齢化の進展に伴い、労働力人口の減少等が進行することや、企業局施設の老朽化が進行していること、大規模災害に備えた危機管理対策の強化が重要となっていることなどを挙げております。

上段右の経営ビジョンの位置づけですが、新

しい経営ビジョンは、現行の経営ビジョンを継承するものであること、そして県の総合計画「未来みやざき創造プラン」を側面から支援するものであることなどとしております。

次に、経営理念と目指す姿についてですが、中段の楕円で囲んだ部分をごらんください。

経営理念は青い楕円で4項目掲げております。

1つ目が、左上の「経営環境の変化に適切に対応した健全経営の維持」、2つ目が、右上の「積極的な地域貢献による県政発展や県民の豊かな暮らしづくりへの寄与」、3つ目が、左下の「優れた人材や技術力による効率的な事業運営」、4つ目が、右下の「情報発信による県民の理解の促進と信頼の構築」としております。

これらの経営理念のもと、企業局の目指す姿を「本県の豊かな水資源と河川環境を活用し、地域社会の持続的な発展と県民福祉の増進に貢献する公営企業」としております。この目指す姿の実現に向け、事業ごとに課題の抽出を行いまして、事業経営の基本的な考え方となる経営の基本方針と戦略を整理してしております。

下段左の電気事業のところをごらんください。

課題としましては、今後連続する大規模改良工事が将来の経営に大きく影響すること、施設の老朽化により、電力供給に支障が生じる懸念があること、技術力の維持や向上、有資格者の確保が難しくなっていることなどを上げております。

これらを踏まえ、経営の基本方針として、「老朽化した発電所の計画的な更新と電力の安定供給を通じて、持続可能な社会構築や経済の振興、県民の福祉増進に貢献する」とし、下の5つの戦略を掲げております。

戦略1が、電力システム改革等に対応した経営基盤の強化、戦略2が、老朽化した発電所等

の計画的な更新による信頼性や安全性の向上、戦略3が、大規模災害等におけるリスク対策の充実強化などを上げているところでございます。

一番下の投資財政計画についてですが、これにつきましては、別冊でお配りしておりますA4の経営ビジョン(案)をごらんください。

24ページ中ほどの図6のグラフでございます。

ここに今後10年間の投資計画をお示ししております。この中で、青い棒グラフ、これは建設改良費でございますが、今後、年間25億円前後の投資が必要となる投資が多くなっているということでございます。これは、25ページの上段にありますように、現在施工中の渡川発電所に続きまして、今後は綾第二、綾第一、岩瀬川発電所の大規模改良工事を計画しているためでございます。

次に、その下の図7、収益的収支のグラフをごらんください。令和2年度から6年度は、渡川発電所や綾第二発電所の大規模改良工事で発電が停止することと、固定資産除却費等の増加によりまして、赤字が見込まれるということで、非常に厳しい収支が予想されております。ただ、その後は、FITの適用を受ける渡川発電所と綾第二発電所が発電を開始するということで、黒字が見込まれております。

次に、A3の資料の下段の真ん中、工業用水道事業のところをごらんください。

課題でございますが、今後、設備更新や改修工事に多額の費用が見込まれることから、収支の悪化が懸念されること、2つ目として、建物や構築物の老朽化により、給水支障が懸念されること、3つ目が、技術力の維持や向上、有資格者の確保が難しくなっていることなどを上げております。

これらを踏まえまして、経営の基本方針とし

て、「工業用水の低廉な料金を維持しつつ、施設の健全性を保ちながら、県北地域の産業振興を支援する」として、5つの戦略を掲げております。1つ目が、効率的な設備投資と財源確保による経営基盤の強化、2つ目が、設備の計画的な更新・維持補修による健全性の保持、3つ目が、大規模災害等におけるリスク対策の充実強化、これによって事業を推進していくこととしております。

一番下の投資財政計画でございますが、これは、別冊の経営ビジョンの44ページをお開きください。

中ほどの図17のグラフに今後10年間の投資計画を示しております。

この中で、青い棒グラフが建設改良費を示しておりまして、令和元年度と令和7年度以降に年間2億5,000万円以上の大きな投資を計画しております。

これは、45ページの上段に示しておりますとおり、現在施工中の高速凝集沈殿池改良工事が2年度まで出てくること、そして、7年度以降は、9号送水管など老朽施設の更新工事を計画しているためでございます。

中ほどの図18、収益的収支のグラフをごらんください。

平成30年度から実施しております高速凝集沈殿池の改良工事が順次完了しまして、その後、減価償却費が増加してくることで、令和6年度までは赤字を計上する見込みとなっております。

次に、A3の資料の下段右の地域振興事業です。

課題としまして、利用者数の低迷など厳しい事業環境が続く可能性があること、良好なコースコンディションを維持する必要があること、地域への経済波及や良好な河川環境の保全を今

後も継続する必要があることを上げております。

これらを踏まえまして、経営の基本方針を「河川敷ゴルフ場の特性を生かし、県民誰もが快適にプレイしやすい環境を提供することにより、県民の健康づくりや生きがいづくりと、地域の振興に寄与する」とし、3つの戦略、戦略1が、指定管理者と連携した経営基盤の強化、戦略2が、フラットな河川敷コースの特色を生かした、誰もが利用しやすい施設の提供、戦略3が、地域貢献の推進と良好な河川環境の保全により事業を推進していくこととしております。

なお、戦略につきましては、昨年12月の常任委員会での御意見を踏まえ、素案から一部修正しております。

別冊の経営ビジョンの56ページをお開きください。

戦略1の(3)安定経営の維持の2つ目の丸につきましては、素案では、「利用者ニーズや経営状況によっては、用途の変更など最適なサービス形態への見直し等を検討します」としておりましたが、御意見を踏まえまして、「経営状況を見ながら、事業のあり方について見直しを検討します」に変更しております。

次に、投資財政計画ですが、同じくビジョン案の58ページをごらんください。

中ほどの図26に今後10年間の投資計画をお示ししております。令和6年度が突出しておりますけど、これはグラフの下の方にありますとおり、サービスセンター関係の設備更新とか修繕を計画しているためでございます。

次に59ページの図27、収益的収支のグラフをごらんください。

先ほど御説明いたしましたサービスセンターの改修に伴いまして、令和6年度については赤字を計上する見込みでございます。

経営ビジョンの案の概要につきましては、以上のとおりでございます。

今後は、先ほど御説明いたしましたとおり、本日の御議論を踏まえまして、年度内に経営ビジョンを策定したいと考えております。

引き続き、委員会資料の8ページをお開きください。

ダムカード、発電所カードについて御報告いたします。

まず、1の目的であります。近年、全国的にインフラツーリズムが普及拡大しております。ダムや発電所などへの注目が高まってきております。このため、企業局が保有している施設を題材とする発電所カードやダムカードを作成して配布することにより、クリーンなエネルギーである水力発電に関心を持ってもらい、企業局の事業の役割について、理解の促進を図るものでございます。

あわせまして、施設周辺の観光情報も掲載しまして、地域の振興にも寄与するものと考えております。

2の概要でございますが、(1)の種類につきましては、ダムカードは4種類、発電所カードが14種類あります。

(2)の内容につきましては、ページの下の方に、延岡市にある上祝子発電所の例を掲載しておりますので、こちらでご説明いたします。

左側が表面で、発電所の全景と水車発電機の写真を掲載しております。右側が裏面で、施設の諸元、特徴のほか、「みみより情報」というのが一番下にありますが、耳寄り情報として地域の観光情報を記載しております。

なお、その隣にあるQRコードは、スマートフォンで読み取ると、地元の観光協会のホームページを見ることができるようになっておりま

す。

上のほうに戻っていただきまして、3の配布方法及び配布場所でございますが、(1)の配布方法ですが、施設が山奥にありまして、通常は無入でございますので、近隣の観光施設等で配布することにしております。配布場所の詳細につきましては隣の9ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

(2)の料金につきましては、無料としております。

なお、配布につきましては、今月から既に開始しているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

**○渡辺委員長** その他報告事項に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

**○日高委員** 委員会資料の5ページです。パブリックコメントの結果が出ておりますけど、地域振興事業について3件とありますが、具体的にどういう意見だったのか知りたいと思っています。

**○田原経営企画監** 地域振興事業の3件につきましては、まず、河川敷ゴルフ場に、例えば、貸出用具を備えつくと県民が気軽に利用しやすくなり、ゴルフ人口の裾野が広がるのではないかと御意見がございました。ほかに、利用者増のために、例えばイベントで地域の子供向け無料ゴルフ教室の開催とか、ゴルフの類似競技であるパターゴルフ、ゲートボールのエリアを設けてゴルフへの勧誘を図ったらどうでしょうかという御意見と、今、想定利用者を3万1,500人としていますが、これが本当に3万1,500人で大丈夫なのかという意見がございました。

**○日高委員** 先ほどの議案第66号も関係します

が、やはりコロナの関係で、3月分の収益がちょっと減るんですね。金額的には949万9,000円ですか。お試しカードを私も持っていますが、あれを結構使っている方が多いようで、何回も行っていますけれども、この河川敷のゴルフ場は年間2万7,000人の方が使われているので、これはこれでしっかり頑張ってもらいたいと思っています。子供向けとかもあるかもしれませんが、何回も言うように、高齢者の健康づくりというイメージで頑張ってもらいたいと思っています。

それと電気事業の関係については、FITの活用で将来的には黒字化になるというようなことでありますし、企業局には国スポの基金の繰り出しとかいろんな形で加勢をいただいておりますので、今後ともしっかり電気事業も、ゴルフも、できればとんとんぐらいの勢いで、いろいろなアイデアを出しながら、令和2年度も頑張ってもらいたいと思います。

**○井本委員** 投資計画の58ページについて、令和6年に建設改良費、修繕費が伸びていますよね。これは、その時期に何か建設する必要があるのですか。

**○田原経営企画監** 一ツ瀬川県民スポーツセンターは建物が平成2年に完成ということで、かなり傷んできているところがございます。お客様相手の場所になるので、時期的にもそろそろ大規模な改修工事の必要があるということで計画しております。

**○井本委員** お年寄りの健康のためにというのは理解するんだけど、企業局はもうからないといけないところだから。もちろん県民の役に立たないといけないけれども、ボランティア組織じゃないので、収益がマイナスになるなら、どこか厚生部の局に回したほうがいいんじゃない

のかなと思っているんだけど。いつまでも赤字が続くようでしたら、思い切ってハンドルを切りかえないといけないのではないですか、どうですか。

○田原経営企画監 委員がおっしゃるとおり、ずっと赤字が続いて、もう回復の見込みがないという状況が今の指定管理期間で続くようであれば、次の指定管理者を選ぶ4年後、その前に判断すべき時期が来ると思っております。

ただ、今は指定管理者も変わりまして、一生懸命施設整備等に力を入れて、先ほど御説明いたしましたとお誘客対策もやっております、それなりに利用者が回復をしてきている段階です。いましばらくは努力して頑張っていきたいと思っています。

○井本委員 頑張ってください。

○有岡委員 ダムカードをいただきましたので拝見しているんですが、何枚ぐらいつくられたのかお尋ねします。

○田原経営企画監 とりあえず初回の印刷ということで、それぞれ200枚つくって配付場所に置いております。

○有岡委員 QRコードが入ってまして、これを開くと、例えばこの場所や地図が出るとか、そういう工夫がしてあるんでしょうか。

○田原経営企画監 場所が出るとかそういうものではなくて、地元の観光協会のホームページのトップページが出るような形になっております。

○有岡委員 一つの考え方ですが、それぞれがそれぞれに努力しているのはわかるんですが、例えば、QRコードをクリックしたときに、一ツ瀬川のゴルフ場で地域振興事業をやっていますとか、何かそういう紹介ぐらいが入るといいなと思っています。子供たちが興味を持って開

いてみたら、そういう情報が入っていると、ゴルフに行ってもらえるような。せっかくこういうカードを配っていただくのであれば、もうひと工夫あるといいなと思いました。

○田原経営企画監 ただいただきました貴重な御意見ですが、次回の更新のときに考えていきます。

○有岡委員 もし、人気が出れば、配布場所を企業局の中とか県の売店に広げて、宮崎国スポの基金も協力していますとか、逆にそんなこともPRされると、もっといいんじゃないかと思いました。

○田原経営企画監 現在のところは、考え方としまして、地元足を運んでもらうということで、地元の配布場所に行って、そこでもらうという形をとっております。

ただ、今、委員がおっしゃいましたような効果も、当然、企業局のPRということであると思うので、それもあわせて、また今後、検討したいと思います。

○蓬原委員 ビジョンに対してのパブコメで人材確保や職員の技術確保の意見が、そして電気事業と工業用水道事業の課題でも、技術力の維持や向上、有識資格者の確保ということがありますけれども、組織もそうですが、当然企業ですから、企業は人なりということ。最近県庁への応募者が減っています。人口が、若い人が減っていることもあるんでしょうが、将来に向けての人材の確保、いわゆる技術力の維持向上という意味において、人材の確保に懸念があるからここに書いてあるんでしょうけど、これについての現状とか見通しはどうなんでしょうか。

○奥総務課長 人材の確保でございますが、今年度の状況で申し上げます。今のところ、電気、機械職の採用については順調にしているとい

うことをございます。ただ、土木職は希望するような人材が集まらないと聞いております。基本的に採用につきましては知事部局のほうでやっておりますが、企業局といたしましても電気職の職員がたくさんおりますので、そういったPRの場があれば、例えばパンフレット等につきましては、うちの職員が働く場の紹介とかそういったことはしております。

企業局独自の採用はできないわけでありまして、知事部局と一緒に、電気、機械職あるいは土木職の採用につきましては一生懸命努力していきたいと思っています。

**○蓬原委員** 確認ですけれども、当然ここに書いてあるから大丈夫かという質問だったわけけれども、将来の見通しについても大丈夫なんですね。

**○奥総務課長** 年度によっては厳しい年もありましたが、今年度につきましては順調にしているということをございまして、将来につきましてもまた一生懸命やっていきたいと思っています。

**○蓬原委員** 参考までに聞いておきます。知事部局で採用されますが、電気職となると、やっぱり企業局の勤務がメインになるわけけれども、転勤異動、勤務先というのは、今どこどこがあつて、大体どの程度の年数的なローテーションで動いているんですか。

**○奥総務課長** 転勤で申しますと、勤務場所を異動するという意味では、日向市に管理事務所がございますので、そこにつきましては日向市の事務所に行くということをございしますが、出先はそこ1つですので、あとは企業局庁舎の中での異動ということになります。

**○蓬原委員** なぜこういうことを聞いたかという、最近、県庁と市役所の受験の場合に、ど

ちらかという市役所のほうが若い人の人気が高いんだそうです。それはなぜかという、転勤がないからだ。

おもしろい話が、これは都城市の課長の話ですけれども、県を受け、市を受け、例えば県のほうが合格したと。細かい手続はわかりませんが、その採用の確認をとろうとすると、ちょっと待ってください、市のほうの合否がわかってからにしてくださいと。そして、市のほうが合格になると市のほうに来て、理由はなぜかという、県庁だと県内全域に転勤があるから、転勤のないほうを選ぶんだという、そういう今の若者感覚でしょうか、働き方改革という流れがあるからかもしれないけど、そういうこともあるので、そうであれば、企業局の場合は1カ所だけということだから、宮崎市にほぼ定着できるということなので、今さっき言ったようなことは杞憂にはなるかと思えますけれども、念のために聞いたところでした。だから、そういう企業局の仕事の魅力みたいなものをやられると、人材の確保にいいのかなと思います。

**○渡辺委員長** ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** なければ、先ほど冒頭に御説明がありました新型コロナの影響で、一ツ瀬のゴルフ場の対応のことです。

まず1点目が、雨が続いてゴルフ場が使えないという状態のときには、委託費を減額する規定があったかと思いますが、今回の新型コロナによる休業でもそれを適用するのか否か。

休業が3月いっぱいとはつてはいますけれども、1カ月近くの休業になるわけですので、決算の

見通しが変わってくると思いますが、その状況について、今わかる点で御説明いただければと思います。

○**田原経営企画監** まず、納付金の減額についてですが、基本協定書の中に、天災、事故、その他やむを得ない事由により管理業務の全部または一部ができない場合とありまして、その場合に、損失の補償、その他の経費については協議の上決定するというようになっておりますので、今後、検討を進めてまいりたいというのが一つでございます。

今年度の決算の見込みですが、委員会資料の4ページ、現年予算の補正額のところの収支残ですが、1,000万円のマイナスとなっております。今回、コロナウイルスの関係で休業することとなり、この額がまたふえてくると考えておりますけれども、具体的に幾らになるかは、今後また指定管理者のモリタゴルフ側と協議して決めるというような形になるかと思っております。

○**渡辺委員長** 1カ月全くの休業という状況になれば、全く売り上げは上がらない中、考え方がいろいろあると思いますが、どのぐらいの影響があり得ると想定してありますか。

○**田原経営企画監** ゴルフ場の1カ月あたりの収入が大体600万円ぐらいではないかと考えております。

○**渡辺委員長** もう1点だけ。間接的に県が管理する施設でありますので、モリタゴルフさんが施設の職員に対して、待遇等に不利益をこうむるような状況が起こることは望ましくないと思うのですが、そこについて何らかの考え方があれば。

○**田原経営企画監** モリタゴルフさんには、例えば今月休んでいただいても、その後、指定管理をしっかりと続けていただく必要がございます

ので、そこで働いている職員の皆さんが不利益をこうむらないように、企業局としましてもその辺は十分考えた上で、保障なりを考えていきたいと思っております。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

その他でございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。皆様、お疲れさまでした  
暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

---

午後3時15分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開します。

本日の審議はここまでとしまして、あすの委員会は午前10時に再開いたします。あすは教育委員会の審査を行いますので、よろしく願います。

以上で、本日の委員会を終了します。

午後3時15分散会

令和2年3月6日(金曜日)

午前9時59分再開

出席委員(7人)

委員 長	渡 辺 創
副委員 長	安 田 厚 生
委員	蓬 原 正 三
委員	井 本 英 雄
委員	濱 砂 守
委員	有 岡 浩 一
委員	日 高 利 夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	日 隈 俊 郎
副 教 育 長	亀 澤 保 彦
教 育 次 長 (教育政策担当)	川 越 淳 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	黒 木 健 一
教 育 政 策 課 長	中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長	本 田 潤 一
育 英 資 金 室 長	重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長	児 玉 康 裕
義 務 教 育 課 長	東 宏 太 朗
特 別 支 援 教 育 課 長	酒 井 裕 市
教 職 員 課 長	黒 木 貴
生 涯 学 習 課 長	新 純 一 郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長	米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長	四 位 久 光
人 権 同 和 教 育 課 長	鎌 田 剛 史

図 書 館 長	中 原 光 晴
美 術 館 副 館 長	加 塩 美 昭
総 合 博 物 館 長	黒 木 義 博

警察本部

警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	時 任 和 博
生 活 安 全 部 長	河 野 重 定
刑 事 部 長	廣 澤 康 介
交 通 部 長	谷 口 浩
警 備 部 長	小 野 博
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	河 野 晃 央
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	福 永 光 宏
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	鍋 倉 幸 次
総 務 課 長	上 平 賢 一
少 年 課 長	宮 崎 俊 昭
生 活 環 境 課 長	井 上 保 志
交 通 管 制 官	坂 元 無 我
運 転 免 許 課 長	日 高 好 章

企業局

企 業 局 長	凶 師 雄 一
副 局 長 ( 総 括 )	野 口 和 彦
副 局 長 ( 技 術 )	土 屋 喜 弘
総 務 課 長	奥 浩 一
経 営 企 画 監	田 原 充 生
工 務 課 長	森 本 誠 二
電 気 課 長	新 穂 浩 一
施 設 管 理 課 長	上 石 浩 博
総 合 制 御 課 長	楠 見 博

---

事務局職員出席者

議事課主幹 関谷幸二

議事課主任主事 三倉潤也

---

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず冒頭に、学校の一斉休業等で教育委員会の皆様大変お忙しいところだと思いますが、心から敬意を表したいと思います。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、委員会の審議日程も変更がございました。執行部の皆様にもいろいろと御迷惑をおかけしているかと思いますが、どうか趣旨を御理解いただきまして、ひとつよろしく願います。

なお、きょうの委員会審議では説明が長く続く場面もあります。こんなシーズンでもあり、体調等でお手洗いか何かある場合には、執行部の皆さんも含めて、特段の休憩をとりませんのでそれぞれの御判断で対応いただいて結構でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、当委員会に付託をされました議案等について教育長の説明を求めます。

○日隈教育長 おはようございます。教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず1点、お礼を申し上げたいと思います。行事の関係でございますが、2月29日に開催いたしました県立西都商業高等学校の閉校式に際しましては、当委員会より濱砂委員に御臨席いただきました。この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

ここから座って議案等について説明させていただきます。

本日の議案等の説明に入る前に、1点御説明

させていただきたいと思います。御案内のとおり、現時点での新型コロナウイルス感染症への対策・対応について説明させていただきます。

2月28日に、政府及び文部科学省から全国一斉の臨時休業の要請がありました。これを受けまして、報道等でもありましたとおり、本県の県立学校においては、3月2日より当面臨時休校とすることといたしました。

また同日、各市町村教育委員会にも県に準じた対応の検討を要請いたしました結果、期間等の違いはありますが、全ての市町村立学校におきましても一定期間の臨時休業という対応になりました。

詳細につきましては、その他報告事項で担当課長より説明させていただきます。

今回の対応につきましては、子供を持つ家庭や教育現場などにおきまして、さまざまな不安や課題が生じていると思います。しかしながら、感染リスクを抑えるため、あるいは拡大を抑えるための措置でありますことから、当常任委員会を初め、県民の皆様には、御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、一昨日、県内において一例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生いたしました。これに伴います県有施設の休館等の対応につきましては、資料を追加で配付させていただいております。

このことについても、後ほど担当課長から説明いたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察企業常任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、

右側の目次をごらんください。

今回御審議いただく議案は、議案第49号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」、議案第63号「令和元年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第64号「令和元年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）」、議案第69号「公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」の4件であります。

次に、報告事項といたしまして、「宮崎県育成資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調定について」と「損害賠償額を定めたことについて」の2件を御報告させていただきます。

最後に、その他報告事項として、先ほど申し上げました「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校・高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業への対応」と追加資料について御報告させていただきます。

次に資料の1ページをごらんください。

まず、補正予算の概要について私から説明いたします。

今回の教育委員会の一般会計補正予算ですが、表の下から5段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、補正額は18億3,743万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。補正後の額はその2つ右の欄にありますように、1,064億5,801万円です。

また、特別会計の補正予算ですが、下から2番目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、合計になりますけれども、9億4,705万円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、21億7,090万9,000円となります。

その結果、一番下の太線枠の補正額の欄にありますように、8億9,038万4,000円の減額補正をお願いするものであります。また、補正後の

額はその2つ右の欄にありますように、1,086億2,891万9,000円となります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後引き続き各担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○渡辺委員長** 教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに議案に関する説明を求めます。

**○中嶋教育政策課長** 教育政策課の令和元年度2月補正につきまして御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の教育政策課のインデックスのところ、401ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄にありますように、今回の補正は5,610万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように31億4,511万6,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

403ページをお開きください。

中ほどの（事項）職員費が2,262万6,000円の減額であります。

これは、事務局職員の人件費の執行残などによるものでございます。

次に、404ページをお開きください。

中ほどの少し下あたり、（事項）職員費が2,042万6,000円の減額、ページの一番下になりますが、（事項）職員費が1,018万8,000円の減額であります。

これは、事務局職員のうち、社会教育及び保健体育にかかわる職員の人件費の執行残であります。

教育政策課の補正予算につきましては以上であります。

続きまして、提出議案について説明いたします。

お手元の常任委員会資料の6ページをお開きください。それとあわせまして、提出議案のインデックスの議案第69号のほうもあわせてお願いいたします。

議案第69号「公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由であります。民間の資金やノウハウを公共施設の建設・運営等に活用する手法であるPFI事業により公共施設を整備する場合に、当該PFI事業を行うものを指定管理候補者として選定できることについて所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容ですが、本県では公の施設の指定管理候補者の選定は公募を原則としておりますが、公募の手法をとらない指定管理者の指定のの特例の1つとして、下に記載しております場合を追加し、議会の議決を経て指定管理者とすることができるようにするものであります。

追加する内容としましては、指定管理者が管理を行う公の施設に係る特定事業を実施する民間事業者——いわゆるPFI事業者を指定管理候補者とするとき、これにより公募せずにPFI事業者を指定管理候補者として選定できることとなります。

次に、3の改正を要する条例ですが、そこにあります5つの条例を一括して改正することとしておりまして、(2)の教育関係の公の施設に関する条例が教育委員会の所管であります。

最後に、施行期日は公布の日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○本田財務福利課長 令和元年度2月補正、歳

出予算説明資料の財務福利課のインデックスの407ページをお願いいたします。

財務福利課の補正予算額は、総額で8億3,622万円の増額補正でございます。補正後の額は同じ段の右から3列目、59億3,790万5,000円であります。

その内訳につきましては、1段下の一般会計が1億1,083万円の減額補正、3段下にあります特別会計が9億4,705万円の増額補正であります。

それでは、補正をお願いします主な事項につきまして御説明いたします。

資料409ページをお願いいたします。

まず一般会計についてであります。ページ中ほど、(事項)維持管理費につきまして、704万1,000円の減額補正をお願いしております。

これは、県立学校における施設整備関連事務費や国有財産使用料などに要する経費の執行残であります。

次に、410ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、1,009万5,000円の減額補正をお願いしております。

これは、県立高等学校における光熱水費などの需用費等の執行残でございます。

次に、411ページをお願いいたします。

ページの中ほど、(事項)文教施設災害復旧費につきまして、6,720万円の減額補正をお願いしております。

これは、台風8号などにより被害を受けた教育施設等の災害復旧に要する工事費等の執行残でございます。

次に、412ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。

(事項)高等学校実習費につきまして、1,944

万4,000円の増額補正をお願いしております。これは平成30年度の決算認定で、繰越金が確定したものであります。

次に、413ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項)育英事業費につきまして、9億2,760万6,000円の増額補正をお願いしております。

これも先ほどの実習事業と同様、平成30年度の決算認定で繰越金が確定したものでございます。

令和元年度一般会計及び特別会計に係る補正予算についての財務福利課の説明は以上であります。

**○児玉高校教育課長** 高校教育課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の高校教育課のインデックスのところ、415ページをお開きください。

一般会計で1億8,134万1,000円の増額補正でありまして、補正後の額は右から3番目でございますが、39億889万5,000円であります。

次に、417ページをお開きください。

初めに下から4段目、(事項)高等学校就学支援事業費2億4,818万5,000円の減額であります。

これは、県立高校の生徒へ授業料相当額を支援する就学支援金及び低所得世帯の生徒へ給付する奨学のための給付金の対象者が、当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、418ページをお開きください。

上から3段目、(事項)学力向上推進費の説明欄の10にある新規事業、G I G Aスクールネットワーク構築事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、中ほどの(事項)指導者養成費1,370万円の減額であります。

このうち、説明欄の2、国際理解教育推進事

業1,020万の減額であります。これは、外国語指導助手の雇用に係る報酬や費用弁償等の執行残であります。

次の419ページをごらんください。

下から2段目、(事項)産業教育振興費1億2,599万1,000円の増額であります。

これは、国の経済対策により、次の420ページの説明欄の5にあります新規事業、みやぎの未来を支える畜産経営者育成事業を新たに計上したことによるものでございます。

この事業につきましても、常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、常任委員会資料により、新規・改善事業の主な事業を御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

新規事業、G I G Aスクールネットワーク構築事業でございます。

事業の目的・背景であります。S o c i e t y 5.0時代の学びの実現に必要な高速大容量の通信環境を全県立学校に整備するとともに、義務教育課程の児童・生徒用の端末を整備いたします。これにつきましては、昨年12月に閣議決定された経済対策の令和元年度補正予算を受けたものであります。

事業概要であります。予算額、財源、事業期間はごらんとおりであり、令和2年度に繰り越しを行います。

事業内容であります。①校内情報通信ネットワーク整備事業では、全県立学校に端末がスムーズに利用できる環境を整備いたします。②の1人1台端末整備事業は、義務教育課程の児童・生徒用の端末を整備するものであります。

事業効果であります。全県立学校においてI C T環境が大幅に前進し、遠隔教育などの活用などが可能となることから、児童生徒の情報

活用能力の育成や、各教科での学びが一層深まるものと考えております。

次に、資料の3ページをごらんください。

新規事業、みやぎきの未来を支える畜産経営者育成事業であります。

事業の目的・背景であります。新たに和牛肥育に関する専門教育を実施するため、牛舎の増設を行うものであります。県内において和牛一貫経営が増加傾向にあり、畜産業界からの要望も強いため、一貫経営を体験させることで、時代の変化に対応できる幅広い専門技術を身につけさせたいと考えております。

事業の概要であります。予算額、財源、事業期間はごらんとおりで、令和2年度に繰り越しを行います。

事業内容であります。高鍋農業高校の牧場内に肥育牛舎を増設いたします。なお、GAPやコンソーシアム方式による実践研究に取り組めるよう研修室等を設置し、家畜衛生管理基準や動物福祉、実習の安全面を考慮した面積や間取りにしたいと考えております。

事業効果であります。地域と連携しながら繁殖から肥育までの一貫経営を学習することで、次世代の畜産経営者等が育成できます。また、和牛甲子園等への出場も可能となることから、生徒の学習意欲の向上に加え、地域の畜産業界の活性化につながると考えております。

続きまして、お手元の令和2年2月定例県議会提出議案（令和元年度補正分）の11ページをお願いいたします。

繰越明許費補正についてであります。高校教育課分につきましては、下から9段目の教育費、教育総務費、事業名GIGAスクールネットワーク構築事業3億6,078万8,000円及びその下にあります教育費、高等学校費、事業名、み

やぎきの未来を支える畜産経営者育成事業1億3,716万5,000円の2件の繰り越しをお願いするものであります。

これは、先ほど御説明いたしました。国の経済対策の令和元年度補正予算を受け、新たに新規事業として計上したものであり、年度内の完了が困難であることから繰り越すものでございます。

説明は以上であります。

**○東義務教育課長** 続きまして、義務教育課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の421ページをお願いいたします。

補正額といたしまして、546万円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の9,659万円であります。

続いて、423ページをお願いいたします。

初めに、上から5段目の（事項）被災児童生徒就学支援等事業費120万9,000円の減額であります。

これは、就学援助事業の国の交付決定に伴う減額であります。

続きまして、下から4番目の（事項）指導者養成費117万9,000円の減額であります。

主に、説明欄の1、養成費114万7,000円の減額であります。これは、研修等旅費や運営に係る需用費等の執行残であります。

最後に、下から2番目の（事項）教科書指導研究費258万4,000円の減額であります。

424ページをお願いいたします。

これは、主に説明欄の3にございます小・中学校教科用図書研究費221万4,000円の減額であります。これは、本年度予定しておりました小・中学校の教科書の調査研究のうち、中学校につきましては、来年度、新学習指導要領の実施に

伴う教科書の採択がえが行われることになったための執行残であります。

義務教育課は以上であります。

○酒井特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックスのところ、425ページをお開きください。

一般会計で4,752万5,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、4億3,251万1,000円になります。

その主な内容について御説明をいたします。427ページをお開きください。

上から7段目の項目にあります(事項)特別支援教育振興費3,044万5,000円の減額であります。

このうち、説明欄の3、特別支援学校医療的ケア実施事業の668万の減額であります。痰の吸引や経管栄養などを必要とする児童生徒の病気による欠席や転退学等により、看護師等の人件費を減額するものであります。

次に、説明欄の8、県立高等学校生活支援充実事業の1,548万円の減額でございます。県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が少なかったことから、教室移動等の介助を行う生活支援員の人件費等を減額するものであります。

続きまして、428ページをお開きください。

一番上の項目でございます(事項)就学奨励費(特別支援学校)であります。1,630万円の減額であります。

これは、保護者等に対し就学に必要な経費を補助するものであり、実績額に応じて減額するものであります。

特別支援教育課からは以上でございます。

○黒木教職員課長 教職員課の補正予算につい

て御説明いたします。歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、429ページをお開きください。

一般会計16億8,901万7,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の926億6,906万4,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

431ページをお開きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。1億4,516万2,000円の減額をお願いしております。

これは、主に学校非常勤講師などの報酬等につきまして、勤務日数の実績が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、1つ飛びまして(事項)退職手当費あります。9,266万6,000円の減額をお願いしております。

これは、退職予定者数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、(項)小学校費であります。432ページをお開きください。

(事項)職員費につきまして5億8,701万円の減額を、(事項)旅費につきまして1,008万6,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項)中学校費であります。 (事項)職員費の4億4,067万6,000円、(事項)旅費の178万5,000円について減額補正をお願いしております。

次に、一番下の(項)高等学校費あります。 (事項)職員費の2億5,965万5,000円、続きまして433ページの(事項)旅費の506万2,000円について減額補正をお願いしております。

次に、中ほどの(項)特別支援学校費あります。 (事項)職員費の1億4,069万6,000円、(事項)旅費の543万円の減額補正をお願いして

おります。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当、共済費であります。主に職員数が当初の見込みよりも減少したことなどによるものであります。

また旅費につきましては、人事異動に伴う赴任旅費の実績減や経費削減等に伴う補正であります。

教職員課は以上であります。

**○新生涯学習課長** 生涯学習課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、435ページをお開きください。

今回は一般会計で1,241万2,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の額は、ページの右から3列目にありますように、5億6,882万5,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

437ページをお開きください。

初めに、中ほどにあります(事項)成人青少年教育費が607万円の減額であります。

主なものは、説明欄の3みやざき地域学校パートナーシップ推進事業でありまして、国費と県費から市町村への補助を行っておりますが、その交付額の決定に伴う減額等であります。

次に、一番下の(事項)生涯学習基盤整備事業費が1,218万4,000円の増額であります。

438ページをお願いいたします。

このうち、説明欄の4、宮崎県美術品等取得基金事業の(1)美術品等取得事業が1,318万円の増額であります。これにつきましては、後ほど委員会資料で説明をいたします。

次に、439ページをごらんください。

中ほどにあります(事項)美術館普及活動事業費が957万7,000円の減額であります。

主なものは、説明欄の2、特別展費でありまして、展覧会開催に係る委託料や印刷製本費等の執行残によるものであります。

続きまして、宮崎県美術品等取得基金事業による美術品の購入につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず目的であります。県立美術館の収集方針に沿う作品を、収集審査委員会の審査結果を踏まえまして、美術品取得基金を活用し購入するものであります。

購入作品の概要についてですが、今回の購入予定作品は書の2点であります。

次のページをお開きいただき、購入予定作品をごらんください。1点は、兵庫県出身の森田子龍の作品「泉」であります。もう1点は、東京都出身の井上有一の作品「貧」であります。

この両名は、本県出身の画家瑛久と同世代であります。瑛久の作品の中には書から影響を受けたと考えられるものもあり、瑛久を研究の上でも購入すべき作品であると判断いたしました。

前のページにお戻りください。

予算額はごらんのとおりです。

事業効果としましては、県立美術館に2名の書家の作品が加わることで、県立美術館のコレクションの中核である瑛久と書家との関連性や、その他の収蔵作家と書家とのつながりなどから、当館のコレクションの研究に深まりや広がりが見られると考えております。

また、書と既収蔵の絵画作品等の比較展示など、さまざまな活用が可能となることから、これまでになかった新たな鑑賞の視点を県民に提

供できると考えます。

生涯学習課関係は以上でございます。

**○萩尾スポーツ振興課長** スポーツ振興課の補正予算につきまして説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、441ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で3,363万8,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の10億150万2,000円となります。

以下、主なものにつきまして説明いたします。

443ページをお開きください。

まず一番下の(事項)健康教育指導費でございますが、405万8,000円の減額をお願いしております。

ページをおめくりいただきまして、444ページの一番上をごらんください。

これは、養護教諭等研修事業における初期研修に係る非常勤職員の報酬や、研修等の講師謝金、旅費などの執行残でございます。

次に、その下でございます(事項)保健管理指導費で417万5,000円の減額をお願いしております。

これは、県立学校児童生徒保健管理指導における児童生徒の各種健康診断や、心臓検診に係る検診料などの執行残であります。

次に、(事項)体育大会費で2,144万1,000円の減額をお願いしております。

これは、国民体育大会経費における国民体育大会に出場する選手の派遣に要する経費などの執行残であります。

スポーツ振興課は以上でございます。

**○米丸高校総体推進課長** 高校総体推進課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の高校総体推進課

のインデックスのところ、447ページをお願いいたします。

今回の補正は332万1,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように3億1,595万6,000円となります。

続いて、449ページをお願いいたします。

中ほどにあります(事項)体育大会費について、332万1,000円の減額であります。

これは、全国高校総体の開催準備のため、競技を開催した6市町の事務局に派遣した担当教員の旅費などの執行残によるものであります。

高校総体推進課は以上であります。

**○四位文化財課長** 文化財課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の文化財課のインデックスのところ、451ページをお願いいたします。

一般会計で5,565万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように4億5,325万9,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

453ページをお開きください。

初めに、上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費が583万9,000円の減額であります。

主な理由といたしましては、説明欄の5の神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援事業における委託料の入札執行残や、9の西都原古墳群史跡整備推進事業において、国庫補助額が当初の計画より少なかったことによるものであります。

次に、454ページをお開きください。

一番上の(事項)埋蔵文化財保護対策費が3,867万8,000円の減額であります。

主な理由としては、説明欄の2の埋蔵文化財発掘調査において、主に国道建設に伴う事前の試掘調査の結果、当初予定しておりました本調査がなくなったことなどにより、発掘調査経費が減額となったものであります。

次に、同じページの中ほどにあります(事項)博物館費が563万6,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄の2の管理運営費における光熱水費等の執行残や、4の総合博物館老朽化対策事業における空調改修工事の入札執行残であります。

文化財課は以上でございます。

**○鎌田人権同和教育課長** 歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、457ページをお開きください。

一般会計で481万5,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、9,929万6,000円となります。その主な内容について御説明いたします。

459ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)生徒健全育成費312万2,000円の減額であります。

このうち、説明欄の4、チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業200万3,000円の減額であります。この事業は、外部の専門家を公立学校に配置・派遣し、学校への支援を強化するものであります。国庫補助決定等に伴い減額するものであります。

次に、一番下の(事項)学校安全推進費97万円の減額であります。

460ページをお開きください。

このうち、説明欄の3、「自分を守る・地域を守る」学校安全総合支援事業71万3,000円の減額であります。これは、学校を中心とした安全

教育に要する経費の執行残等であります。

説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑がありましたらお願いいたします。

**○瀆砂委員** 常任委員会資料の3ページ、みよぎの未来を支える畜産経営者育成事業ですが、これは高鍋農業高校に肥育牛舎を設置することで非常にいいことなんですけど、他県の状況はどうなんですか。大分とか鹿児島は肥育牛の競争相手なんですよ。

**○児玉高校教育課長** 他県の肥育関係の状況かと思えますけれども、今手元には他県の状況はございませんが、県内で申し上げますと、県内で肥育をやっているのは高鍋農業高校のみで、高鍋農業高校が2頭実施しているということでございます。

他県の状況について少々お待ちください。

**○日隈教育長** さきの県議会でも御質問いただいているのですが、和牛甲子園の肥育の関係でいうと鹿児島県がライバル県なんですけれども、鹿児島県は既に3校ほど肥育の関係で出品しております。本県はおくれているんじゃないかという御指摘も県議会からいただいておりますので、今回の経済対策を受けて、まず高鍋農業高校に肥育牛舎を設けてチャレンジしていきたい。

また、都城農業高校も今の牛舎で肥育にも対応できるということで、これから肥育は20カ月ぐらいかかりますので、来年の和牛甲子園はちょっと難しいんですけど、その先、できるだけ早く出品できるようにこの2校で取り組んでいこうと考えております。高鍋農業については肥育牛舎がなかったということで、今回対応させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○**児玉高校教育課長** 申しわけありません。他県の状況でございますが、和牛甲子園には全国で30校ほどが出場しています。教育長から鹿児島県のお話もありましたけれども、九州で言いますと佐賀県、熊本県、鹿児島県等がこの和牛甲子園に参加している状況です。

○**有岡委員** 2ページのG I G Aスクールネットワーク構築事業の関係で2点教えていただきたいのですが、854台を整備するということですが、その中で、特別支援学校の生徒さんは、例えば肢体不自由とかいろいろな個人差があると思いますが、そういった子供さんでも十分対応できるような機種等が導入されるのか、そこら辺の中身についてお尋ねいたします。

○**酒井特別支援教育課長** 1人1台端末整備という中で、かなりの台数を入れさせていただくんですが、御指摘のように、子供の実態によっていろんな——例えば、多くの子供はタッチパネルでできるんですけども、ほかにボタンスイッチとか、場合によっては特殊な子機スイッチとか、いろいろなものがあるんですが、これについては、これまで実践の中で取り組んでいる例がございます。そういったものは実際にやりながら整えていきたいと思っております。国の予算の規定では、本体のみが条件ということでしたので、また今後、日常の備品費等の中で整備をしていければと思っております。中には材料費のみで手づくりでつくる、そういったスイッチもありまして、今後、またそういったところも高めていきたいと思っております。

○**有岡委員** ちなみに、この端末自体は貸与年数がありますか。それとも、機種を交換するときにある程度かえていくような、5年、10年のスパンで貸与年数をイメージしていらっしゃるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○**酒井特別支援教育課長** 提示されているものもあるんですけども、これからそういった機種等についても、できるだけ汎用性のある、それから、予算上は大体決まっている価格というのがありまして、その範囲の中で一番いいスペックのものを考えているところでございます。

○**有岡委員** どうぞ子供たちのためになるようによろしくお願いします。

○**井本委員** これは自分の家からもアクセスできるような仕組みになっているの。

○**児玉高校教育課長** この事業は、県立学校のネットワークを高速化するというものと、義務教育課程に1人1台ということで、自宅から授業に接続できるようにすることは目的にはなっておりませんので、自宅からということにはならないと考えております。

○**井本委員** 自宅で勉強できないようになっているわけだな。

○**児玉高校教育課長** この事業は校内だけのLANを整備するものですので、そこは想定しておりません。

○**井本委員** 単に、学校に来たときだけではなく、将来的には自宅でできるようにしないといかんね。

じゃないと、既にもう世界ではそんなものは自分のところで全部やっているよ。はっきり言って遅すぎるよね。

○**児玉高校教育課長** おっしゃるとおり、1人1台の端末ということで、BYODなどを見据えてどのようにしていけばいいかは、今後、検討しないといけないと思っております。

○**井本委員** わかりました。

○**有岡委員** 4ページの美術品等取得基金事業関係でお尋ねします。

以前、この基金を凍結していた時期がありま

したけれども、この3億円の基金で順次取り組んでいただいているということで、いろんな情報が入ってきて、宮崎に合った、今回は画家の瑛久に関連する書を購入するという事で趣旨は理解できるんですが、現在、基金自体はどのぐらいまで減っているのか、参考までに教えていただければと思います。また、収集審査委員会は年間で何回ぐらい実施されているのか、その2点をお尋ねします。

○**新生涯学習課長** 基金の残高ですけれども、令和2年3月末の見込みで約2億3,000万円であります。

それから、収集審査委員会につきましては、収集すべき作品等が出てまいりましたら、年1回開催しているところでございます。

○**有岡委員** 関連しまして、比較展示等で活用できるんじゃないかということで大変興味深いわけですが、これは来年度当たり、新しく購入したものを紹介するとか、そういった計画があるのか参考までにお尋ねします。

○**加塩美術館副館長** 年4回、美術館でコレクション展をやっております。その第1期にのせたいと思っております。

書の影響を受けた海外の作品、それから日本の作品がありますので、海外の作品と書を組み合わせ比較展示することを考えております。

○**有岡委員** 了解しました。

○**蓬原委員** 歳出予算説明資料の431ページの退職手当費が92億円ということですが、ちょっと曖昧なんだけど、十数年前は30億円ぐらいだったという記憶があって、単純に言うと3倍に退職者がふえている。早期退職なのかな。最近、受験者が少ないということもありますが、何人分ぐらいの数字なのか教えてください。

○**黒木教職員課長** まず定年退職者の数が約314

名分、その他の退職者として、正職員の退職者数を約120名ほど見込んでおります。

○**蓬原委員** 定年が314名、その他というのは途中でおやめになる方がいるということですか。

○**黒木教職員課長** おっしゃるとおりで、死亡であるとか、個人的な理由で退職する、そういった理由でございませう。

○**蓬原委員** それは転職と考えていいんですか。途中でおやめになる方は転職、あるいは教職でほかのところに行かれるとか、県外に行くとか。

○**黒木教職員課長** いわゆる希望退職といったような方もいらっしゃるんですけど、定年の1年前にやめられるであるとか、そういった方もいらっしゃいます。

○**蓬原委員** 若い人でおやめになる方に関心があるんですけど。

今、本県も他県からの受験を可能にしていますが、当然、他県も考えているはずなんでしょう。

○**黒木教職員課長** これについては、ちょうど一般質問でも似たような御質問があったんですけども、3年以内ぐらいの早期の離職者が大体どれぐらいいるのかというところで我々が計算をしましたところ、大体、年間5名程度は早期でやめている状況でございませう。

○**蓬原委員** 120名の中で、1年前の希望退職者は割合的にどれぐらいいらっしゃいましたか。

○**黒木教職員課長** 1年前に限定しているわけではないんですけども、一定年数勤務したあとに、早期にやめる方は75名程度見積もっております。

○**蓬原委員** ちょっと数字がうまくつかまえていないのかな。1年前の退職とかはなんとなくわかるんです。まだ働き盛りというか、そういう人たちがどうだったのかを知りたかった

んですけれども。

もうそれ以上はいいですけど、もし後日わかれば。何の理由で途中でおやめになって、どうされているのかとか、そのあたりもちょっと追跡というか、原因は見ておく必要があるのかなという気がしたのでお尋ねしました。

それと、454ページの埋蔵文化財発掘調査ですけども、今、公共事業、道路とかも志布志道路とか結構進んだのかなと思っていますが、公共事業との関係において、宮崎県が進める公共事業と埋蔵文化財の発掘調査はどの程度かわかっておられるのか。

**○四位文化財課長** ことしやるべきものについては、こちらでお示したように、基本的には文化財の試掘による結果によって発掘が必要ないということになりましたので、基本的に、来年行われる工事については文化財の調査はほとんどないこととなりますが、県北で1つ、河川の改修等に伴って行われるものがございますけれども、今のところ国絡みの道路等についてはございません。

**○蓬原委員** 埋蔵文化財が出てきたために、当初の予定どおり工事が進まないということがたまにあるんですよね。そういうことがないように、万全の体制をお願いしたいということと、そういう必要に迫られてやる埋蔵文化財調査ではなくて、歴史的にいろいろあって、教育委員会として自主的にというか、積極的にというか、ここでこういう調査をしたいので調査をかけることはあるんですか。

**○四位文化財課長** 基本的には何らかの工事に伴って法律上必要だから調査するということがほとんどでございまして、学術的にここが必要だからといったようなことについては、西都原考古博物館などが主催する西都原の特別史跡に

おいては継続的にやっておりますけれども、その他の地域については、なかなかそこまで至っていないのが実情です。

**○蓬原委員** わかりました。

別件で、委員会資料の6ページですけども、これまでPFIの事業は、宮崎県として、あるいは教育委員会として経験や実績なんかはあるんですか。

**○中嶋教育政策課長** PFI事業については、今、全庁的にまだ実績はありません。

今後、いろんな国スポ関係の整備も想定されますので、そういうこともあって全庁的に整備するんですけども、教育委員会では特に予定されていませんが、そういう場合にも対応できるように改正するものであります。

**○蓬原委員** わかりました。

**○日高委員** 先ほど有岡委員から質問があった美術品の関係で、こういうものに今までタッチしたことがないものですから、ちょっと教えてください。

今回、1,300万円、最初の補正ということで増額で上がってきていますけれども、時期的には年度末にこういった形で毎年やられるというイメージなんでしょうか。それとも、ただ、今回いい作品があったので購入されるのか。

**○加塩美術館副館長** 先ほど生涯学習課長が言ったとおり、収集審査委員会を年1回行っております。ほぼ1クール1年間、画商等から情報を収集し、作品を絞り込んで、収集審査委員会に11月ごろにかけるという手順でいきますと、やはり、今回のように2月補正でお願いするという手順になります。

**○日高委員** 毎年大体この時期にこういった形でということになるんですね。

この1,300万円の予算額ですが、これを執行す

ると、例えばその美術品は総額でどのくらいになるんですか。そういう数字が何か出ているんですか。

○加塩美術館副館長 平成元年に基金を設置しております。それ以降、基金で購入した額が約55億円でございます。

○日高委員 これは保険とかはどうなんですか。そういうものが何かあるんですか。例えば今回の450万円、868万円や、55億円に対する保険とかはどうですか。

○加塩美術館副館長 購入に係る保険はございません。例えば、他館から美術品を借りてくるときには保険をかけることになります。

ただし、美術館としては1,000万円を超える部分につきまして、館外に持ち出したりするときには保険を掛けることになっております。

○日高委員 ありがとうございます。

○井本委員 関連して。よく買っていただいたと本当に感謝しております。

私も議会で質問したときに、これを維持管理するのがかなり難しいみたいなことをちょっと聞いたような気がするんですけど、その辺は大丈夫なのね。

○加塩美術館副館長 空調管理で大丈夫でございます。

○井本委員 こういう書を購入するのは久しぶりですか。

○加塩美術館副館長 資料としての書は所蔵しておりましたけれども、作品としての所蔵は初めてでございます。

○井本委員 初めて。そうですね。わかりました。ひとつ大事によろしく願います。

○濱砂委員 いい機会ですから教えてください。

453ページの銃砲刀剣類登録審査費で、8万7,000円の減額ですが、237万5,000円出ている

んですけれども、刀と鉄砲はどのくらい所蔵、所持しているんですか。

○四位文化財課長 この経費に係る銃砲刀剣類については、銃刀法の規定により、美術や骨董の類のものは所持することが許されていまして、それを所持してよい美術品であるかどうかを鑑定するための、そういう審査を行うものでございます。

ということで、これを所持しているわけではありません。

○濱砂委員 美術品としての県の所有物はないんですか。

○四位文化財課長 刀剣を県で所持する、例えば博物館に刀剣が収集されていることはございます。

○濱砂委員 だから、その刀が何振あるのか、鉄砲が何丁あるのかという話なんですよ。好きなものですから。

○四位文化財課長 ちょっと今、手元に……。

○濱砂委員 あとからで結構です。

○四位文化財課長 済みません。

○渡辺委員長 ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは議案に関する質疑はここまでといたします。

次に、報告事項に関する質疑を求めます。

○重盛育英資金室長 資料が変わりまして、別冊の令和2年2月定例県議会提出報告書を願います。

1ページをお開きください。

3段目にあります宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

別紙3のインデックスのところ、9ページをお願いします。

育英資金につきましては、正当な理由もなく滞納し、支払う意思が見られない長期滞納者に対し、法的措置としまして、簡易裁判所に支払督促の申し立てを行っております。

去る令和元年12月に、14件、32名に対しまして、滞納金及び延滞利息の一括返還を請求する支払い督促の申し立てを行ったところ、ごらんの1名から裁判所へ一括返還請求に対する分割希望の異議の申し立てがございました。

異議の申し立てがあった場合には、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされますことから、一番右の欄にありますとおり、令和2年1月7日付の知事の専決により、訴えの提起、いわゆる訴訟に移行しましたことを御報告するものでございます。

なお、2月27日に開かれました裁判において、県の勝訴判決が言い渡されたところでございます。

説明は以上でございます。

**○四位文化財課長** 損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

別冊の令和2年2月定例県議会提出報告書の別紙1のインデックスのところ、5ページをお開きください。

本件は、県有車両による交通事故の事案ですが、令和元年8月27日に宮崎市佐土原町下田島9828番地1、宮崎銀行佐土原支店の駐車場におきまして、県埋蔵文化財センターの職員が用務を終えて、公用車に乗車するために開いたドアの角の部分が駐車中の相手方車両に接触し、車体を損傷させたものであります。

損害賠償額は5万7,578円、専決年月日は令和2年1月9日でございます。

なお、今回の件を踏まえまして、当該所属に対しましては公用車の安全運転について改めて指導したところであります。

報告は以上であります。

**○渡辺委員長** 報告事項に関する説明が終了しましたが、質疑はございませんでしょうか。

**○井本委員** この訴えの判決はどうだったの。

**○重盛育英資金室長** 判決は勝訴ということでしたところですか。

**○井本委員** 棄却か。

**○重盛育英資金室長** 一括請求を命じるという判決をいただいたところですが、実際に異議の内容が分割の希望だったものですから、裁判が終わったあとで分割の協議をしたところがございます。

**○日高委員** 返還請求額は幾らで、相手方はどのくらいの分割の申し出だったんですか。

**○重盛育英資金室長** 請求は、元金は10万8,000円で、それ以外に延滞利息とか、申し立ての手続き費用を請求したところがございます。

それから、返還につきましては、今月3万円、4月以降は毎月2万円ということで約束を取りつけたところがございます。

**○日高委員** 10万円ですね。報告書に記載されている方はお母さんですか、本人ですか。この方が返還をしなければいけない相手方ですね。

**○重盛育英資金室長** 育英資金につきましては、借りるのは高校生が大半なんですけれども、高校生本人が借受人となっております、親御さんが第1連帯保証人ということにしております。

ですから、今回の相手方は本人になります。

**○日高委員** 最後にしますが、結局、親御さんが保証人になっていたけれども、10万円のお金を一括返還できなかったということだったんですよね。

結局そういうことになったけれども、3万円、2万円、2万円とかそういう形で、分割にはしていただいたということなんですね。本人にとっては、結局は認めてもらったということによろしいんですか。

○重盛育英資金室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○日高委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

今の件で確認ですが、昨年12月に何人もまとめて督促を最終的にかけて、そのアンサーがそうだったと。自動的に裁判の形になったという話ですが、今までも何度か起こっています。当然、その前には分割で返納したいという意思等の確認は行って、返済が全くないとか、反応がないものに関して12月に手続きを行ったという理解で、いきなりそこにいって、異議申し立てがあったら自動的に裁判になるというわけじゃなくて、その前の手続きは何段階も踏んでいるという理解でいいですか。

○重盛育英資金室長 今、お話がありましたとおりでございまして、納期を過ぎたら督促状を出して、うちに債権管理者という職員がおりますので、ずっと電話での催告とか、文書での催告をしていきます。分割の約束をしたりすることもあるんですが、それを守れない方とか、全く返還していただけない方に対して、今回、やむを得ず支払い督促の申し立てをしたところでございます。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中嶋教育政策課長 常任委員会資料の7ページをお開きいただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症対策のための各学校における一斉臨時休業への対応についてであります。

内容につきましては、既に委員の皆様には御説明させていただいておりますが、2月28日付で県教育委員会から県立学校へ対応方針を通知した内容であります。あわせて、市町村教育委員会に対しましては、県に準じた対応をお願いしたところであります。

次に、右側の資料8ページにつきまして、お手元に昨日の時点での最新の状況に修正した資料を別途配布させていただいておりますので、そちらをごらんください。

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に係る市町村の対応状況であります。

市町村ごとに当面の臨時休業の期間や児童生徒の受け入れ状況を、受け入れ先別にとりまとめたものであります。

表の中央、児童生徒の受入れの欄をごらんください。

丸を表示してあるのが受け入れを行っている施設であり、例えば一番上の宮崎市は、3つ目の欄にあります放課後児童クラブ、こちらにつきましては福祉保健部の所管になりますが、これに加えて、1つ目の欄にありますように、学校での受け入れも行っており、一方、一番下の五ヶ瀬町では、放課後子ども教室のみでの受け入れとなっております。

なお、児童生徒の受け入れ欄が全て空欄の諸塚村、椎葉村、日之影町につきましては、地域の状況などにより、現在は対応を行っておりませんが、今後の状況等に応じて必要な場合は何らかの対応がなされるものと考えております。

表の下から2段目をごらんください。

左から、学校で受け入れている数が11市町、

放課後子ども教室で受け入れている数が6市町、放課後児童クラブで受け入れている数が21市町村となっております。

表の一番下にありますように、23の市町村で何らかの対応をしている状況となっております。

なお、表の右側にあります放課後子ども教室等の設置数につきましては、一斉休業前のものでありますが、一斉臨時休業に対応して開所している数は、昨日の時点で申し上げますと、放課後子ども教室が90のうち17カ所、放課後児童クラブが269のうち257カ所となっております。

続きまして、同じく別途配布しております、追加と右上に書いてありますけれども、新型コロナウイルス感染症に伴う県有施設の休館等についてをごらんください。

一昨日、県内1例目の発生を受け開催された対策本部会議におきまして、県の対応方針が示されたところであります。その中で、感染者が居住していた県央地区につきましては、県有施設の利用制限を行うこととなりましたので、県有施設のうち教育関係施設の対応について御説明いたします。

表にありますとおり、県立図書館、県立美術館等を昨日から休館または利用休止としております。

なお、休館期間につきましては、当面3月末までとしております。

県民の皆様には何かと御迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、皆様の御理解、御協力をよろしく願います。

説明は以上であります。

**○渡辺委員長** 執行部の説明が終わりましたが、その他報告事項に関する質疑はございませんでしょうか。

**○蓬原委員** 今回の県有施設の休館の中で、総合運動公園、有料公園施設の内訳を教えてください。

**○萩尾スポーツ振興課長** 木花の総合運動公園は都市公園でございます、都市公園の総合運動公園の中のスポーツの有料施設を当課では所管しておりますので、その分でございます。

具体的には、サンマリスタジアム、武道館、陸上競技場など22カ所になります。

**○安田副委員長** 学校の臨時休業なんですけれども、市町村でバラバラなんです、当初の説明では2週間をめでにまた次のことを考えるということでありましたけれども、これは市町村ごとに考えるんですか。

**○中嶋教育政策課長** 県の方針を出ささせていただきましたが、これはあくまで県立の学校、高校とか、特別支援学校向けに県の方針を出したところです。ただ、市町村に対しても国の要請があり、それを受けて同じような要請をしましたので、今のところ、市町村も大体2週間程度で実施しているところです。

**○蓬原委員** 今週で大体1週間過ぎましたが、このことによって発生した問題みたいなものは上がってきているんですか。今はどういう状況で、子供たちの様子がどうか、ストレスがたまってきたとか、本質的に動き回るであろう子供たちをじっとさせるのは非常に大変なんだけど、何かその辺の問題とかはまだ何も上がってきていないんでしょうか。把握はされていないんですか。

**○東義務教育課長** 小中学校におきましては大きな問題等の報告はございませんが、子供たちがそろそろ街に出るといいますか、友だちの家に行ったりしているということで、そういうことを心配される県民の方から、そういう指導を

やったほうがいいんじゃないかというお声をいただいているところです。

**○日隈教育長** 臨時休業期間については、国から春休みが始まる前日までということで要請がございましたので、2週間程度としておりますけれども、一応、考え方としては、国の要請の範囲内で、春休み、春季休業が始まるまでを一応想定して対応したいと考えております。

なお、国では来週にも、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正、新型コロナウイルスのための関連法案が国会で審議されるということでございますし、また、春休みの取り扱いをどうするかについても、国から対応案が指示されるものと思われまますので、法案及び文科省からの要請の内容等も勘案して、それ以降、春休みの過ごし方、あるいはどこまで休業とするかについては、国の動向を踏まえて考えていきたいと思っております。

当面は国の要請の範囲内で動いていきたいと考えています。

**○渡辺委員長** 今の関連で2点、教育長の御説明で大分わかりましたが、おおむね2週間をめどと副委員長もおっしゃられたように最初に出ています。それぞれ親御さんもお仕事を休まれて家にいたりとか、いろんな対応があるので、見通しが立てば、教育長も申されたとおりですが、できるだけ判断を示していくことで生活等への影響が少なくて済むと思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいのが1つ。

もう1点お伺いしたいのは、もちろん、今、お話があったように、国がどういう判断をするかという問題も大きいわけですが、県内でも感染者が発生して、もちろんこれ以上でないことを祈りたいと思っておりますが、場合によっては学校を再開するという判断がなかなか難しい状況も

予測されます。そのときに、通常であれば年度末ということで、教職員の方の異動等がある時期だと思っておりますが、臨時休業が伸びる場合、年度をまたいで臨時休業が続くようなことが起きた場合に、管理職の皆さんの異動とか、学校によって比率は低いかもしれませんが、校長先生、教頭先生ともに異動されるケースがあるかもしれません。そのあたりについて、現時点で何か想定されているのか、あるなしで善し悪しという話ではなくて、何らかの対応があるのかをお伺いしたいと思います。

**○黒木教職員課長** 今の人事異動の件でございますけれども、現時点では予定どおり行ってまいりたいと考えております。

我々としても、異動についてそのままやることの、もしくは延長したことによるデメリットを一応洗い出しておりますけれども、現在の状況であれば、人事異動については予定どおり行う方針でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

---

午後1時00分再開

**○渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託を受けました議案等について、本部長の説明を求めます。

○阿部警察本部長 本日御審査をお願いする案件は、「令和2年度宮崎県一般会計予算」ですが、その前に昨日の常任委員会で井本委員からバスレーンについての御質問がございましたので、交通部長よりバスレーンについての補足説明を加えさせていただければ幸いです。

当初予算案につきましては、令和2年の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を具体的に実現する予算案といたしまして編成したところであり、歳出予算額として恩給及び退職年金を除きまして、272億6,940万3,000円をお願いするものであります。

次に、昨年10月の決算特別委員会での指摘要望事項に係る対応状況について、最後に「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして報告いたします。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から御説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日も交通規制課長の代理として、交通管制官の坂元が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○渡辺委員長 本部長の説明が終了しました。引き続き議案の審査を行います。

歳出予算の説明については、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

ちょっと井本委員が退室されたので、警務部長の御説明の後、交通部長の説明を予定されているかと思いますが、その説明の後にでもきのうの分の補足をいただければと思いますので、よろしく願いします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○大塚警務部長 それでは、令和2年2月定例県議会提出の議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の1ページ、資料1、令和2年度歳出予算についてという題名の資料と、令和2年度歳出予算説明資料の511ページ以降により御説明いたします。

資料1の1、令和2年度歳出予算の概要をごらんください。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察という令和2年の宮崎県警察の運営方針のもと、子供・女性・高齢者を守る取り組みと効果的な犯罪防止対策の推進等、5項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置し、警察力を確保しようとするものであります。

この基本的な考え方をもとに、公安委員会関係の令和2年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして272億6,940万3,000円をお願いするものであります。

この予算額は、前年度と比べますと、人件費につきましては、早期退職者に係る退職手当がふえたことなどにより、6,174万8,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、次世代警察無線システム等の整備費がふえたことなどにより、1億5,796万8,000円の増額となり、総額では2億1,971万6,000円の増額、率にしますと対前年度比0.8%の増となっております。

それでは、令和2年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を科目、事項別に説明いたしますので、資料1の2、事項別歳出予算額と主な事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、515ページからになります。

まず、資料1の項目2の一覧表、最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄をごらんください。

(会計) 一般会計(款) 警察費(項) 警察管理費(目) 公安委員会費(事項) 委員報酬681万6,000円でございますが、これは、公安委員3名の報酬であります。

次に、(事項) 委員会運営費696万6,000円でございますが、これは、公安委員会運営に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、警察署協議会運営費342万1,000円でございますが、これは、県下13警察署に置かれております地域住民の意向を警察業務に反映させるための警察署協議会の運営に要する経費で、委員の報酬や旅費などに要する経費であります。

次に、(目) 警察本部費(事項) 職員費186億4,855万6,000円でございますが、これは、職員の人件費であります。

次に、(事項) 運営費29億8,525万2,000円でございますが、これは、警察業務を行う上で、その基盤となります通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等の経費であります。

この中で主な事業につきましては、退職手当が14億1,308万7,000円、警察業務電算化推進事業が3億6,625万9,000円、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業が2億7,227万4,000円でございます。

退職手当につきましては、本年1月1日現在での令和2年度末の定年退職を53名、予想される希望退職者等27名を含む合計80名分を計上しております。

警察業務電算化推進事業につきましては、現在の高度情報化社会の中で、広域・複雑・高度

化する犯罪から県民の安全な生活を守り、情報技術を活用した各種警察業務の電算化を推進し、警察力の強化を図るための経費であります。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業につきましては、110番の受理に当たり、多様化、スピード化する犯罪等に的確に対応するためのシステムのリース料であります。

次に、(目) 装備費(事項) 装備費3億8,705万5,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、警察活動用車両維持費2億6,589万3,000円でございますが、これは警察が保有しております全車両に係る修繕料、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品費等に要する経費であります。

次に、(目) 警察施設費(事項) 警察施設費8億3,943万1,000円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、その他警察施設営繕費1億9,075万4,000円、その他警察庁舎及び宿舍維持管理費3億3,121万5,000円あります。

その他警察施設営繕費につきましては、警察本部を初め運転免許センターや警察署等の警察施設の補修に伴う設計委託、改修工事など維持管理に要する経費であります。

その他警察庁舎及び宿舍維持等管理費につきましては、警察施設の機能を維持していくために必要な電気設備、空調・清掃等の委託費や施設の修繕、維持に要する消耗品の購入等に係る経費であります。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費7

億4,935万3,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、道路交通法に伴う講習体制整備事業費が3億2,114万4,000円、運転免許証ICカード化運営事業が1億1,737万4,000円であります。

道路交通法に伴う講習体制整備事業費につきましては、70歳以上の高齢者に対する免許証更新時の高齢者講習や認知機能検査及び行政処分を受けた停止処分者や軽微違反者に対して行う違反者・処分者講習の2つの事業を合わせたものであります。

運転免許証ICカード化運営事業につきましては、ICカード免許証を作成する装置のリース料や運転免許証の台紙の購入等に要する経費であります。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費21億2,258万5,000円でございますが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費であります。

この中で、新規事業を含む主な事業につきましては、交番・駐在所セキュリティ対策事業が2,316万4,000円、次世代警察無線システム等整備事業が2億6,991万9,000円、広域緊急援助隊合同訓練が896万1,000円であります。

まず、交番・駐在所セキュリティ対策事業につきましては、お手元の資料1-1をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、平成30年に富山県及び宮城県において、交番で勤務中の警察官が殺害される事案が相次いで発生し、特に富山県では、襲撃された警察官が拳銃を奪われ、民間人まで犠牲となる痛ましい事案に至ったほか、昨年6月には、大阪府において交番から現場に

出動しようとした警察官が刃物で刺され、拳銃を奪われる事案が発生いたしました。

このような情勢を踏まえ、県警としましては、今回の新規事業において、交番・駐在所施設に防犯カメラを整備し、交番襲撃等の凶悪事件の未然防止を図り、ひいては県民の安全・安心を確保していきたいと考えております。

事業の概要としましては、交番・駐在所施設に屋外用及び屋内用の防犯カメラの整備を行い、事務所や施設周辺のセキュリティ機能の強化を図ります。

事業の効果としましては、防犯カメラを整備することにより、交番・駐在所のセキュリティ機能を高め、勤務員及び勤務員の家族の安全を確保するとともに、不在時における施設の警戒強化及び交番等に対する犯罪抑止を図ることができるものと考えております。

次に、次世代警察無線システム等整備事業につきましては、お手元の資料1-2をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、警察では、警察官相互の連絡を図る通信手段として、警察独自の警察無線システムを構築するとともに、時代の変化や犯罪の広域化等に応じてシステムを更新し、高度化を図っておりまして、そのために必要となる経費については、基本的な整備を国費により、その国費で不足する分は県費により措置をしていただいております。

こうした中、現在の無線システムにつきましては、整備から約14年が経過しており、システムの老朽化や保守部品の枯渇、不要電波の低減に向けた電波法改正への未対応等の問題が生じており、今後の継続的な運用が厳しい状況となっております。そのため、警察庁ではこれらの諸問題に対応すべく、平成27年度から段階的に全

国の無線システムの更新整備を図っており、本県を含む九州管区内の各県警は、令和2年度に更新整備を行う計画となっております。

そこで、本県警察としましては、警察通信等の全国的な統一性、均質性を保持していくことを目的として、警察庁が進める国費の更新整備に合わせて県費で整備された現行の無線システムについても、更新整備を図ることとしたものであります。

事業の概要としましては、債務負担行為による2カ年の事業で整備を行います。令和2年度から令和3年度にかけて、県費無線システムの更新を図り、システムの接続や車両等への搭載工事を行います。

事業の効果としましては、新たな無線システムの導入により、全国警察との情報共有や警察官の位置情報の把握はもとより、無線通信が困難であった山間部、大型商業施設内やトンネルでの無線通信が可能となるほか、南海トラフ地震等の大規模災害時における通信エリアの拡充など、警察活動の強化を図ることができるものと考えております。

次の広域緊急援助隊合同訓練につきましては、同じくお手元の資料1-3をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、本事業は、本県警察の警備力だけでは対応が厳しい大規模な自然災害や事故災害等が発生した場合に、広域かつ迅速な災害警備活動が展開できるよう、九州管区内各県警の広域緊急援助隊・機動警察通信隊・警察航空隊を初め、自衛隊、消防等防災関係機関が集結した管区規模の部隊訓練を実施し、部隊間の連携強化、隊員の技術向上を図ることを目的としております。

事業の概要としましては、九州管区内の広域

緊急援助隊隊員など約600名を1泊2日の行程で宮崎県内に集結させ、実働訓練、野営訓練等を実施いたします。

実働訓練につきましては、広域緊急援助隊等の九州管区内各県警の警察部隊のほか、自衛隊や消防等の防災関係機関及び医療機関にも参加を要請し、各県警察の枠を超えた部隊の連携を図るとともに、高度な対応能力を有する災害対策専門部隊の育成と、防災関係機関との連携強化を図る実践的な訓練を実施いたします。

本訓練は、各管区警察局単位で毎年1回実施しており、九州管区内においては、平成10年度から、沖縄県を除く7県持ち回りで実施し、今回で23回目の開催になります。

事業の効果としましては、本事業を通じて、各県警の広域緊急援助隊、機動警察通信隊、警察航空隊との連携及び隊員の技術向上を図るとともに、自衛隊・消防等防災関係機関との連携を強化することにより、県内で南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、迅速、的確な災害救助活動を行うとともに、人的、物的被害の拡大防止を図ることができるものと考えております。

再び資料1にお戻りください。

(事項)交通安全施設維持費4億6,416万2,000円でございますが、これは、交通安全施設の維持管理及び電気、通信料に要する経費であります。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費10億5,922万7,000円でございますが、お手元の資料1-4をごらんください。

事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や、特に交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、総合的な計画のもとに交通安全施設を整備することにより、交通

環境の改善、交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑を図るものであります。

事業の概要としましては、国庫補助事業と県単独事業の2つに分かれます。

まず、国庫補助事業としましては、資料の2の(4)のア、ウ及びエになります。

アは、警察本部等に設置されている交通管制センターの整備や信号灯器のLED化を初めとした信号機等の改良、整備を行う交通管制及び信号機改良等整備費、ウは、交通渋滞を解消するために信号機新設や道路標示等の整備を行う円滑化対策事業費、エは、コンクリート製である信号機柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行するコンクリート製信号機柱の鋼管柱化であります。

これらの国庫補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた交通量が多く事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発する恐れのある道路として指定された特定の道路区間内、または交通の円滑を図ることにより、効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区の中で整備を行う事業であります。

次に、県単独事業としましては、イの信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費があります。この事業につきましては、さきに御説明しました特定の路線や地区を除く県内一円で信号機や標識標示などの整備を行う事業であります。

また、オのその他として、信号機等のデザインポール共架整備費を計上しております。

各事業費の内訳としましては、資料のとおりでありまして、総額で10億5,922万7,000円となります。

これらの事業によりまして、令和2年度は信

号機4基を新設するほか、信号機移設5基、信号制御機106基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化120本、信号機のLED化73式等の整備を予定しております。

事業の効果としましては、交通事故や交通量等の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の生命の保護と交通環境の向上につながる効果が期待できます。

以上であります。

○谷口交通部長 それでは、昨年10月の決算特別委員会の指摘要望事項につきまして説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の14ページをお開きください。

警察本部に対する指摘要望事項は、「高齢者の交通安全対策について、講習受講者等の効果分析を行うとともに、引き続き必要な予算の確保に努めること」でした。

昨日の補正予算関係常任委員会で、事故抑止対象は高齢運転者、高齢歩行者、交差点だと説明を申し上げました。

警察本部は、平成27年度から、高齢者のための交通安全対策事業として、①高齢運転者技能講習会、②危険予測トレーニング装置、③交通安全教育隊、④高齢歩行者教育の4事業を予算化し、対応してまいりました。

この4事業それぞれについて事業内容、評価(効果)を説明し、指摘事項への対応といたします。

まず、1つ目の高齢運転者技能講習では、高齢運転者を対象として自動車学校の技能コースにおける運転技術の競技会を平成27年度に事業化しました。

予算は約130万円、平成29年度は128万9,368円

でございます。県内10地区の自動車学校で、約400人程度が参加した講習会でした。

実際は、運転講習というより技能競技会の色合いが濃く、参加者が一定の方など、本来の事業目的からそれだと判断し、4年で事業を中止しました。

これにかわる新たな事業として、平成30年度から、運転者疑似体験型集合教育装置を導入しました。危険予測トレーニングと呼ぶこの事業は、可搬式のコンピュータグラフィック動画シミュレーション機材を使い、瞬時の認知・判断を体験していただくもので、広い教習所コースも必要なく、遠隔地でもどこにでも赴くことができ、参加者が限定されない事業でございました。

平成30年に日本損害保険協会から寄贈を受けた1式と、5年リースで追加導入しました7式の計8式により、県内各警察署で運用しているところでは、

事業予算は約140万円で、昨年の使用実績は372回、1万4,194人の方に参加していただきました。このうち、高齢者対象の講習は103回の3,317人です。

事業を中止した競技会参加者が約400人であったことと比べても、約8倍となる参加者を得たことは、裾野を広げる効果的な事業だと評価しているところです。令和2年度も142万5,000円の予算を要求し、事業継続を要求しているところでございます。

ただし、この装置は疑似体験装置ですので、運転技術力、技能力の維持・向上はさほど期待できません。危険予知・認知・判断能力を養う危険予測トレーニングと並行し、実体験型の技能講習が必要だと思われます。

次に、交通安全教育隊です。交通安全教育車、

通称フェニックス号の荷台に常設した機材で、民間に委託した交通安全教育隊員3名が、県内各地で安全講習を行う事業でございます。

平成27年度に年間予算約640万円で事業を開始し、昨年は201回、7,000人に対する講習を行い、うち高齢者に対しては102回、2,618人という事業実績でございました。

フェニックス号には、運転シミュレータ2台、自転車シミュレータ1台、運転・歩行能力診断機1台、夜間視認性体験装置1台を積載し、規模に関係なく県内どこにでも出向く出前型講習を行っているところです。

最後に、高齢歩行者教育事業ですが、これは、県の交通安全協会に年間約380万円で業務委託しております。高齢者に道路横断の危険性をシミュレート（疑似体験）していただくもので、平成13年に、小学生の交通安全ルールを遵守させる教育用として導入しております。

平成27年度以降は、高齢歩行者教育事業の一環という位置づけで運用し、昨年は741回、2,469人が参加しています。そのうち、高齢者が1,874人ですから、高齢者参加率が76%となりますので、事業目的に沿った運用をしていただいているものと評価しております。

ただし、昨日報告しました資料記載のとおり、ここ3年、高齢歩行者が11人、14人、12人と亡くなっていることから、年間2,000人弱の実施率では、高齢歩行者への教育が十分に浸透しない現実も考えなければなりません。

とはいえ、導入当初、新入生を対象とした交通安全教育の開始から、既に19年が経過し、交通安全ルールの定着という意味では、評価のできる教育事業ではないでしょうか。

平成13年当時の小学生被害の交通事故が269件、被害者376人から、昨年は80件、102人に激

減していることも、歩行環境シミュレータの効果が出ていると推察されるところです。

以上の4事業に対する受講者の効果を分析すると、十分な効果が得られたとは明言はできません。しかし、息の長い交通安全教育・意識啓発は、やがて受講者の交通安全ルール遵守につながり、結果として交通事故の減少に至ったものと評価できます。

その最たる例が、全国の交通事故死者数の減少ではないでしょうか。昭和45年の死者数1万6,765人が、その約5分の1にまで昨年は減少しました。死亡者数の減少は、医療技術の進歩はもとより、安全教育・啓発活動、取り締まり、交通安全施設の整備という3本柱の事業を継続して行ってきた成果ではないでしょうか。

以上から、令和2年度歳出予算説明資料518ページ最下段に要求しております安全教育・啓発活動に資する危険予測トレーニング、交通安全教育隊、高齢歩行者教育の各事業を継続する予算として、1,177万5,000円を要求したところであります。

令和3年度以降につきましては、75歳以上の危険運転度が高いことと、本県の高齢化事情などを考慮し、安全に運転を継続していただく事業として、1つ目に、運転技能講習制度の予算化、2つ目に、運転能力評価事業の予算化、さらに3つ目に、交差点改良関連の予算化など、引き続き必要な予算の確保に努め、時代に応じた高齢者の交通安全対策を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

**○河野生活安全部長** それでは、議案第24号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、お手元の文教警察企業常任委員会資料6ページの資料2に基づいて御説明します。

今回、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を上程する理由は、古物営業法の一部改正が本年4月1日に施行されることとなり、警察関係使用料及び手数料徴収条例に引用しております古物営業法の条項に項ずれが生ずるためであります。

具体的には、項目3に記載しておりますとおり、警察関係使用料及び手数料徴収条例第3条に引用しています(35)古物営業法「第7条第4項」の規定に基づく古物営業許可証の書換えを、(35)古物営業法「第7条第5項」の規定に基づく古物営業許可証の書換えに改正するものであります。

今回の改正は、古物営業法の項ずれにより改正するものであり、必要な手数料等の改正はありません。

改正条例の施行につきましては、古物営業法の施行期日が本年4月1日でありますので、それに合わせて予定をしております。

以上であります。

**○谷口交通部長** 昨日、井本委員からバスレーンに関する質疑がありましたので、その補足説明をさせていただきます。

バスレーンは、限られた道路スペースを有効に使うため、大量の人を効率よく輸送するバスを優先させる交通規制でございます。そして、マイカー使用を抑制し、渋滞緩和を目的とするものでございます。

現在のバスレーン規制は、平成28年2月に区間を限定し、平日の朝1時間と夕方の1時間、計2時間をバス専用レーンとして規制しております。規制当初は、反対意見も多く、その年の2月1日から9月30日までの統計では41件の規制反対と、17件の取り締まり強化の計58件の意見が寄せられました。

そこで、市民の意見を聞くためのアンケートを実施したのですが、約2,200人に対して実施したところ、8割の方がバスレーンの目的を理解されておりまして、規制廃止を求める意見は、約15%という結果でございました。

その後、バスレーンに対する意見・要望は徐々に少なくなり、平成29年度から今日に至るまで2件が県警本部に寄せられておりまして、1件が指導取り締まり強化と、1件が規制の見直しはどうかという意見でございました。

バスレーン規制からもう既に4年が経過し、現在の交通規制におおむね市民の方は理解をいただいていたのかなと判断しております。

今後もバスレーン規制を継続していく方針がありますが、来年には小戸之橋が開通しますので、交通量の変化も考えられます。そこで、周辺道路の信号サイクルの調整を図りながら、交通の円滑化対策に取り組んでまいりたいと思います。

**○渡辺委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

**○井本委員** 交番・駐在所セキュリティ対策事業ですが、防犯カメラをつけることで効果があるものですか、ちょっとその辺を。どう意味があるのかな。

**○河野生活安全部長** 中から不審者を、周りを見ることができるという利点があります。不審者襲撃の過去の例を見ますと、周りの様子を伺ったり、何度も来たり、中の様子を伺う様子が見受けられます。

この外向けの防犯カメラ、あるいは中の防犯カメラによって、不審者がいることを事前に察知できれば対策も練れますし、ゆくゆくは今本署からでも見ることができるようになりますので、警察署から無線で危険を通知するというと

ころもあります。これは交番だけではなくて、特に駐在所は家族と一緒に住んでいますので、安心感を与えるという点からも有意義な設置ではないかと思われれます。

**○大塚警務部長** 1点補足させていただきますと、今回導入します防犯カメラにつきましては、今本署からも見られるようにというお話がありましたが、今回のネットワークカメラの整備では本署から遠隔で見るとは残念ながら現時点ではできないんですけれども、今回ネットワークカメラを導入することによって、将来的に本署や、本部の通信指令センターでも各交番駐在所の状況が把握できるように、機能の向上を図っていきたくて考えております。

**○蓬原委員** ことし1年で県内の全ての交番・駐在所に設置するということですか。

**○大塚警務部長** 最近建て直している交番・駐在所は、既にカメラが入っておりますので、現時点についていないところに整備をしたいと考えております。

**○蓬原委員** 我々もそれを見に行きましたが、要するにことしで全ての整備が完了するんですか。

**○大塚警務部長** そのとおりでございます。

**○有岡委員** 歳出予算説明資料の中から幾つか質問させていただきます。

まず516ページに職員のメンタルヘルスケア支援事業という事業があります。

予算額は313万円になりますけれども、先ほど退職者の中に27名の早期退職を想定しているというようなお話がありましたが、そのことも含めまして、この職員のメンタルヘルスケアの支援事業、ある程度効果があるんだろうと期待していますが、その内容について御説明いただければと思います。

○福永警務課長 職員のメンタルヘルスケア支援事業の関係でございますけれども、これにつきましては、職員の心の健康を保持するというところで、心身の状況、ストレスの蓄積度について、ストレスをチェックするシステムを導入しております。それに基づいて不調の兆しがある職員を早期に発見し、精神科への相談ができる環境を整備するなど、職員のメンタルダウンの未然防止や円滑な職場復帰を図る事業としてやっております。

○有岡委員 ぜひ職場の中で孤立しないように、話が十分できる雰囲気づくりもまたお願いしたいと思っております。

続けて519ページの42の警衛警備対策事業について、昨年度は4,600万円だったのが、今回は1億1,000万円と倍増しておりますが、何か特別な変化があったのかお伺いたします。

○大塚警務部長 令和2年度に本県で開催が予定されております第35回国民文化祭に伴う警衛警備に係る経費でありまして、令和2年度に開催される警衛警備になりますので、予算が増額になっております。

○有岡委員 もう一点、45のワンストップサービスシステムの運営事業は、先日の補正の中で1,400万円ほど減額しておりましたので、令和元年度は3,000万円程度の予算になると思っております。

また、今回4,100万円計上しておられますが、このワンストップサービスについて、予算が減額になった経緯と、今回の4,100万円という金額の有効活用についてお尋ねします。

○大塚警務部長 OSSシステムと呼んでおりますけれども、このOSSシステムというのは、自動車を保有する際に、警察において保管場所の証明や、運輸支局において自動車ナンバーの

登録、それから県税事務所において自動車税の納付等の各種手続きがございますけれども、これは、これまで警察、運輸支局、県税事務所のそれぞれで手続きをしないといけなかったものを、自宅等のパソコンからインターネット経由で一括で申請できるシステムを構築しております。それに係る予算であります。

昨日の補正で減額補正をさせていただきましたが、これは障害が発生したときの緊急保守用の予算があるんですけれども、今年度大きな障害が発生しなかったものですから、それに係る費用が不要になったもので、減額の補正をしております。

○有岡委員 よく理解できました。ありがとうございます。

では、本日の交通安全施設整備事業の中で、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化を120本ほど計画してあるというお話がございました。

いろんな基準とか、特定の条件があると思うのですが、例えば延岡でこの前竜巻がありましたけれども、ああいったところも一つの条件に加えるとか、そこら辺の柔軟な対応というのはいかがなものでしょうか。

○坂元交通管制官 鋼管柱化につきましては、現在古いコンクリート柱を優先して建てかえております。それから、その次に柱に載っている機械とか灯器の重さによって順位づけをして、今整備している状況です。

○有岡委員 わかりました。もう少し基準に幅があるのかなという思いがあったんですが、先ほど古い物、また電柱の中にもケーブルがあったり、いろいろそういった条件に対応することによって理解しました。

あと一点、高齢者の交通安全対策として、さまざまな事業を行っていらっしゃいますけれど

も、特に制限運転が今後宮崎にとっては必要な分野なので、広げていく必要があると思うのですが、例えばその中でもたまたま逆走する高齢者の方がいらっしゃるんですね。

なかなかこれをどうとめていいのかわかりませんが、そういった分野を含めて、この制限運転をどういうふうに関後広げていきたいのか、宮崎市も県北もやっておりますけれども、どこまで広げていただくか、そういう予定なり計画がありましたら教えてください。

**○谷口交通部長** 制限運転につきましては、昨日少し御説明申し上げましたが、県内全域の自治体がほぼ賛同しております、自治体のほうで主体的にやっていただくようにしております。

警察としては、その支援をやっていくわけなんですけど、先ほどの懸念のような逆走事故は制限運転したからといっておさまるわけではございませんので、それについてはやっぱり先ほど来申し上げております技能講習制度みたいなものを予算化して行って、なるべくいろいろな機会に大丈夫かどうかを診断してもらおう。そういうことに制限運転宣言書を重点的に割り当てていくような施策をやってまいりたいと思っております。

**○有岡委員** 最後に要望になりますけれども、高齢者の車を見ていると、かなり座席が低くて、視野が余り広くとれないような状態で運転している女性の方などがいらっしゃるようですね。

そういった意味では、標識が見えなかったり下の白線が見えなかったり、そういう実態があるのかなど。またそういった整備面でも検討いただければ安心だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○井本委員** 制限運転は自治体で法制化してい

るところはあるんですか。

**○谷口交通部長** 日本ではまだ法制化されておられません。ですから、あくまでもボランティアと言いますか、自主的に制限するというところでございます。

**○井本委員** やっぱり人権とのかかわりというか、そういうのもあるということでしょうか。

**○谷口交通部長** 今年、道交法の改正が予定されておりますが、その中では75歳以上の方に対する実技講習、試験、もしくは評価などを考えておられますので、人権云々というより能力の面になります。

**○井本委員** 能力を制限するという事は、ある意味人権侵害ですから。

**○谷口交通部長** そもそも運転免許というのは制限を許可しているわけですから、御理解いただきたいと思ひます。

**○井本委員** 私はもっと制限してもいい気がするけど、それができない根拠が、今言った能力を制限することは人権侵害に当たるだろうと理解しているものだから。

**○谷口交通部長** 今の指摘については、やはり一般県民もそういう意識が結構あるということ、もちろん返納という言葉は現在使っておりませんが、返納はもちろんお願ひはするんですが、その面については法制度で整備しているという状況でございます。

**○蓬原委員** 委員会資料の5ページの交通安全施設整備事業費で、信号機の話はこの委員会でもよく出るんですが、アからオまで5つあって、アとウとエが国庫補助で、信号機の改良、信号機の新設、そして鋼管柱化とあるわけですが、国庫補助は、毎年枠があると。当然、地元負担があるわけですが、こちらの要望次第ではもうちょっと増額があるのか。地元の財政状況

の兼ね合いもありますが、そのあたりはどういうふうに決まっているんですか。

○谷口交通部長 警務部長の説明の中でもございましたが、信号機の新設について国費が充てられる部分というのは指定された場所で、それ以外については県費で対応することになります。そして、その予算については警務部長から説明があったとおり、国の補正のほうでも多分減額されております。それに伴って、県の予算も減額されているということでございます。

○蓬原委員 ということは信号機の新設等については、県単の都合による制約のほうが大きいと理解していいんですか。毎年、いろんな要望が上がってきていますよね。それは、警察から専門的に見たらあまり必要ないのかもしれないけれど、住民の要望との間にギャップがあるのかもしれませんが、この予算の付き方がどうかとちょっと思ったものだから。

もう一回繰り返しますけど、例えば地元の財政所管課が地元負担はちゃんとやりますから、国にもっと予算を付けてくださいと、道路行政なんかでは一般的ですけれども、信号についてはどうなのかなと思ったものだから。

○谷口交通部長 区域路線に応じて指定した場所については国の補助事業として設置することができるんですが、そこから外れた部分については——簡単に言えば都市部と田舎と考えていただければいいと思うのですが、田舎については県単事業のほうが多くなります。それ以外の指定されたところについては補助事業でやらせていただいております。

○蓬原委員 ということは、財政当局に対しても働きかけをしないと、なかなか警察だけでは、県単分についてはということですね、そういう理解でいいですね、わかりました。

○濱砂委員 519ページの説明欄の46、ヘリコプターテレビ受信設備整備事業1億5,700万円、この事業内容はどのようなものですか。

○大塚警務部長 ヘリコプターが上空から撮影した映像を地上で受信して、そこから県警本部まで送るための地上の受信設備になります。

○濱砂委員 これは新設ですか。既設で毎年継続しているものが1億5,000万円ということですか。

○大塚警務部長 これは今年度、来年度の2年の事業で、1基だけ新しく設置するものです。

○濱砂委員 このヘリコプターの年間の維持費というのは、いわゆる人件費を抜いて、燃料費とか補修費とかを含めてどのくらいかかるものですか。

○大塚警務部長 維持費は、令和2年度の要求上の額ですけれども、5,673万円になります。

○濱砂委員 ランニングコストが年間約5,600万円、6,000万円前後かかっていくということですね。県警のプロパー職員から新しいパイロットを養成して輩出するとニュースで見たんですが、どういう状況なんですか。

○河野生活安全部長 これは、警察官にヘリコプターの免許をとらせて航空飛行士として育成することでありまして。航空隊は発足当時は他機関の操縦士を採用していたんですけれども、現時点ではやはり警察能力も必要とされますので、現職の警察官をアメリカとかに行かせて免許を取らせて、さらに国内用の免許に切りかえるために国内の資格を取るための学校に行かせております。これはいろいろあるんですけれども、やはり他機関から採用するということでは、門戸が狭いし、なかなか来てくれない、あるいは来てくれてもすぐにやめていく状況がありますので、警察官の中から適格者を選出して養成

していく。そうしたら計画的に採用していけるというところではあります。

今、ヘリの操縦士というのは2名必要です。複数運用ということで、事故防止のためにやっているんですけども、少なくとも3名ぐらいないとローテーションがうまくいかない。1人やめるときにはまた新しく採用して、航空飛行士として養成するには2年から3年かかりますので、その定期的な運用ということでありませぬ。

○濱砂委員 テレビなんかで、ヘリコプターが下を映した映像がよく出ますよね。今のひむかは小型の軽量で、ヘリコプターそのものが、ドクターヘリあたりと比べると小さいですよね。大体年間の維持費が6,000万円前後かかると、人件費を入れると7,000~8,000万円かかっていくんでしょうけれども、宮崎の県土の警備とかにおいてはそれぐらいの大きさ、規模のヘリコプターが妥当なんですか。

○河野生活安全部長 宮崎県の場合は小型機です。5人乗りのヘリなんですけれども、もちろん緊急の場合はホイストと言って救助もできますし、その訓練もやっております。福岡県とか大きなところになると中型機、あるいは小型機と中型機の併用など、2~3台持っている県もあります。ただ、宮崎県の場合はその運用等からいって小型機の運用となっております。

○大塚警務部長 ヘリコプターの整備については、県の規模に合わせて国で整備しております。

1点補足ですけれども、本県で大規模な災害が起こるなど、本県のヘリコプターだけでは対応が十分できない状況があった場合は、他県から応援で派遣される、他県とも連携をとりながら対応してまいりますので、その点は心配ないと思っております。

○渡辺委員長 ほかに議案に関してございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 その他で何かございませぬか。

○井本委員 延岡市の暴力団がその後、どんな動きをしているのか、そちらのほうでは大体つかめておるんですか。

○廣澤刑事部長 昨年、延岡管内に拠点をもつ暴力団に対しまして事件化ということで対応させていただいておりますが、以後、今のところ目立った動きは把握しておりませぬ。鎮静化していると思っております。併せまして、みかじめ料関係の同盟ということもやらせていただきましたので、官民一体となった暴排活動を推進中でございませぬ。

○井本委員 わかりました。ありがとうございます。

○渡辺委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、質疑は以上といたします。

まだ、採決が残っている状況でありますけれども、県警本部の皆さんとの今年度の委員会審議は最後となります。一年間大変お世話になりました。心から感謝を申し上げます。治安の維持、それから犯罪の抑制、捜査、そして来年度は大きな警備系のイベント等もありますので、また皆さんに御奮闘いただくことを心からお願い申し上げます。お世話になりました。

それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について企業局長の説明を求めます。

○函師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、提出議案について御説明いたします。

お手元に配付しています文教警察企業常任委員会資料(当初分)の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

今回は、予算議案といたしまして、議案第17号「令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」、議案第18号「令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算」、議案第19号「令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」の3件を提出しております。

私からは、予算議案の概要について御説明いたします。

なお、目次に議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては当資料により行わせていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の令和2年度宮崎県公営企業会計当初予算(案)のポイントであります。

令和2年度当初予算につきましては、企業局の経営の指針であります企業局経営ビジョンを踏まえ、将来にわたって健全経営を維持し、地域貢献を続けていくため、3つの方針に基づき編成をしております。

1つ目は、電力システム改革への的確な対応であります。

これは、中長期にわたる安定収益を確保するため、固定価格買取制度の動向を踏まえた設備

投資を行うなど、電力システム改革に的確に対応するものであります。

2つ目は、老朽化した施設、設備の計画的な更新、改修でありまして、電力や工業用水の安定的な供給を図るため、老朽化した施設、設備の計画的な更新、改修を行うものであります。

3つ目は、地域貢献に資する取り組みの推進として、局の設置理念に基づき、地域貢献に資する取り組みを推進するものであります。

なお、主な事業につきましては、後ほど御説明をいたします。

2ページをごらんください。

2の令和2年度宮崎県公営企業会計当初予算(案)の概要であります。

1の電気事業であります。

業務の予定量であります年間供給電力量は4億8,006万キロワットアワーであり、収益的収支の収支残は、黒い太枠で囲んでおりますが、マイナス4億1,607万8,000円としております。収支残がマイナスとなっておりますが、令和2年度から6年度までは、渡川発電所や綾第二発電所の大規模改良工事に伴い、事業収益が減少することなどから連続して収支がマイナスとなる見込みであります。

2の工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,806万7,450立方メートルで、収支残は199万1,000円としております。

3の地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人で、収支残は16万4,000円としております。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは以上であります。

○渡辺委員長 企業局長の概要説明が終了いた

しました。

引き続き議案の審査を行います。予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○奥総務課長 それでは、引き続き御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

議案第17号「令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間供給電力量は過去30年間の平均をもとに、4億8,006万キロワットアワーとしております。

次に、(2)の収益的収入及び支出であります。表の太枠の令和2年度当初予算の列を縦にごらんください。

事業収益は48億7,592万円としております。

このうち、営業収益は45億1,922万1,000円あります。主なものは電力料で、これは、九州電力株式会社との基本契約に基づく売電によるものであります。

なお、この電力料につきましては、増減の欄をごらんいただきまして、前年度比で2億6,553万1,000円の減となっております。これは、渡川発電所におきまして、大規模改良事業に伴い、8月下旬以降は発電機を停止することによるものであります。

附帯事業収益は8,621万1,000円で、主なものは、小水力発電と太陽光発電の電力料であります。

財務収益は1億9,018万円で、受取配当金や受取利息等であります。

営業外収益は8,030万8,000円で、長期前受金戻入等であります。

特別利益はゼロ円であります。前年度は、特

別利益としまして、綾第二発電所の水車発電機精密点検工事に係る特別修繕引当金の戻入がございました。

次に事業費であります。事業費は52億9,199万8,000円あります。

このうち、営業費用は49億3,985万9,000円で、主なものは職員給与費や減価償却費であります。

なお、その下の修繕費が8億8,204万2,000円と、前年度比で1億9,515万3,000円の増となっております。これは岩瀬川発電所水車発電機精密点検工事等の増によるものであります。

下から6行目になりますが、附帯事業費用は7,363万7,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。

財務費用は3,180万8,000円で、企業債等の支払い利息であります。

営業外費用は1億9,669万4,000円で、消費税及び地方消費税納付額等であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は、一番下の行になりますが、マイナス4億1,607万8,000円となります。

4ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。

これは、施設の建設改良工事のように、支出の効果が長期間にわたるものなどについての収支をあらわしております。

表の太枠の令和2年度当初予算の列を縦にごらんください。

資本的収入は7,122万3,000円あります。

このうち、3つ下の貸付金返還金は6,996万7,000円で、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計からの返還金であります。

資本的支出は30億4,923万3,000円としております。

このうち、1つ下の建設改良費は15億8,115万

円、2つ下の繰出金は10億円でありまして、後ほど御説明いたします一般会計への繰出金であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は29億7,801万円の収支不足となりますが、表下の米印にございますとおり、不足額につきましては、積立金などを財源として補填することとしております。

次に、(4)の継続費であります。

継続費は、1年を超える事業について設定しておりますが、アの営業費用とイの建設改良費に分けて計上しております。

なお、アの営業費用は、改良工事に伴い、固定資産の除却等が発生する場合の除却費用であります。

今回は、表左側の企業局庁舎改修工事と表右側の祝子発電所主要変圧器取替工事の2つの継続費を設定しております。

まず、企業局庁舎改修工事ではありますが、これは、竣工から25年以上が経過している局庁舎につきまして、災害に対応するための非常用発電設備や、対応年数が経過している空調設備などの工事を行うこととしております。今年度実施設計を行い、令和2年度及び3年度に工事を予定しております。

アの営業費用といたしまして、計のところをございますが、総額1億9,577万6,000円、イの建設改良費といたしまして、同じく計の欄ですが、総額6億4,132万5,000円としております。

なお、この局庁舎改修工事につきましては、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計におきましても、それぞれ専有面等に応じた負担額の継続費の設定をいたしております。

次に表の右側、祝子発電所主要変圧器取替工事ではありますが、これは、昭和47年に据えつけ

た主要変圧器を更新するものであります。工事は令和2年度及び3年度の2カ年度事業で、アの営業費用としまして、計の欄ですが、総額1,007万1,000円、イの建設改良費としまして、同じく計の欄ですが、総額1億8,487万7,000円としております。

それでは、5ページをお開きください。

続きまして、議案第18号「令和2年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。給水事業者数は14者であり、年間給水量は3,806万7,450立法メートルとしております。

次に、(2)の収益的収入及び支出であります。表の太枠の令和2年度当初予算の列を縦にごらんください。

事業収益は4億964万2,000円としております。

このうち、営業収益は3億6,229万5,000円で、主なものは給水収益であります。

営業外収益は4,734万7,000円で、受取利息等であります。

次に、事業費であります。事業費は4億765万1,000円としております。このうち、営業費用は4億115万4,000円で、主なものは、職員給与や減価償却費、委託費であります。

下から6行目、営業外費用は49万7,000円で、主なものは支払い利息であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は199万1,000円となります。

続きまして、6ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。

表の太枠の令和2年度当初予算の列を縦にごらんください。

資本的収入は1,000円といたしております。

資本的支出は2億7,135万8,000円で、このう

ち、建設改良費は1億9,696万7,000円で、令和元年度比で1億8,948万1,000円の減となっておりますが、これは高速凝集沈殿池設備更新工事費の減等によるものであります。

企業債償還金は437万1,000円、借入金償還金は6,000万円ですが、これは、電気事業会計への元金償還であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は2億7,135万7,000円の収支不足となりますが、表下の米印にありますとおり、積立金などを財源といたしまして補填することといたしております。

次に、(4)の継続費であります。

先ほど御説明いたしました企業局庁舎改修工事に係る工業用水道事業会計の負担分で、アの営業費用として総額177万2,000円、イの建設改良費として総額328万8,000円としております。

それでは7ページをお開きください。

次に、議案第19号「令和2年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間施設利用者数は、第4期指定管理期間の設定目標であります3万1,500人としております。

次に、(2)の収益的収入及び支出であります。表の太枠の令和2年度当初予算の列を縦にごらんください。

事業収益は2,166万8,000円としております。

このうち、営業収益は1,945万4,000円で、主なものは、指定管理者からの納付金である施設利用料であります。

営業外収益は221万4,000円で、主なものは受取利息であります。

次に、事業費であります。事業費は2,150万4,000円としております。

このうち、営業費用は1,955万9,000円で、主

なものは減価償却費であります。

営業外費用は114万5,000円で、主なものは消費税等であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は16万4,000円となります。

それでは8ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。

表の太枠の令和2年度当初予算の列を縦にごらんください。

資本的収入はございません。

資本的支出は2,238万円としております。

このうち、建設改良費は941万2,000円、借入金償還金は996万8,000円で、電気事業会計への借入金の元金償還であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は2,238万円の収支不足となりますが、表の下の米印のとおり、過年度分損益勘定留保資金などを財源といたしまして補填することといたしております。

次に、(4)の継続費であります。

これは、企業局庁舎改修工事に係る地域振興事業会計の負担分で、アの営業費用として、総額3万5,000円としております。

それでは9ページをお開きください。

続きまして、4の主な新規・重点事業であります。

まず、新規事業、企業局地域貢献事業（国スポ・障スポ支援事業）であります。

(1)の事業の目的にありますように、この事業は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催のための資金を一般会計に繰り出すことにより、地域貢献に資するものであります。

なお、繰り出しによる地域貢献としては、平成28年度から3カ年にわたり県営電気事業みや

ぎき創生基金の財源として30億円を繰り出した事業に続くものであります。

(2)の事業の概要にありますように、予算額は10億円、事業期間は令和2年度から3年度の2年間、総事業費は20億円としております。

事業内容としましては、電気事業会計から一般会計へ繰り出しを行い、大会実施を目的として設置される「宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金」の財源とするものであります。

(3)の繰出しの財源につきましては、電気事業会計の地方振興積立金であります。この地方振興積立金の令和2年3月の見込み残高は約17億円でありまして、総事業費20億円に不足する分は、令和元年度の利益により、積み増すことを予定しております。

続きまして、10ページをごらんください。

新規事業、県営発電所周辺地域振興事業であります。

(1)の事業の目的にありますように、この事業は、企業局の水力発電設備の所在市町村に対し、電気事業の収益を還元することにより、地域振興に資するとともに、地域住民の方々の電気事業に対する理解を促進するものであります。

(2)の事業の概要にありますように、予算額を1,300万円といたしております。

事業期間は、令和2年度から4年度までの3カ年でございます。

事業内容は、企業局の水力発電設備が所在する13市町村に対し、地球温暖化対策事業や地域維持・活性化事業について、1市町村当たり3カ年で上限300万円の助成金を交付するものであります。

それでは11ページをお願いいたします。

続きまして、新規事業、みやぎきの内水面資源回復推進事業であります。

(1)の事業の目的にありますように、この事業は、川の恵みを受けている企業局の地域振興の一環としまして、河川調査や増殖活動を県の施策として漁村振興課と共同で実施することにより、漁場環境の再生への取り組みを推進し、河川環境保全に寄与するとともに、企業局の河川への取り組みをPRするものであります。

(2)の事業の概要にありますように、予算額を900万円としております。

事業期間は、令和2年度から6年度までの5年間でございます。

事業内容は、環境DNA調査や目視調査などの河川生物資源調査や、産卵床造成や放流などの増殖活動等取組事業を実施するものであります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

新規事業、企業局発電施設の見学バスツアーであります。

(1)の事業の目的にありますように、この事業は、ふだん立ち入ることのできない発電施設等の見学を通じて、水力発電に関心を持ってもらうとともに、参加者の公募にあわせてテレビCM等による企業局のPRを行うことにより、企業局の役割や重要性などへの理解の促進を図るものであります。

(2)の事業の概要にありますように、予算額は228万3,000円としております。

事業の内容は、企業局発電施設等をバスでめぐるツアーでありまして、参加希望者を40名程度公募し、実施時期としては8月上旬を予定しております。

続きまして、13ページをお開きください。

新規事業、古賀根橋ダムほか放流ゲート遠隔

操作化検討事業であります。

(1)の事業の目的にありますように、この事業は、局所的豪雨による突発的なダム放流への対応や、放流業務の効率化を図るため、古賀根橋ダム等の放流ゲート遠隔操作化の実施に向けて、放流設備や通信回線についての検討を行うものであります。

(2)の事業の概要にありますように、予算額は2,200万円としております。

事業内容は、遠隔操作化を行うために必要な設備の検討及び設計や、制御・情報通信回線の二重ルート化、通信方式の検討・設計を実施するものであります。

次に、14ページをごらんください。

綾第二発電所大規模改良事業であります。

(1)の事業の目的にありますように、綾第二発電所は、運用開始から60年以上が経過し、主要機器及び基礎部に老朽化が見られることから、最新機器への更新等を行うものであります。

(2)の事業の概要にありますように、予算額は2億1,450万円としております。

事業期間は令和元年度から7年度までの7年間でありまして、令和2年度は、発電機、水車、屋外変電設備、水圧鉄管などの発電所更新工事や、工事用トンネルの新設、工事用道路整備などの工事用土木設備工事に係る設計を予定しております。

15ページをお願いいたします。

続きまして、5のその他の主要事業といたしまして、(1)の渡川発電所大規模改良事業など、9つの事業をここに掲げております。

また、参考として、下の表に、知事部局等への経費支出予定額をまとめております。一般会計への繰り出し等、支出予定額の合計は、表の一番下にございますとおり、23億6,943万1,000

円としております。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○日高委員 13ページ、14ページで1、2点ちょっとお伺いしますが、13ページ、14ページにつきましては、せんだっての一般質問でいろいろお答えいただきましてありがとうございます。

14ページの綾第二発電所は、お金を相当投資することになりますけど、後々これは十分な黒字が見込めるということですので、FIT事業を活用して、しっかりと収入の確保に努めていただきたいと思いますが、左の13ページでお伺いしたいんですけど、古賀根橋ダムほかの「ほか」はどこのことなんですか。

○森本工務課長 もう一つ、寒川ダムという三財水系にございますダムもあわせて検討するというございます。

○日高委員 まず、この事業は検討事業ということですから、検討及び設計費にかかる費用が2,200万円ということですよ。それでやることになったら、また事業費が別になるわけですよ。今回は検討ということになるんですけども、実際の事業はどういうことになるんですか。

○森本工務課長 今回は検討事業で、ここに書いてありますように、令和2年度に遠隔操作化を行うための設備の検討を行うのとあわせて、通信回線の二重化とか通信方式を、まず検討するというございます。

その後、その通信の回線を使いまして、ダムにあるダムコンと一般的に言われている諸量演算装置というのがありまして——ゲートの操作

とかを行う装置です——そちらを遠制化、宮崎から遠隔制御して動作させる設備を設置していくような流れになります。

○日高委員 済みません、ちょっとよくわかっていないで質問したんですが、これが将来的に遠隔操作を可能にするということですから、遠隔操作の目的は。

○森本工務課長 宮崎市から遠隔で操作することで、今ダムに常駐して2名が三交代制で行き来しているのが、宮崎市からの操作になりますので、宿泊とかそういった面で、かなり効率化、縮減が図られるところがございます。

ただし、現場に人を配置しなくてはいけないという決まりが今現在ございますので、その辺は今後の検討課題でございます。

○日高委員 人力的な問題が一番ということですね。一般質問に続いてで大変申しわけないんですが、遠隔操作をやることによって操作の頻度を上げるとか、例えば、古賀根橋ダムに溜まっているその下の泥土の問題、濁りの問題とか、その問題とこれとは全然関係ないということになるんですか。

○森本工務課長 これは、普通の放流業務、取水時の放流業務、あるいは責任放流といいますが、作業するとき、やはりダムから流さなくてはならないような状況のときに、現場に行かなくても、こちらからゲートの操作ができることを目的としておりますので、濁水に対応するというようなことは今のところは考えていないところです。

○日高委員 一般質問の後に、綾の漁協さんからすぐ電話がありまして、私は田代八重の話のいろいろしていたんですが、その話はわかるんですけど、漁協さんは本当は古賀根橋だよという話をされているんです。昔は、建設業であそこ

は砂利とりをしていたとか、そういったこともやっていたので、最近それをやっていないからだ。だから本当はあそこに詰まっているんだよという話をされていたんですが、私は濁水対策に少しは何か影響があるのかなと思いましたけれども。これはこれでしっかりやっていただいて、またそういう問題については、この前もお願いしましたように現地調査もぜひしたいと思いますので御協力よろしくお願いします。

○井本委員 もう、遠隔操作は全部やっているのかと思っていたのに、やっていないところがあったんですね。ほかにまだあるんですか。

○森本工務課長 このゲート操作でございますが、放流のゲートを操作するシステムは、宮崎県内の県のダムにつきましてはやっていないところです。九州電力のダムにつきましては、そういう遠隔操作をやっていると聞いております。

○井本委員 これが初めてということ。

○森本工務課長 はい。県のダムとしては、我々のこの計画が初めてになるかと思えます。

○井本委員 これからは、ほかのダムもこんなふうにやっていくということですか。

○森本工務課長 そこはまだはっきり見えていないところでして、とりあえず私どものこの2つの利水ダムにつきましては、そういう形で検討していこうということでございます。その先はちょっとよくわからないところです。

○井本委員 わかりました。

○函師企業局長 ちょっと差し出がましいと思いますが、企業局の発電所の発電の運用については、企業局の庁舎から遠隔操作で発電はやっていきます。ただ、13ページにダムのゲートから水が流れている写真がございますが、現在このゲートの操作は、現地に行ってゲートを開ける操作をやっていきます。企業局のダムの古

賀根と先ほど言いました寒川の2つについては、現地に行って操作しています。それ以外に県土整備部のダムについても、こういうゲートの操作は現地に行ってやっております。ですから、基本的に県が管理しているダムは、ゲートの操作はまだ遠隔操作はほとんどできていないという状況です。

○蓬原委員 11ページの内水面資源回復推進事業ですが、これは漁村振興課と共同でということですけど、川のことになると、専門は漁村振興課かなと思うんです。具体的に進めていく上で、当然共同にはなっていますが、どうしてもウエートが違ってくると思います。主たるところはやはり漁村振興課になるんですかね。

○森本工務課長 もともと漁村振興課がこういう内水面の活性化事業をやっております、県で300万円ほど支出して同じようなことをやっております。そこに私どもが参画いたしまして、特に私どもに関係する河川につきましては、重点的に放流とか調査とかをやってもらうような形で枠組みを少し変えて、新たな事業として進めるというような形になっております。

○蓬原委員 300万円に900万円を足すという話ですか。

○森本工務課長 そのとおりでございます。

○蓬原委員 企業局と関連のある、いわゆるダムや発電設備のある河川ということですね。

○森本工務課長 そのとおりでございます。

○蓬原委員 環境面からしても非常にいいことだと思います。その中で、産卵床造成というのがある、私も前からずっと環境面からの考えを持っていて、産卵床、前も何回か話したかと思いますが、もうお亡くなりになっていますが、昔赤崎という宮大の先生がおられまして、あの人の講演を、自民党でも1回呼んで聞

いたことがあって、なぜこんなに河川の水生物が減ったのか。僕らが小さいころからすると、もう激減しています。一時は台所の排水とか、そういうものが言われていましたけど、土の小さい粘土分みたいなものが流れてきて、沈み石という言い方をされておりました。昔は下を水が流れていたのに、石が重なって、全部埋まってしまって産卵するところがなくなったから減ったのではないかということ指摘されていて、ずっと気になって。

一方、山は山でやっていますからね。作業士をつくるので、流れるのも仕方ないものがあるんですけど、ここでこういう産卵床をつくってやっていくと、また復活できるのではないかというふうに思っていて、もう絞って言いますけれども、産卵床はどういうものをつくるんですか。海でいえば、例えば漁礁というのをやるじゃないですか。これなら川の魚がもう1回再生、復活できるというものは何かあるんですか。電気が専門かもしれないですが……。

○森本工務課長 これは、特にアユの産卵床の造成ということでありまして、河床にある埋まっているような石等を掘り返して、20センチ前後の石をきれいに並べて、もちろん表面はきれいになっている状態。ある程度の深さ、30センチだったと思いますけれども、それぐらいの深さのエリアをつくっておきますと、そこにアユが来て産卵するという研究成果がありまして、今年度、その専門で高橋先生という方なんですけれども、企業局にお呼びして講演もしていただいているところでございます。そういった形で、産卵床がこういう効果があるよということで確認しているところでございます。漁協さんも高橋先生のごことはよく御存じで、漁協さんと一緒になって産卵床の造成を、企業局の職員も

一緒になって手伝っていかうかなと考えているところですよ。

**○蓬原委員** これは300万円足す900万円で1200万円。ずっと続けていかないと、単発でやっても一過性のものに終わるので。ましては河川はいっぱいあるわけですよ。これはいい事業だと思うので、できたら続けてほしいと思います。ただ、そろそろ赤字になってきますからね。これまでは何十億円というお金を拠出していただいて、資料の後ろのほうにもまだ一般会計に繰り出しているのが結構あったり。どうしても払わないといけないものもあるんですけど、地域振興的な思いで出しておられるのもあるわけじゃないですか、例えば市町村へのとかもあるわけで。将来の見通しとしては、単発事業じゃなくて、継続的に効果が出るまで、高橋先生の御後援のもとでやる計画は当然あるんですよ。

**○森本工務課長** この事業は、とりあえずは5カ年で計画しております。P D C Aと申しますか、実施して、様子を見て、状況を確認して、対策が必要ならまた対策してというような流れで進めていかうと考えておりますので、状況が改善するようであれば、また、これに続いて何らかの対応をしていくことになるのではないかと申すところですよ。

**○蓬原委員** それであればアユに限らず、ほかのウグイだとか、昔いっぱいいたウナギでもそうだけど——ウナギも問題になっていますから。いろいろとできたらデータをしっかりとっていただいて、専門は向こうだから、向こうのほうでいいと思うんですよ。資源がどれだけ再生したかをデータとしていただいて、効果があるのであれば、これを企業局だけではなくて、基礎をつくったんだから、今度一般会計のほうで予算化して、事業化してもいいわけですよ。河

川の再生ということで。だから、ぜひ、そういうデータのほうも蓄積していただいて、できたら講演の時の資料を私たちもいただきたいんですけども、御相談の上、データをとっていただくといいなと思うんです。よろしくお願ひします。

**○森本工務課長** まず、データにつきましては、ここの資料にありますけど、河川生物資源調査で環境DNA調査、目視調査ということで、環境DNA調査というのは最新の技術でありまして、水を採取して、その中にあるいろんな生物のDNAの情報を分析しまして、その川にどれぐらいの魚種と生息数があるかを、それで推測するというような技術です。そういうもののデータを蓄積するのと、それから目視調査も、当然潜って、実際にいるのかどうなのか、そういうのも毎年データをとっていくということです。それで大体状況が見えてくるのではないかなと思います。

**○井本委員** 北川の漁協はもうやっているんですよ。もう石を転がしてきれいにしてやる。こういうのは、うまくいったみたいよというのであれば、それはほかの漁協もやる予定はあるんですか。

**○森本工務課長** ほかの漁協と申しますか、これは、私どもの関係する河川についてはこういう形のもので調査と放流を進めていかうかなと考えているところですよ。ですので、その辺の漁協さんにつきましては、そういう調査、放流等が入ってくるのではないかなというふうに思っております。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

**○濱砂委員** 私も同じことを言おうと思ってたんですが、今までも漁村振興課は継続的にこれはやっているんですよ。それに企業局が乗ったということなんですか。

○森本工務課長 そのとおりでございます。

○濱砂委員 そうですね、漁礁整備なんかずっとやっていますので。だから、結局全部で1,200万円弱なんですけど、300万円しか今まで漁村振興課は出していなかったということなんですか。それとも、基本的にこの293万5,000円というのは、全般的に使うお金ですよ。企業局の発電所がある川とかとは関係なしに使わなくてはいけないお金ですよ。これを企業局の発電所に限定したというのは、このお金が限定されるということなんですかね。

○森本工務課長 もともとは、同じように資源の調査と組織体制、そういうのを充実させていくことや、活性化推進の構築事業、そういったもののいろんな会議とかを進めていく、それからもう一つ、産卵床、魚道改修等を全般的にやっていたところなんですけれども、私どもの予算を入れることによって、企業局関係の分についてはその事業はしなくていいということで、今までちょっと薄かった部分には、そちらのほうにお金を入れていくというようなすみ分けを考えているところです。

○濱砂委員 大体わかりました。環境のDNA調査とか目視調査は、耳川でも一ツ瀬川でも既にやっているんですよ。この産卵床の造成とか放流も当然にやっているんです。それに企業局が乗ることによって、それが一層、特に企業局の施設があるところには重点的に配分していくということになるんですね。その確認でした。わかりました。

○蓬原委員 昔は、僕らが小さい頃は川に魚がうじゃうじゃいたんですよ、本当に。ああいう川が取り戻せればいいなと思っていて、そのきっかけになれるように、ぜひ、努力しないことには先開けませんから、よろしく願いいた

します。

話を变えます。次のページの企業局発電施設の見学バスツアー、このPRをどうするかということだと思っんです。非常にありがたい施設というか、先人がおつくりになった素晴らしい施設であります。以前、PRをちゃんとしないといけないのではないかという質問があつて、ここでは見学バスツアーがあるわけですけども、40人程度を1回きりでしょうか。もうちょっと詳しく、このバスはどこが運行するのかとか、いろいろ具体的に見えるように説明してもらつと。

○田原経営企画監 見学バスツアーを公募でやるのは初めてでして、とりあえず40名程度で第1回目をやってみようかというところで始めたところです。一応、企画運営につきましては委託でやろうと考えております。その委託の契約の中で、バスの借り上げとかPRとかテレビのCMとか、そういったものをしてもらうことで考えております。想定としては、宮崎駅から例えば1台、あと延岡駅から1台とか、道が余りよくなく大型のバスは通れないので、小さいバスで運行していくような感じで今考えております。

○蓬原委員 20人規模のバスが県央と県北から各1台の合計2台出るといふことですかね。

○田原経営企画監 現在のところの想定としてはそのように考えております。

○蓬原委員 これに参加される方の費用負担はどうなるんですか。

○田原経営企画監 無料で考えております。

○蓬原委員 ちょっと話が行きますが、この前も代表質問の中で言ったんですけど、これは前からの本県の課題であつて、知事の公約にもあるんですが、宮崎県は所得が低いですから、早

い話が、外貨を稼いで、それを県内でどう循環させるかなんです。言葉ではわかっているんだけど、具体的にどうするか。例えば、100万泊県民運動というのを知事が提唱したこともありました。いかに人が動くかということも、その県内で循環をよくすることの一つだと思います。

今、地域貢献を言われる中で、こういう見学バスツアーを、企業局のPRということもありますけど、せっかく人がそこに参加して動くわけだから、九電さんもダムツアーみたいなのがやられておりますけれども、あれも新聞に載ったりして結構好評だったみたいなので、あまり恐る恐るやらなくても、九電さんの例を見ても、結構ダム好きな人は多いみたいなので。最初から手堅くやられるのかもしれないけど、もうちょっと大がかりに。例えば1泊どこかしてみるとか、そのくらいの大きなことをやっても、これは小さいかもしれないけど、県内循環策の一つだと思うんです。

こういうところにいろいろ知恵を絞っていくと、具体的にこうすれば県内循環策ができるじゃないかというものができていくのではないかなと思うので、具体的にそろそろ循環策を。これは企業局に関わらず、宮崎県全体として考えたときに、小さな一歩だけ、大きな一歩になるんじゃないかなという気がして。だから、今聞けば20人2台の40人だから、今回はこれでいいとして、何かこれを足がかりに、自信を持たれて、次世代に残すべきすばらしい資産であり財産だという、この前の企業局長の答弁もありましたから、やっていただいてもいいかなと思うんですけど、どうですか。

**○田原経営企画監** 委員がおっしゃいますように、今、九州電力のほうもツアーをやっておりまして、今年度6回やるというふうに聞いてお

ります。九電さんの場合、主に県外のお客様を呼ぶことが多いのかなと感じておりました。料金も大体1泊2日で3万円から7万円とかで、若干高めではあるんですけども、企業局の場合は今回初めてということで、とりあえず日帰りで、県内の特に子供さんと保護者をターゲットにやってみようかと考えています。

今後は、商工観光労働部でダムツーリズム推進事業というのをやっておりますけれども、そちらのほうと協力して、このバスツアーの拡大も検討していきたいと考えております。

**○蓬原委員** 大いに知恵を絞ってください、期待しています。

**○濱砂委員** 議案第19号の事業費の中に、諸費で、漁協への助成金等で136万円が出ていますが、これはどこの漁協に対してですか。

**○奥総務課長** 新佐漁協と一ツ瀬川漁協、それから西米良漁協の3つとなっております。

**○濱砂委員** 次の市町村交付金の165万5,000円は、どこに対する交付金ですか。

**○奥総務課長** これは新富町です。

**○濱砂委員** ついでですが、減価償却費の1,351万1,000円はあの建物ですか。

**○奥総務課長** そうです、建物、あるいはいろんな設備がございますので、その減価償却費でございます。

**○濱砂委員** あれはできてどのくらいたつんですか。

**○奥総務課長** あそこのゴルフ場はたしか平成2年にできておりますので、30年ぐらいたっています。

**○濱砂委員** 30年近くになるんですが、まだ減価償却が1,300万円も発生するんですか。するんでしょうね、あるんだから。

**○奥総務課長** あそこの一ツ瀬川のスポーツセ

ンターにはいろんな備品もございますので、それを全部合わせてということでございます。

○井本委員 周辺地域振興事業ですが、えらい大盤振る舞いというか、バブルの時期ならこんなのがあったんだろうけど、なんでこんな事業をやるのかなという感じがするんですけども、何かいわれがあるんでしょうか。金が余っているとかな。

○田原経営企画監 発電所周辺地域振興事業ですが、これは、去年と今年で似たようなもので、地域防災力向上支援事業という事業をやっておりまして、その中で、市町村側もなかなか防災用品とかそういったものに予算がつけられないことが多いので、非常にありがたいと。企業局に、また継続して何かこういうのをやってもらえないでしょうかという意見があったりしたものですから、企業局としても、特に発電所が立地している地元の市町村というのは、いろいろ御協力いただいているところもございますので、その辺が大事ではないかなということで、引き続き事業名は変わりますけれども、周辺地域振興事業ということで、継続していこうということでやっております。

○井本委員 ということは、これは新規と書いてあるけど、新規ではなくて、今までずっとやってきたようなことですか。

○田原経営企画監 平成30年度と令和元年度に地域防災力向上の事業をやりまして、その前は、だいぶ昔になりますけれども、企業局が50周年ぐらいだったときに地元の市町村に警報車を贈呈したことがございます。今回は、事業の中身を変えまして、新たに防災関係以外で幅広く、地元の市町村に何か使えるような仕組みを考えたところです。

○井本委員 地元は喜ぶでしょうし、大したも

のだなと私は思うけど、特別やらないといけな

いわけですか、何か法的な義務があるとか。

○田原経営企画監 義務があるということでは

ございません。

○井本委員 全くの善意でやっているということですか。政策的な。

○野口副局長(総括) 補足いたしますけれども、この10ページの下イメージ図の中に、幾つか事業例を書いています。私どもとしまして、やはり水力発電の恩恵を受けております川なり、地元の市町村にいろいろ一緒に協力して何かやりたいということの日頃思っておりますので、地元の市町村に対しても再生エネルギー、そういったものを新たに認識していただきたい。そして、事業を通じて、地元の住民の皆様方にもその効果等をPRいただきたいという思いがありますので、そういった面が一つ。

それともう一つは、先ほどちょっと触れましたけれども、防災力に続く事業ということで、例えば再生エネルギーの観点から蓄電池、そういった非常発電設備、今災害が多い時期ですから、そういったものを何か考えてくれないかという御要望もございましたので、ちょっと幅広ではございますけれども、そういった仕組みを作ったところでございます。

○濱砂委員 なかなかいいんですが、関連で10ページが一番下の枠に、地域維持・活性化事業の中の公共施設の整備、地域づくりへの取組とかありますね。これは考えたなら何でも使えるんですが、例えば、公民館のテレビを買うとかテーブルを買うとか、そういうことにも使えるんですか。

○田原経営企画監 一応、幅広に考えておりますので、予算の範囲内であれば可能でございます。

○**濱砂委員** コミュニティ事業というのが別にあって、それも使えるんですが足りないんです。どこもそうなんです。26市町村、それぞれ申し込むけど、なかなか100%いかない。これはそれと一緒に使えますか。

○**田原経営企画監** 例えば、その事業で補助金をもらっているとかいった場合に、ほかのものと併用ができないという制限があれば難しいところもあるかとは思うんですけれども、そういった縛りがなければ使っていただけると考えています。

○**渡辺委員長** ほかに議案に関して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** その他で何かございますでしょうか。

○**濱砂委員** この前、西米良に行ったんですが、百菜屋という小さい道の駅があるんです。そこに1キロワットの水力発電、小規模発電があるんですが、あれは企業局からの融資というか、出資がいつているんですか。

○**森本工務課長** はい、あれは私どもで設置しまして、5年間実証いたしまして、その後西米良村に譲渡した施設でございます。

○**濱砂委員** それを見たら1キロワットなんです。1キロワットというと、ちょっと私もよくわからないんですが、100ワットの電球が10個分ですか。

○**森本工務課長** はい、大体計算としましては10個分ということになります。

○**濱砂委員** あれは看板が出ていてPRにはなりますよね。ほんの小さいパイプですけど、10メートルの落差で1キロワットの電力を起こすということですが、店の照明ぐらいにしか使えないんですよね。あれは、あそこだけなんです

か。一つはPRもあるでしょうから、それが私らにとってはいいことだと思うんですけれども、急峻なところで、あのくらいの落差のある谷といますか、ああいう小川はたくさんあるんです。ほかのところも使えないかなと思って。あれは、どういう基準だったんですか。

○**森本工務課長** あれは、実に小さな設備でございます。私どももああいう設備は今まで入れたことがないので、1回試験的に導入してどのような問題が生じてくるのか、どれくらい使えるのかを検証したいということもありましたので、それも併せて、あとは市町村への自分たちのPR、市町村への貢献等を含めまして実施したところでございます。

○**濱砂委員** あれは100%企業局ですか。

○**森本工務課長** はい、あれはたしかうちが出したものと、あと村が作っている分があります。

○**濱砂委員** ありがとうございます。

○**凶師企業局長** 補足になりますけれども、この事業は県内で2カ所実施しております。そもそも企業局は、市町村等が行う小水力発電の技術的支援を行ってきております。ただ、企業局としては、1万キロワットとか非常に大きな発電所は運営しているんですけれども、そういう小さな小水力発電については、理屈はわかるけれども、実際にやったことがないと。ということになると、実際に技術的な指導をするに当たって、やはり細かいところのノウハウがないのはまずいんじゃないかというようなこともありまして、企業局が県内の2カ所を選定して、その市町村と連携して、実験的に小水力発電所を作ってもらって、3年間程度実証実験をして、維持管理のノウハウとか問題点とかを把握しようということで行ったものです。

その実証実験の期間が終わって、市町村等に

譲渡したわけでございますけれども、この事業自体はその2カ所で終わっております。もう一カ所は、日之影町の下小原という発電所でございます、こちらは5キロワットです。

**○濱砂委員** できたらたくさん作ってください。10キロぐらいあるとかなり使える、ちょっとしたお土産店では使えるでしょうから。1キロワットではあの1軒分しか使えないでしょうから。でも非常にいい宣伝になると思います。ありがとうございました。

**○蓬原委員** 企業局の皆さん、御苦労さまでございました。図師局長を初め、副局長2人、それから工務課長、施設管理課長、5名が御退職になると聞いております。今年最後だと思えますけれども、将来のビジョンとかもできたところですし、さっきも言いましたけれども、大事な資産なので残していかないといけないというのも答弁いただいたと思うんですが、後輩へのメッセージとか、せっかくですから代表して何かありましたら。

**○図師企業局長** ありがとうございます。委員お話のとおり、本年度、私を含め、全部で企業局職員6名が、私は定年ではないんですけれども、後の5名、定年退職を迎えます。委員会の皆様方には大変お世話になりました。おかげさまで、企業局は、いろいろ課題等もございまして、何とか健全経営を維持できております。本当にありがとうございます。

せっかくのお話でございますので、ちょっと個人的なところもあるかと思っておりますけれども、お時間をいただいて、少し、私の現在の気持ちをお話をさせていただきたいと思っております。

大きく3点考えております。

まず第1点は、企業局は、スタートは水力発電でございます。委員の皆様方、十分御存じか

とは思いますが、大正7年に当時の県議会から、宮崎県で水力発電をやって、これをもとに宮崎県の経済発展に結びつけようではないかという建議がございました。これがスタートでございまして、それから20年かけて、昭和13年に、当時の国の内務省の認可をとって、水力発電がスタートしたわけでございます。それ以来、昨年で80周年を迎えることができました。おかげさまで全国の公営企業の中でも3番目の規模を誇るという状況になっております。

議会のほうでも申し上げましたけれども、宮崎県は降水量が非常に豊富でございます。山が多いということは、逆に言うと高低差のある地形があるということで、水力発電に非常に適した、そういう状況になっております。それを生かして、先人たちがここまで水力発電を作り上げてきてくれました。

現在も、職員一同で一生懸命、維持管理それから更新を行って、健全な経営をしております。今、国のほうで再生可能エネルギーを拡大しようという動きもございまして、その中では、この水力発電というのは非常に安定的でクリーンなエネルギーでございますので、今後ともこの宮崎の宝を生かして、水力発電をもっともっとすばらしいものにするように、職員一同頑張りたいと思っております。

それから2つ目は、今日も出ましたけれども、地域貢献でございます。公営企業というのは地方公共団体が経営する企業ということでございまして、単に利益を上げればよいというわけではなく、やはりその地域にしっかり貢献することが公営企業としての務めだと思っております。その中での一つは、企業局の場合には宮崎県が経営しているわけですから、宮崎県あるいは県民に対して地域貢献を行うという観点が一つと、

もう一つ、今日もございましたけれども、水を使って事業を行っているわけですので、その水を取り巻く関係の皆様方に貢献するという観点も必要かなと思っております。今日の発電所周辺の地域貢献事業もそういう趣旨でございます。水というのは、いろんな方が関わっていらっしゃいますし、人間はそもそも水がないと生きていけませんので、やはり水を大事にするという観点も含めて、地域貢献をこれからもしっかりやっていければと思っております。

3つ目は、人材でございます。理屈ばかり言っても、実際にその理想を実現する、あるいは我々で言えば事業をしっかり健全に行くためにはやっぱり人が必要です。優秀な人材、そして優秀な技術力、そしてそれを支える一丸となった組織、これが大事かなと思っております。企業局の職員さん、私も局長の前に技監を1年させていただきましたので、通算5年、企業局に在籍しましたけれども、お一人お一人が非常に優秀な職員でございます。

あとは、一人一人がいわゆるどんぐりの背比べにならないように、例えば、正三角形を考えるといいんですけれども、正三角形がたくさんあっても山は三角形が一つ一つばらばらだと山は高くなりません。またこの一つ一つの三角形の底辺を一つに、一本にすると大きな山の高い三角形になってきます。ぜひ、そういうふうに職員一丸となって立派な技術力を磨いて、そして立派な組織になってもらって、先ほど申しましたようなこれからの水力発電の活性化だったり地域貢献だったり、こういったものをしっかりみんなでやっていただければと考えております。

簡単ではないかもしれませんが、ちょっと私の今思うところを少しお話させていただきますし

た。委員の皆様方におかれましては、これまで大変御支援、御指導いただきまして本当にありがとうございます。

○渡辺委員長 その他、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、質疑に関しましては以上といたします。

今、局長からもお話いただきましたけれども、今年度最後の委員会になるかと思えます。本当に1年間いろいろ企業局の皆様には、いろんな議論がありましたけれども、本当にお世話になりました。ありがとうございます。来年度以降も、企業局がますます発展して、宮崎県が豊かになっていくことにつながればと思っております。本当に1年間ありがとうございます。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

---

午後3時15分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

3月9日月曜日の委員会は、午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うこととします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後3時15分散会

令和2年3月9日(月曜日)

図書館長	中原光晴
美術館副館長	加塩美昭
総合博物館長	黒木義博

午前9時57分再開

出席委員(7人)

委員長	渡辺 創
副委員長	安田 厚生
委員	蓬原 正三
委員	井本 英雄
委員	濱 砂 守
委員	有岡 浩一
委員	日高 利夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	日隈 俊郎
副教育長	亀澤 保彦
教育次長 (教育政策担当)	川越 淳一
教育次長 (教育振興担当)	黒木 健一
教育政策課長	中嶋 亮
財務福利課長	本田 潤一
育英資金室長	重盛 俊郎
高校教育課長	児玉 康裕
義務教育課長	東 宏太郎
特別支援教育課長	酒井 裕市
教職員課長	黒木 貴
生涯学習課長	新 純一郎
スポーツ振興課長	萩尾 英司
高校総体推進課長	米丸 麻貴生
文化財課長	四位 久光
人権同和教育課長	鎌田 剛史

事務局職員出席者

議事課主幹	関谷 幸二
議事課主任主事	三倉 潤也

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

議案第27号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してあります資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答であります。参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました令和2年度当初予算関連議案等について、教育長の説明を求めます。

○日隈教育長 おはようございます。教育委員会でございます。今日は当初予算の審議でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず、議案等の説明に入る前に、1件御報告します。

御案内のとおりですが、本県にて1例目の新

型コロナウイルス感染症患者が発生したことを受け、3月4日に臨時休業の対応について、県立学校及び各市町村教育委員会へ連絡した内容について御説明いたします。

内容につきましては、先週の常任委員会で、私から述べさせていただいた内容を具体的に示したもので、「全ての県立学校の臨時休業を春休みの前日までの間とする」と具体的に示しました。

また、全国的な感染増加の状況や前回の常任委員会から御意見等もいただきましたので、こういったものも踏まえまして、「春休みも同様の対応が続くことを想定しておくこと」も追加して、連絡したところでございます。

今回の連絡を受けて、各県立学校においては、卒業式や二次募集入学検査、臨時休業期間中の登校日など、各学校長の判断のもと、感染拡大防止の取り組みを徹底しながら実施することとなります。臨時休業が継続することとなりますが、今回の対応も感染リスクを抑えるための措置でありますことから、常任委員の皆様を初め、県民の皆様には御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明させていただきます。

お手元にお配りしております文教警察企業常任委員会資料の表紙をお開きいただき、左側の目次をごらんください。

今回御審議いただく議案は、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」、議案第15号「令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」、議案第16号「令和2年度宮崎県育英資金特別会計予算」、そして議案第27号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する

条例の一部を改正する条例」、以上4件でございます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

予算の関係でございますが、教育委員会に係る令和2年度宮崎県一般会計予算、令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算並びに令和2年度宮崎県育英資金特別会計予算について、各課室別に一覧にしております。

令和2年度の当初予算の額であります。表の下から5段目の太線枠の合計の欄をごらんください。一般会計の合計は1,096億7,670万3,000円であります。

また、下から2段目の太線枠の合計の欄をごらんください。特別会計2つの合計は11億8,789万4,000円でありまして、総計は、一番下の段に記載してありますように、1,108億6,459万7,000円であります。

2つ右の欄に、令和元年度当初予算額からの増減額を示しておりますが、13億4,879万4,000円の増、率にして、対前年比101.2%となっております。

続きまして、2ページをごらんください。

令和2年度の教育委員会の新規・改善事業等の一覧をお示したものであります。

私からの説明は以上であります。令和2年度当初予算における新規・改善重点事業等の詳細につきましては、この後、引き続き担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

以上です。

**○渡辺委員長** 教育長の概要説明が終了いたしました。引き続き説明をお願いしますが、2班に分けてそれぞれ議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑を行うことといたしますので、御協力をよろしく御願いたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いします。

それでは、まず初めに、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課及び特別支援教育課の議案に関する説明を求めます。

○中嶋教育政策課長 教育政策課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の教育政策課のインデックスのところ、451ページをお開きください。

教育政策課の当初予算は一般会計32億361万1,000円を計上しております。

以下、主なものにつつまして御説明いたします。

453ページをお開きください。

まず、下から4段目の(事項)職員費の15億8,392万円であります。

これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、454ページをお開きください。

上から5段目の(事項)教育広報費の2,560万7,000円であります。

これは、教育テレビ番組の制作などに要する経費であります。

次に、下から4段目の(事項)教育研修センター費の9,511万2,000円あります。

これは、教育研修センターの管理運営や研修などに要する経費であります。

455ページをごらんください。

一番上の(事項)職員費の10億9,260万5,000円及び一番下の(事項)職員費の3億694万2,000円あります。

これらは、事務局職員のうち、社会教育や保

健体育関係職員の人件費であります。

説明は以上であります。

○本田財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、457ページをお願いいたします。

令和2年度の当初予算としましては、総額55億1,725万3,000円を計上しております。

その内訳につつましては、1段下にあります一般会計が43億2,935万9,000円、ページの中ほどにあります特別会計が11億8,789万4,000円あります。

以下、その主なものにつつまして御説明いたします。

459ページをお開きください。

まず、一般会計につつまして、ページの中ほどの(事項)維持管理費につつまして、16億9,256万4,000円を計上しております。

これは、県立学校の施設改修や修繕、防災対策等に要する経費でございます。

説明欄の6の県立学校老朽化対策事業につつまして、8億1,260万5,000円を計上しております。

これは、県立学校施設の約6割が築30年以上経過している状況で、老朽化対策が喫緊の課題となっておりますので、建物の保護及び劣化を抑制するために、外壁や屋根防水等の改修工事を行うものであります。

次に、460ページをお願いします。

下から3段目の(事項)教職員福利厚生費につつまして、7,189万6,000円を計上しております。

これは、教職員の定期健康診断やストレスチェック、各種研修、相談事業などを実施するものであります。

次に、461ページをお願いします。

ページの中ほどの(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、15億5,213万6,000円を計上しております。

これは、高等学校などにおける光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの経費であります。

一般会計の主な事項につきましては、以上であります。

続きまして、特別会計についてであります。

464ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。

(事項)高等学校実習費につきまして、2億2,503万4,000円を計上しております。

これは、農業系の高校7校における農業実習等に要する経費で、生産実習に必要な備品や材料の購入等に要する経費であります。

なお、財源内訳につきましては、生産物売払収入などの財産収入や繰越金になります。

次に、465ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

(事項)育英事業費につきまして、9億6,286万円を計上しております。

これは、高校生や大学生等に対する育英資金の貸与やその後の返還業務を行うための経費であります。

財源内訳につきましては、一般会計からの繰入金及び繰越金のほか、返還金などの諸収入になります。

財務福利課からは以上でございます。

**○児玉高校教育課長** 高校教育課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

高校教育課のインデックスのところ467ページをお開きください。

高校教育課の当初予算額は36億2,256万円を計

上しております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

470ページをお開きください。

中ほどの(事項)学力向上推進費の説明欄の11、改善事業、みやざき科学技術人材育成事業527万8,000円ですが、これは、さまざまな実験・観察教室やサイエンスコンクール、サイエンスキャンプなどの機会を通して、県内の児童・生徒の科学に対する興味、関心を高め、将来、国内外や宮崎の科学技術分野の諸問題の解決に貢献できる人材育成を目指すものであります。

472ページをお開きください。

上から4段目の(事項)産業教育振興費の説明欄の4、新規事業、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、その下、(事項)定時制通信制教育振興費の説明欄の2、改善事業、定時制・通信制高校生徒支援事業につきましても、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、常任委員会資料により、新規・改善事業の主な事業を御説明いたします。

3ページをお開きください。

新規事業、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業でございます。

事業の目的、背景であります。本事業は、宮崎海洋高等学校の実習船進洋丸について、建造から15年が経過し、経年による劣化が進んでいることから、一般的な耐用年数である20年を前に代船建造を行うものであります。

事業の概要であります。予算額、財源、事

業期間はごらんとおりです。

事業内容であります、令和2年度に設計を行い、令和3年度から4年度にかけて建造を行う計画です。

事業効果であります、現在、宮崎海洋高校は、4級海技士養成施設として指定を受けています。この指定の継続に向けては、船による実習が不可欠であることから、新たな実習船を建造し、引き続き、水産・海運業界が求める専門的な知識、技術及び技能を身につけた海洋人材を育成したいと考えております。

また、県民の船として、上級学校との共同研究や小中学生への海洋教育、さらに、災害時の利用等に対応できる装備を設置し、実習船の幅広い利活用が期待できます。

次に、4ページをお開きください。

改善事業、定時制・通信制高校生徒支援事業でございます。

事業の目的、背景であります、昨今の定時制・通信制高校は、勤労青年が働きながら学ぶ場としての機能に加え、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒の学習の場へと姿を変えてきております。そうした生徒の社会的な自立を図ることを支援するものであります。

事業の概要であります、予算額、財源、事業期間はごらんとおりです。

事業内容であります、今回改善を図った点は、②の職業観、人生観の育成のための生徒相談支援員等の配置であります。

アに記載の、定時制・通信制高校に在籍している生徒の相談業務に従事する生徒相談支援員の配置と、イトウに記載の、人生観や職業観を育む講演会や臨床心理士の派遣については、これまで直営で行っておりましたが、若年者の相談業務や生活支援等について専門性やノウハウ

を有する民間業者への委託にかえることで、より専門性の高い人材の確保や臨床心理士や講師の派遣回数増加につなげていきたいと考えております。

事業効果であります、在学中から学校と相談業務等のノウハウを有する民間業者と連携することで、中途退学した生徒に対しても、在学中に行っていた支援を継続して実施することが期待できます。

続きまして、資料かわりまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の資料により御説明いたします。

資料の12ページをお開きください。

決算特別委員会において、「人口減少対策について、教育現場でも児童生徒が学び、考えるきっかけづくりを行うなど、積極的に取り組むこと」の御指摘をいただきました。

人口減少対策の一つとして、各学校では、地域の一員である自覚を持って、地域課題解決のための活動にかかわろうとする態度を育てる教育が大切であると考えているところです。

このため、キャリア教育を通じて、児童生徒の職業観の醸成や基本的な資質能力の向上を図るとともに、県内企業等の魅力を知ってもらい、県内定着や将来のUターン等につなげる取り組みを進めているところです。

今年度6月補正予算で御承認いただきました職業系高校生と企業をつなぐ人財育成事業では、地元企業等での実習と学校での講義等を組み合わせた教育システムにより、職業系高校生を即戦力人材として育成し、県内定着を図っているところです。

また、同じく6月補正予算事業のキャリア教育によるみやざきの次世代を担う人材育成事業では、県キャリア教育支援センターの機能を拡

充し、中学校段階から県内企業の魅力等を伝える取り組みなどを行っているところです。

さらに義務教育課の来年度当初予算案で提案しています新規事業、宮崎の未来を築くキャリア教育研究推進事業では、小中学校段階において、ふるさとを思う気持ちを育み、地域に貢献しようとする人材の育成を図ることを目指したキャリア教育のあり方の研究等を実施することとしております。

説明は以上であります。

**○東義務教育課長** それでは、義務教育課関係の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の義務教育課のインデックスがあります475ページをお開きください。

当初予算額は2億3,338万2,000円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

477ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)学力向上推進費1億5,226万8,000円であります。

説明欄の2の新規事業、宮崎の未来を築くキャリア教育研究推進事業613万9,000円とありますが、これは、義務教育段階において、将来地域や産業を支え、持続可能な宮崎県を支える人材を育成するため、人口減少対策にもつながるキャリア教育への質的転換と地域と学校とのキャリア教育の協働体制のあり方を研究推進する事業であります。

同じく説明欄に2つの新規事業がございますが、この2つの事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、その下の(事項)指導者養成費7,241万4,000円ですが、これは、教職員の研修や運営に係る経費であります。

478ページをお願いいたします。

一番下の(事項)研究奨励費221万1,000円ですが、説明欄の1の改善事業、持続可能なみやざきづくりを実現する環境教育推進事業であります。

これは、本県のすばらしい環境を持続させていくための人材を育成するために、特に4R活動等を中心とした環境教育を推進するための事業でございます。

続きまして、常任委員会資料をごらんください。

新規事業の主な事業ですが、資料5ページをお開きください。

まず、みやざき小中学校学力向上支援事業でございます。

1の事業目的、背景でございますが、小中学校段階における学習状況調査の効果的な実施と分析等により、学習指導の検証・改善サイクルの確立を図るとともに、各学校への支援を充実させ、確かな学力を身につけさせるものであります。

2の事業の概要をごらんください。予算額、財源、事業期間はごらんとおりです。

事業内容の①にありますとおり、小学校5年生、中学校2年生を対象に業者に委託した調査を実施いたします。

本調査は、活用する力を重視した調査で、客観的なデータに基づき、学級単位や児童生徒一人一人の学習状況まで全国レベルで分析できる調査を予定しております。

また、②にありますとおり、学力調査の分析結果を踏まえた学習指導の改善方法等についての助言等や研修会を開催し、教員の授業力向上を図ってまいりたいと考えております。

3の事業効果であります。調査結果をもと

に、学習指導のあり方の検証と改善を進めることにより、児童生徒の基礎的・基本的な知識の確実な定着と活用する力の育成を図ることができると考えております。

続きまして、6ページをお開きください。

統合型校務支援システム導入事業でございます。

1の事業の目的、背景であります。公立小中学校に県内統一の統合型校務支援システムを県と市町村の共同調達により導入することで、教職員の働き方改革を推進するとともに、教育の質の向上を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額、財源、事業期間はごらんとおりです。

本システムの導入につきましては、国の整備計画にのっとり、地財措置を活用して市町村で導入することとなっておりますが、構築費につきましては、教職員の働き方改革につながることから、県が半分を負担することにしております。

事業内容でございますが、①にありますとおり、教職員が効率的に通知表等の作成や学力調査等の集計ができる校務支援機能と、メールや掲示板、アンケート機能を備えたグループウェア機能を持つシステムの構築を行う予定であります。

また、②にありますとおり、モデル校を県内15校程度設置いたしまして、運用のルール等を作成するとともに、令和3年度からの円滑な運用に向けて、研修を実施いたします。

3の事業効果であります。本システムの導入により、教職員の負担軽減を図るとともに、生み出された時間を子どもと向き合う時間等に充てることで、教育の質の向上ができると考えております。

義務教育課につきましては、以上でございます。

○酒井特別支援教育課長 特別支援教育課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックスのところ、479ページをお開きください。

一般会計で4億2,692万8,000円を計上しております。

それでは、主なものを御説明いたします。

481ページをお開きください。

上から5段目ですが、(事項)特別支援教育振興費に1億1,725万4,000円を計上しております。

このうち、説明欄の4、特別支援学校医療的ケア実施事業に7,125万4,000円を計上しておりますが、これは、特別支援学校において常時医療的ケアを必要とする児童生徒に、看護師を配置するものであります。

次に、説明欄の8、県立高等学校生活支援充実事業に2,492万円を計上しております。

これは、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒に、教室の移動等の介助を行う生活支援員の配置等を行うものであります。

説明欄の9、新規事業、みやぎきの発達障がい教育推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下ですが、(事項)就学奨励費(特別支援学校)に1億7,730万4,000円を計上しております。

これは、特別支援学校の幼児、児童生徒の保護者等の経済的な負担軽減を図るために、就学に必要な経費を補助するものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

続きまして、常任委員会資料により御説明い

たします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

新規事業、みやぎきの発達障がい教育推進事業でございます。

1の事業の目的、背景であります。特別支援教育の対象となる児童生徒数が年々ふえ続けている状況を踏まえ、発達障がいを含む全ての障がいのある子供が、県内のどの地域においても、特性に応じた質の高い指導・支援を受けられるようにするため、焦点化した学校支援や教員の指導力向上等を通して、本県のエリアサポート体制の新たな構築を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額、財源、事業期間はごらんとおりです。

(4) 事業内容ですが、①学校の特別支援教育力の向上では、学校の課題を焦点化した巡回支援や次の世代の中核となるサブエリアコーディネーターの養成と活用等を行います。

次に、②教員の発達障がい教育に係る指導力向上では、初任や経験の浅い教員を対象にした研修や小中学校の教員を目指す学生に対する実践に即した教授法の検討を行い、教員の指導力向上を図ります。

さらに、関係機関との協働では、相談支援ファイルの改定や個別の教育支援計画の活用等を行います。

最後に、3の事業効果であります。障がいのある子供と障がいのない子供が、ともに学びやすい授業づくりと過ごしやすい学校づくりを推進すること等が期待できるものと考えております。

特別支援教育課からは以上であります。

○渡辺委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○蓬原委員 3ページの進洋丸の事業効果の(2)で、災害時の利用等に対応できる装備とありますけれども、これはどういうもので、どういうときにどのように利用するのかを教えてください。

○児玉高校教育課長 災害時の利用等についてであります。現在の進洋丸にも設置はされているんですけども、災害時に利用できる発電機であったり、浄水器、それからゴムボードやマリッジットというものも、今度つくる新船に整備したいと考えております。

それから、災害時などに海上で救助がしやすいように、船の側面——舷と呼びますが——を低くしたり、あるいは携帯電話の基地局としての機能が整備できないかについても検討しているところです。

○蓬原委員 わかりました。

○有岡委員 予算関係でお尋ねしますが、歳出予算説明資料の454ページで教えてください。

教育研修センターで、電話相談事業をやっているらしいんですが、昨年度の約1,233万円から約1,542万円に、若干ふえているようですが、この電話相談事業がどの程度効果があるのか、内容も含めてお尋ねいたします。

○中嶋教育政策課長 研修センターで、ふれあいコールということで、今6名の方が交代で相談を受けておりますが、主な内容としては、やはり不登校とか、そういったいじめの相談が比較的多いです。相談を受けた案件で、ある程度学校とか関係機関が特定できるようなものは、実際につないで、解決につながるようにしています。できるだけ強制的にするのではなくて、傾聴するような形で対応しているところです。

○有岡委員 ありがとうございます。

次に、常任委員会資料の4ページにある定時

制と通信制高校の件でお尋ねしますが、定時制・通信制の定数とか人員がわかれば教えてください。

○**児玉高校教育課長** 定時制・通信制の生徒の数ですけれども、定時制のほうは、令和元年度5月の時点での生徒数が、宮崎東の夜間が57、昼間が160、宮崎工業が61、泉ヶ丘が98、延岡青朋が87、富島が30で、合計で493人です。

それから、通信制のほうは活動生のみになりますが、宮崎東が740人、それから延岡青朋が302人となっております。

○**有岡委員** 関連して、予算書の472ページの通信教育運営費が、令和元年度の500万円台から、2番、3番の予算が、158万円とか186万円に減額してあるわけですけれども、通信制の生徒に対するサポートが必要だと先ほど説明があったと思うんですが、そこら辺の予算との兼ね合いをお伺いします。

○**児玉高校教育課長** 472ページの説明欄の2の修学奨励費貸付金については、勤労青少年の修学奨励のための修学奨励費の貸し付けです。この修学奨励費は、月額1万4,000円を無利子で貸与するものです。

卒業すれば返還は免除されるので、実績としましては、令和元年度は25名となっております。

○**有岡委員** それではなく、同じページの一番下にある宮崎東高校通信制面接指導費とか延岡青朋の面接指導費の158万9,000円と186万5,000円、これが昨年度は500万台の予算が組んであったものが減額してある。それに対して、サポートが必要だというふうに先ほど説明があったと思うんですが、そこら辺の兼ね合いを知りたいんですが。

○**児玉高校教育課長** 申しわけありません。宮崎東高校と延岡青朋高校の通信制面接指導費で

すけれども、これは生徒数の減も一つの原因かと思っております。

これについては宮崎東高校、それから延岡青朋高校、それぞれ御承知のとおり、協力校においてスクーリングを行い、そのときの面接及びテスト指導に係る旅費、教材費ということで上げておりますが、指導に係る生徒の数が減っているところが減額に反映されていると思いますけれども、今年度と比べて来年度の指導が手薄になるということではございませんので、御了承いただければと思います。

○**有岡委員** ありがとうございます。

○**日高委員** 6ページでお伺いします。支援システムの導入ということで、これは、まず令和2年度にシステムを構築して、(4)の②で、モデル校の運用等とありますが、このモデル校の運用等は、令和2年度に始まるということですか。それとも、②の段階も令和3年度からになるのか。また、モデル校としてどれぐらいを考えておられるのか。

○**東義務教育課長** モデル校の運用につきましては、令和2年度の10月から15校程度指定して行う予定しております。

○**日高委員** (4)の①ですけど、通知表とか、そういったもののシステムということですが、こういったシステムというのは、全国的には、もう既に大分導入されているのか、それとも斬新的なものなのか。

○**東義務教育課長** 全国的には57.5%が導入しております。ただ、市町村ごとに導入しているところが大変多くございまして、全県でやっているところは鳥取県だけになりますので、本県が全県的に導入いたしますと、全国で2番目となります。

○**日高委員** 全国で2番目ということなら、ぜ

ひうまく運用していただきたいと思いますが、運用は来年度からになっていますけれども、働き方改革として、業務量の負担の軽減とありますが、実際にどれぐらいの事務が軽減できるというような予測なんですか。

**○東義務教育課長** 導入している市町村の全国的な調査では、1日30分から1時間程度業務の改善が図られたということです。本県でも、3つの市町で既に導入されておりますが、その聞き取り調査によりますと、やはり通知表等に係る時間が大分減ってきたという声を伺っております。

**○日高委員** 30分から1時間も助かれば相当な効果になると思いますので、ぜひひうまく運用していただきたいと思いますが、通知表とかは子供たちの個人情報の最たるものですので、セキュリティには万全の対策をとっていただきますようお願いいたします。

**○井本委員** みやざき小中学校学力向上支援事業だけでも、(4)の②の学習指導充実のための学校支援で、調査結果の分析に基づく学習指導の改善方法等についての助言と書いてあるんだけど、誰が具体的に助言するの。

**○東義務教育課長** これにつきましては、県の教育委員会の指導主事と市町村の教育委員会の指導主事等がチームを組みまして、学校訪問等を行いながら、助言する予定です。

**○井本委員** それは今までもやってきたんじゃないの。

**○東義務教育課長** はい、これまでもやってきております。重点支援校訪問等をやってきておりますので、今度は県の指導主事等の研修等も一緒にやりながら、分析結果を具体的に踏まえて学校の支援をしていきたいと。

それと、指導主事と学校のスーパーティーチャ

ーと一緒にプロジェクトチームをつくりまして、学力アッププロジェクトチームということで研修会を行ったりしていく予定です。

**○井本委員** どうなんですか。私は、結局同じふうになるんじゃないのかなという気がするけど。やっぱり違う観点を持った人が来て、違うアプローチの仕方というか、そういうものを教える人がいないと、今までと全く同じことになってしまうんじゃないのかなという気がするが。

例えば、全国的に、そういうことにたけているエキスパートがいるでしょう。そういう人たちを引っ張ってくるとか、新しい血を入れるとか、そういうことを考えないと。今までずっとやってきて、この成績なんだから、また同じような人を集めて、ちょっと大がかりにやりますわで、そんな変わったものができるとは思えないけれども、本気でやるつもりなのかね。

本気でやるなら、もうちょっと立派な指導者を呼んでこないか。新しい血を入れるというか、そういうことを考えないと、私は、同じことになるんじゃないのかなという気がするけど、どうかな。

**○東義務教育課長** 委員御指摘のとおり、今、新しい指導法とか、これまで効果のあった指導法を取り入れていくべきだと私たちも考えておりますので、研修センターで行う研修等につきまして、その講師の選定については、効果的な、効果のあった指導方法についての講師を考えていきたいとは考えております。

**○井本委員** 指導法も確かにそうなんだろうけど、指導者というのは、やっぱりそれなりに哲学なり何か持っているんですよ。そういう人を連れてきて、新しい知恵、新しい観点を入れていかないと、私は、どうも同じことになるんじゃない

ないのかなと心配するけど、まあひとつ、やるだけやってみてください。

○濱砂委員 済みません。私の聞き漏らしかもしれないけど、確認のために教えてください。7ページのみやぎきの発達障がい教育推進事業の事業効果の中に、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学びやすい授業づくりと過ごしやすい学校づくりを推進することができる」とあるんですが、これはどういうことなんですかね。

○酒井特別支援教育課長 これは、通常の学級の中に、障がいのない子供と発達障がい等の障がいのある子供と一緒に今、教育を受けているわけなんですけれども、このあたりの支援が、両者いるために、指導方法自体がいろんな工夫が必要であったりするので、それをうまくやることによって一緒に過ごすことができます。これが非常に難しくなってきましたと、不適用を起こしたり、特別支援学級のほうで指導しないと難しいというところがございますので、この事業によって、できるだけ通常の学級の中での対応力を上げようということでございます。

○濱砂委員 つまり、これは一般の学校の中での、発達障がいを持った子供たちを対象にということですね。

○酒井特別支援教育課長 一般の小中高等学校での取り組みでございます。

○濱砂委員 なかなかいいことで。難しい問題なんでしょうけど、発達障がいを持った子供の認定というのはどの程度わかっているんですか、いわゆる障がい者、発達障がいという見分け方は非常に難しいんですけれども、どこがどう判断して、何人ぐらいいるのかを。

○酒井特別支援教育課長 これについては、おっしゃるとおり、非常に難しい部分がございますし

て、診断は専門の精神科医等が行うことになっておりまして、あくまで医学の分野なんですけれども、教育的な指導が必要だということでは、全体の6.5%が、今現在、文部科学省がその可能性のある児童生徒ということで出しているところでございます。

例えば、その6.5%に当てはめると、小中学校の通常の学級の中に8万8,000人ぐらいいるんですけれども、その6.5%で5,750人がそういった者に該当すると。しかし、その子供たちは一般の学級の中で一緒に過ごすことができるんだけど、配慮が少し必要というようなことで、こういった事業の中で支援をしていこうということでございます。

○濱砂委員 全体の人口の中の約8%ぐらいが何らかの障がいを持っているということが言われているんですよね。そのうちの6.5%ということですか。

○酒井特別支援教育課長 はい、そういったことでございます。

○濱砂委員 わかりました。

○有岡委員 481ページの特別支援教育課で、昨年度は、高等学校段階における長期入院の支援構築事業というのが国の事業であったようですが、これは事業がなくなったのか、それとも該当する生徒がいらっしゃらなかったのか、そこら辺の背景をお伺いします。

○酒井特別支援教育課長 高等学校での通級等の取り組みをもう既に始めておりますが、次年度もその予定で上げております。これにつきましては、配置数等もあるものですから、その中で要望を上げて、ぜひ通級について広げていきたいと考えております。

○有岡委員 長期入院生徒支援体制構築事業ということで、入院していらっしゃる生徒という

意味ではないのでしょうか、その辺りがちょっと理解できなかったのですが。

○酒井特別支援教育課長 この事業につきましては、非常に希望が多いために、今回国の事業から漏れて、不採択ということで、国の事業としては、取り下げになっております。

○有岡委員 希望が多いということは、そういった方に対するサポートはどういうふうに県としてやっていかれるのか、お伺いします。

○酒井特別支援教育課長 このあたりについては、各学校等から教育委員会等に連絡があつて、把握していくわけなんですけれども、本年度については、予定していた生徒も実際転院したり、手術、入院で、ずっと治療が必要だったりということで、対象生徒がいなかった現状がございまして、毎年度そういった対象者の把握を進めながら、小中学校での病院入院時もあわせて、これからネットワーク等も築かれますので、取り組みをしていきたいと思っております。

○有岡委員 ありがとうございます。

財務福利課長にお尋ねしますが、予算書の459ページに、県立学校のPCB廃棄物処分等事業が昨年度は1,400万円ほど組んであった中で、今年度は300万円ほどの予算が計上してあるようですが、このPCBの廃棄が必要な県立学校がまだどれくらいあるのかお伺いします。

○本田財務福利課長 PCBの処分につきましては、現在のところ処分は全部終わっておりますので、今現在はありません。

○有岡委員 もう必要ないということでよろしいでしょうか。

○本田財務福利課長 以前から調査等を重ねてきて、かなりの量を処分しているんですけれども、調査不足といいますか、もしかしたら今後見つかる場合があるということで予算を組んで

おります。

○有岡委員 わかりました。ありがとうございました。

○安田副委員長 その下の県立学校の老朽化対策事業なんですけれども、大体30年以上たった学校が多くみられるんですが、改修を急がれる学校をお伺いします。また、その下の地区生徒寮の改修事業はどちらの生徒寮を予定しているのか、わかりましたらお願いします。

○本田財務福利課長 県立学校施設の老朽化につきましては、全体で1,500棟余りあるんですけれども、ほとんどの校舎が、生徒の急増期でありました昭和30年代から昭和50年代に建設されておりまして、30年以上経過しております。それが全体の約6割を占めておりますので、かなりの場所で老朽化が進んでいるのが現状です。

平成7年に阪神・淡路大震災がありましたけれども、それ以降は耐震対策を優先的に行っておりまして、外壁の改修、屋根防水工事等、老朽化対策が先送りにされてきたのが現状です。今後は、耐震対策が平成25年度に終了しましたので、26年度から重点的に老朽化の対策を進めているところです。

高校に係る施設の整備につきましては、国の交付金の対象外となっておりますので、いろいろな財政状況等も鑑みながら整備を行っていくとともに、また予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

地区生徒寮につきましては、昨年から空調設備等も含めまして、整備を進めてきているところですが、延岡第二については、今年度終了しました。延岡第一につきましても、ことしは電気設備を整備しておりまして、来年度の予算が獲得できたら、早いうちに整備を進めていきたいと考えております。

○安田副委員長 わかりました。

○渡辺委員長 私も1点だけ。資料の4ページ、定時制・通信制の話ですが、ことしも予算が十分について、振興会の役員としても感謝を申し上げます。約831万円の事業費の中で、①の部分、生活体験発表会等の生徒交流支援事業と、②番、③番、それぞれの予算の内訳を教えてくださいのと、あわせて②番のところ、今まで直営でやっていた相談事業等を民間委託するという話がありましたが、具体的に、委託先は、今、イメージができているのはどういうところなのか教えていただければ。

○児玉高校教育課長 まず、2番目からお答えいたしますが、委託先につきましては、例えば、小中学生の不登校生が来所しているような施設、事業者であったりとか、あるいは地域若者サポートステーションであったり、NPO法人とか、各種経済団体——以前はヤングJOBサポート宮崎も、就労支援施設の運営事業等を商工会議所が受託していた経緯もあるんですけれども、そういったNPO法人や各種経済団体といったところにも呼びかけをしたいと考えているところです。

それから、最初の御質問の各事業内容ごとの予算につきましては、生徒交流支援事業が予算額\*86万7,000円、職業観・人生観の育成のための生徒相談支援員等の配置が648万6,000円、③の通信制学習支援センター運営が72万円ほどです。

○渡辺委員長 もう一点だけ。内容が変わりますが、3ページの海洋高校の件ですけど、予算額1,331万8,000円とありますが、これは設計委託の額だと思うんですけれども、建造まで含めた総額の事業費は大体どのぐらいの規模を見越しているのでしょうか。

○児玉高校教育課長 来年度の設計で大体わかることになっていきますけれども、例えば今使っている船は十数億程度できております。近年、他県の例を見ますと、鋼板価格の上昇等がございまして、20億円を超えているのが現状です。

○渡辺委員長 わかりました。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課及び特別支援教育課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

---

午前10時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権同和教育課の審査を行います。議案に関する説明を求めます。

○児玉高校教育課長 訂正をお願いいたします。

先ほど、定時制・通信制高校生徒支援事業の中で、各事業区分の予算額をお答えしましたが、生徒交流支援事業の予算が、正しくは110万8,000円でございます。

○渡辺委員長 わかりました。

○黒木教職員課長 教職員課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、483ページをお願いします。

一般会計953億9,459万5,000円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

485ページをお開きください。

※このページの右段に訂正発言あり

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。12億2,863万円を計上しております。

説明欄1の(3)新規事業、宮崎の未来の教育を担う人材育成推進事業については、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

486ページをお開きください。

一番上の(事項)退職手当費についてであります。

退職手当の支給に要する経費といたしまして、95億5,450万円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の職員費及び旅費についてであります。

まず、中ほどの(項)の欄の小学校費であります。が、(事項)職員費に342億4,657万4,000円を計上しております。

これは、教職員の給料や職員手当等、及び共済費であります。

また、その下の欄の(事項)旅費に1億4,668万円を計上しております。

下から2番目の(項)の中学校費であります。が、487ページをごらんください。

(事項)職員費に225億5,586万円を、(事項)旅費に1億4,934万4,000円を、また、中ほどの

(項)の高等学校費であります。が、(事項)職員費に184億4,767万1,000円を、(事項)旅費に1億8,485万6,000円を、下から3番目の項の特別支援学校費につきましては、一番下の(事項)職員費に88億1,952万5,000円を、1ページめくっていただき、488ページにあります(事項)旅費に5,135万9,000円を計上しております。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

資料変わりました。常任委員会資料の8ページをお開きください。

新規事業、宮崎の未来の教育を担う人材育成推進事業であります。

1の事業の目的、背景であります。が、近年、教員の大量退職等に伴う採用者の増加などにより、受験倍率が全体的に低下しており、本県教育の質の維持、向上に支障を来すおそれがあることから、教員養成期の資質能力の向上に取り組むとともに、効果的な情報発信などにより、未来の教育を担う人材の育成、確保を図るものであります。

2の事業の概要であります。が、予算額、財源、事業期間についてはごらんとおりです。

(4)の事業内容ですが、①の資質能力の向上では、大学生などを対象に、資質能力に関する研修や教員の業務に対する理解を深めるスクールトライアルを実施いたします。

また、③の受験しやすい環境づくりでは、これまでの県内会場での採用試験の実施に加え、福岡県と東京都において採用試験を実施いたします。

3の事業効果についてはごらんとおりであります。

続きまして、資料の14ページをお開きください。

議案第27号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

まず1、改正の理由についてですが、学校における働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、昨年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、関係する県の条例について、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてですが、令和2年2月定例県議会提出議案の95ページをごらんくだ

さい。

右側の改正後の第8条に、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置についての条項を新たに追加するもので、県及び市町村教育委員会は、法に規定する指針を参酌し、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとするを規定するものであります。

もう少し具体的に説明いたしますと、時間外在校時間、いわゆる残業時間について、国の指針において、1カ月45時間以内、1年間360時間以内という条件が設けられました。この指針に従って、県・市町村教育委員会においても上限方針を定めるとともに、その実効性を高めるため、客観的に在校等時間を管理するとともに、業務分担の見直しや環境整備に積極的に取り組むものであります。

常任委員会資料に戻っていただきまして、3の施行期日は令和2年4月1日としております。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の資料13ページをお開きください。

⑩の「教職員の資質向上について、研修メニューの再検討や予算の確保に努めること」との指摘事項に係る対応状況についてであります。

県教育委員会におきましては、今年度から新たに策定いたしました教員研修計画に基づき、教職員として採用される前から、採用された後の各年代における経験年数に応じた研修を実施しております。現在、本年度の成果と課題を踏まえ、その見直しを行っております。

具体的には、先ほどの教職員課の新規事業で

御説明しました、大学生や臨時的任用講師等の教員を目指す者を対象とした実践的授業力を高める研修や、特別支援教育課の新規事業にありました、教職経験の浅い教職員を対象とした、指導力を向上させる研修などを実施いたします。

さらに、商業高校の教職員を対象とした人工知能開発プログラミングに関する研修など、これからの時代に対応するための研修も新たに実施することとしております。

また、校長を対象としたマネジメント力のさらなる向上を目指した研修を行うなど、今後、市町村教育委員会や教員養成課程を有する県内各大学との連携を図りながら、引き続き、学校や教職員のニーズに応じた研修体制の構築に努めてまいります。

教職員課の説明は以上でございます。

○**新生涯学習課長** 生涯学習課関係の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、489ページをお開きください。

一般会計予算で5億6,357万9,000円を計上しております。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

491ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)成人・青少年教育費に6,642万9,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の6、改善事業、「読書県みやざき」を目指した総合推進事業に351万7,000円を計上しております。

これは、県民一人一人の主体的な読書への機運を高め、「県民誰もが生涯にわたって読書に親しむみやざき」の具現化を目指しまして、総合的に読書活動を推進していくものであります。事業内容としましては、読書サポーターの養成、

図書館職員等の専門性を高める研修会の実施などであります。

次に、その下の7の新規事業、地域の未来を創る地域と学校の連携・協働推進事業につきましては、後ほど、常任委員会資料にて御説明いたします。

492ページをお開きください。

(事項)生涯学習基盤整備事業費に871万4,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の4の新規事業、共生社会の実現に向けた生涯学習支援に係る実践研究事業に537万3,000円を計上しております。

これは、障害のある人の生涯学習を支援するため、協力者会議の設置や、さまざまな調査・研究等を行うことで、障害のある人の自己実現や生活の質の向上を図ることを目指してまいります。

次に、493ページをごらんください。

(事項)の3つ目、美術館普及活動事業費に6,843万9,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の8の新規事業、みやざき総合美術展であります。この後、常任委員会資料にて御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

次に、新規事業の説明に移ります。

資料が変わりまして、常任委員会資料の9ページをお開きください。

新規事業、地域の未来を創る地域と学校の連携・協働推進事業であります。

1、事業の目的、背景であります。市町村における地域学校協働本部と学校運営協議会が連携して機能する体制を構築するため、統括コーディネーターを配置し、地域と学校の連携・

協働の充実を図ってまいります。

2、事業の概要の予算額、財源、事業期間はごらんのとおりです。

事業内容についてですが、まず、国が進めている学校を核とした地域づくりや、地域とともにある学校づくりについては、市町村の実情が違うことから、各教育事務所に統括コーディネーターを配置し、相談や助言を通して、防災、福祉などの地域課題を解決するための活動を支援してまいります。また、地域と学校が連携協働することのよさや効果を地域全体で共通理解し、実践へとつなげていくために、研修会を開催いたします。

3、事業効果としましては、県内各地で地域学校協働活動への理解や体制の整備が進むことで、地域と学校等のネットワーク化による多様な活動の充実が図られ、新しい時代の教育や持続可能な地域づくりを推進することができます。

次に、10ページをお開きください。

新規事業、みやざき総合美術展であります。

1、事業の目的、背景であります。本県の2大美術公募展であります宮崎県美術展と宮日総合美術展を発展的に統合し、本県美術のより一層の振興と生涯学習の充実を図るものであります。

2、事業の概要の予算額、財源、事業期間はごらんのとおりです。

事業内容ですが、県と宮崎日日新聞社の共同出資による実行委員会形式の公募展として開催をしてまいります。

主な特色として2点説明いたします。

1つ目は、自由表現部門の新設と、これまでの絵画部門に50号以内の部門を加えます。新感覚の現代アート等の出品や高校生や初心者などの新たな出品者の開拓が期待できると考えてお

ります。

2つ目は、インターネットでの出品票や出品料の受付を可能とし、手続の簡素化と利便性を高めてまいります。

3、事業効果としましては、宮崎日日新聞社による情報発信力の高まりにより、県民への周知拡大が図られることや、県民が参加しやすいイベント開催など、新たな魅力を加えることで、出品者や観覧者の増加などが期待できます。

生涯学習課関係の説明は以上でございます。

**○萩尾スポーツ振興課長** スポーツ振興課の当初予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、495ページをお開きください。

スポーツ振興課の当初予算は、一般会計12億1,827万5,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

498ページをお開きください。

上から4番目の(事項)健康教育指導費の説明欄5の改善事業、「生きる力」を育む健康教育充実事業につきまして、255万9,000円を計上しております。

これは、児童生徒の健康的課題の解決のため、専門医の学校への派遣や相談活動、がん教育の推進に関する支援や経費の補助を行うものであります。

499ページに移りまして、下から2段目の(事項)競技力向上推進事業の説明欄1、選手強化の(6)改善事業、めざせ頂点！甲子園優勝プロジェクト事業につきまして、438万7,000円を計上しております。

これは、本県代表の甲子園優勝を目指し、選手の育成、強化支援に取り組むものであります。

同じく、説明欄のその他の新規改善事業につ

きましては、常任委員会資料にて御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては以上であります。

続きまして、常任委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業、天皇杯獲得を目指した競技力向上対策事業であります。

1の事業の目的、背景ですが、第81回国民スポーツ大会において、天皇杯獲得を目指すとともに、終了後も安定した競技力の維持・向上、スポーツを核とした地域振興を図るため、ソフト・ハード面両面からその対策に取り組むものであります。

令和2年度は、成年選手の確保や未普及競技を確実に強化するなど、ソフト面の強化に取り組むほか、練習環境の整備につきましては、練習施設が整備がされていない競技など、必要最低限の整備を行うこととしております。

2の事業の概要であります(1)から(3)につきましてはごらんのとおりであります。

次に、(4)の事業内容をごらんください。

①新規事業、未普及競技選手育成事業でございます。

中学校の部活動のない大会競技につきましては、競技団体等が、ジュニアの発掘、育成に取り組んでおります。近年、ジュニアの全国大会等で上位入賞するなど、成果も出てきておりますので、そういう選手を、市町村や競技団体などが連携して、中学、高校、成年へと継続して強化を図っていくものであります。

次に、②新規事業、社会人アスリート等確保事業であります。

この事業は、国内外で活躍するアスリート等の確保に向けて、専門職員を配置し、県内企業

等への就労支援に取り組むものであります。

次に、③改善事業、女性アスリート強化サポート事業であります。

この事業は、女性アスリートの強化指定選手への活動支援や女性特有の課題解決のための支援に取り組むものであります。

④新規事業、コンディショニングサポート事業であります。

この事業は、国民スポーツ大会のターゲットエイジとなる小中高校生等に対するスポーツ医・科学的分野の支援を充実させ、効率的かつ効果的なコンディショニングづくりができる体制を整えます。

最後に、⑤新規事業、練習環境整備事業であります。

この事業は、各競技団体の代表選手等が円滑、効果的な強化練習に取り組むことができるよう、練習環境を整備するものであります。

以上、第81回国民スポーツ大会天皇杯獲得を目指し、①から③の事業において、選手の育成強化を図り、④及び⑤の事業において、環境条件の整備を行ってまいります。

3の事業効果につきましては、これらの事業により、天皇杯獲得に向けた競技力向上を図るとともに、本県の競技力の維持・向上やスポーツの振興等に寄与するものと考えております。

説明は以上であります。

**○四位文化財課長** 文化財課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の文化財課のインデックスのところ、501ページをお開きください。

令和2年度の当初予算額といたしまして、5億7,650万6,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

503ページをお願いします。

上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費に7,293万1,000円を計上しております。

主なものといたしまして、説明欄8の新規事業、地域で守る地域の文化財保存・活用推進事業に458万3,000円を計上しております。

これは、文化財保護法の改正に伴い、県内の文化財の総合的な保存、活用に係る取り組みの方針等を定める「文化財保存・活用大綱」の策定を行うとともに、文化財の保存、活用に向けた調査を実施するものであります。

また、説明欄の9、神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援事業に955万7,000円を計上しております。

この事業は、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して、県内神楽の調査研究や映像記録などを行うとともに、神楽公演や県民講座を開催し、県民が神楽を応援するための機運の醸成を図ります。さらに、県外の神楽団体と連携しながら情報発信を行います。

続きまして、504ページをお願いいたします。

上から2段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費に4,077万2,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の3の埋蔵文化財発掘調査に2,704万1,000円を計上しております。

この事業は、国土交通省から委託を受け、国道等の発掘調査や報告書の作成を行うものであります。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費に3,441万4,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の4の新規事業、近代宮崎を知る・つなぐ～西南戦争関連遺跡総合調査～に472万9,000円を計上しております。

これは、県内に所在する西南戦争関連遺跡の把握や発掘調査を実施し、その成果については、博物館での展示等により、情報発信を行うものでございます。

次に、同じページの一番下の(事項)博物館費に1億9,910万8,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の4の総合博物館老朽化対策事業に6,000万円を計上しておりますが、これは、博物館の老朽化した空調設備の更新を行うものであります。

次の505ページをお願いします。

一番上の説明欄の5の新規事業、インバウンド誘客のための博物館情報発信強化事業に275万円を計上しております。

これは、館内のシアター映像の英語字幕編集や翻訳機能を持ったスマートフォン対応のホームページのリニューアルを行い、博物館の情報発信の強化を図るものであります。

続きまして、その下の(事項)博物館教育普及費に1,895万7,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の1の特別展費に1,803万9,000円を計上しております。

これは、県民の皆様へ、自然や歴史、民俗への理解や関心を深めていただくことを目的とし、年3回の特別展を開催するものであります。

続きまして、下から3段目の(事項)考古博物館教育普及費に5,507万3,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の3の新規事業、発見・驚き・感動！西都原考古博物館魅力向上事業に3,885万6,000円を計上しております。

これにつきましては、常任委員会資料で説明させていただきます。

それでは、資料の12ページをお開きください。

1の事業の目的、背景であります、ことし開催されます国民文化祭・全国障害者芸術文化祭みやざきの開催にあわせまして、宮崎県ゆかりの国宝を中心とした特別展を開催するとともに、VR体験型のプログラム制作や展示解説等の多言語化を行うものであります。

2の事業の概要をごらんください。

予算額、財源、事業期間はごらんとおりです。

事業内容ですが、まず、①にありますように、特別展等を開催いたします。これは、西都市の百塚原古墳群から出土したと伝わる国宝の金銅馬具類を現在所有している東京の五島美術館から里帰りさせ、これを中心とした特別展を開催するものであります。また、特別展の開催にあわせて、講演会などの関連イベントを行います。

次に、②にありますように、VR、すなわち仮想現実映像の体験プログラムを制作します。内容としては、西都原古墳群を上空から見るような映像に加えて、男狭穂塚、女狭穂塚のつくられた当時の姿や古墳内部の映像など、西都原古墳群を体感できるものを予定しております。

最後に、③にありますように、考古博物館に展示しております土器や石器などの解説やパンフレットを英語、韓国語、中国語で提供できるようにいたします。

3の事業効果であります、これらの事業を通して、国民文化祭等のさらなる魅力向上や西都原考古博物館の誘客の促進が図られるものと考えております。

文化財課の説明は以上であります。

**○鎌田人権同和教育課長** 歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、507ページをお開きください。

予算額は、一般会計で1億790万8,000円を計上しております。

主な内容について御説明いたします。

509ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費に982万9,000円を計上しております。

主なものとして、説明欄1の(1)人権啓発資料作成事業であります。これは、児童生徒が学校や家庭等において、人権尊重の大切さについて学ぶための資料を作成するものであります。

次の(2)新規事業、ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)生徒健全育成費に8,638万8,000円を計上しております。

主なものですが、ページをおめくりいただきまして510ページ、説明欄6のチーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業であります。外部の専門家を公立学校に配置、派遣するなどして、学校への支援を強化いたします。

次に、その下の(事項)学校安全推進費に829万7,000円を計上しております。

主なものとして、4の「自分を守る・地域を守る」学校安全総合支援事業であります。学校安全教育推進のためのモデル地域を指定し、防災教育などに関する実践的な研究及び普及を、地域、関係機関、専門家等と連携しながら実践いたします。

歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

それでは、常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

新規事業、ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業についてであります。

1の事業の目的、背景ですが、この事業は、子供たちの命を守る教育を推進することです。ひなたセーフティプロモーションスクールと名づけて、安全教育に心の教育を加えた取り組みであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額、財源、事業期間はごらんとおりです。

事業内容につきましては、①「自分のいのち」SOSの出し方教育につきましては、子どもが強い不安やストレスを抱えたときに、身近な大人に相談するなど、適切な対処方法を身につけるための取り組みを行います。

③「みんなのいのち」セーフティプロモーションスクールにつきましては、セーフティプロモーションスクールとは、日本セーフティプロモーションスクール協議会が認証する、地域や関係機関と連携した学校安全の取り組みを行う学校のことです。学校安全に関する取り組みを専門家の目線で点検し、指導を受けることができるというメリットがあります。

最後に、3の事業効果であります。

児童生徒へ、困難に直面したときに、信頼できる大人に援助を求める能力や望ましい人間関係を構築する技能を身につけさせるなど、自分やほかの命を大切にする教育を県全体に普及することができると考えております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○井本委員 地域の未来をつくる地域と学校の連携の協働推進事業の、統括コーディネーターというのは、どんな人をイメージしているのでしょうか。

○新生涯学習課長 統括コーディネーターにつ

きましては、学校において、管理職として学校経営に当たった経験のある方、そして、社会教育等にも携わって、地域の実情がわかっている方、そういった双方のことを理解している方を、統括コーディネーターとして、市町村の求めに応じて、指導、助言等を行っていくというふうに考えております。

○井本委員 そういう方は、予定している方が、大体いるんですか。

○新生涯学習課長 そういった方を、各教育事務所1名ということで、今想定しているところでございます。

○井本委員 この予算額は、その人を雇うお金ですか。

○新生涯学習課長 はい。今、委員がおっしゃいましたように、有償ボランティアということで、謝金になります。

○井本委員 大体何人ぐらい。

○新生涯学習課長 中部、南部、北部の各教育事務所に各1名を想定しております。

○井本委員 はい、わかりました。

○蓬原委員 11ページの天皇杯獲得ですけれども、いろいろな事業をやっておられるわけで、あと7年ですか、ぜひ頑張ってもらいたいですけど、改めての確認ですけど、未普及競技を種目別に教えてもらえませんか。

○萩尾スポーツ振興課長 この未普及競技につきましては、15競技を考えております。

ボート、ホッケー、レスリング、セーリング、自転車、ライフル射撃、ウエイト、馬術、フェンシング、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、なぎなた、ボーリング、水球、この競技を考えております。

○蓬原委員 後で1枚ちょっといただきたいと思っております。

その中で、宮崎でなかなか見聞きしない、見ることのない競技も確かに入っていると思うんですが、練習する場所のない競技は、その中でどれぐらいあるんですか。

○萩尾スポーツ振興課長 その中で専用の練習環境がないところはアーチェリーです。あとは水球、そういったところになるのかなと考えております。

○蓬原委員 例えば、アーチェリーとかは弓ですよね。道具そのものはあるんですか。やっている人もいますか。

○萩尾スポーツ振興課長 アーチェリーにつきましては、県内で唯一、延岡星雲高校に部活動がありますので、そちらには器具等があります。あと協会にも幾つかありますので、そちらでもやっていただいております。

アーチェリーは、実は競技に70メートル必要ということで、県民総合スポーツ祭とかは、例えば、広い広場とかに会場をつくりまして、競技を行っています。

○蓬原委員 隣に協会長がおりました。それを知らないぐらいですから、未普及競技なんだろう。私は自転車の会長ですけど、それも知られていないので、いかにも未普及競技かなということになるわけですが、中学校に部活動がほとんどがないんだろうと思います。

あるほうを聞いたほうが早いのかもしれないけど、例えば、今、未普及の15競技の中で、中学校に部活動がある競技は、あと何かありますか。

○萩尾スポーツ振興課長 今言った15競技はありません。中体連の加盟が21競技になっておりますので、その部活動が中心になるのかなと思っております。

○蓬原委員 もし、これからちょっと時間かけ

てそういう環境を整備したとして、指導者はいらっしゃるんですか。

**○萩尾スポーツ振興課長** それぞれの競技団体と連携して、競技団体の指導者の方が学校にもおりますし、あるいは一般で勤めている方等もおりますので、そこは一緒に協力をしながら、連携をとりながら、その競技の練習会でありますとか、そういうところをお願いしようかなど。競技団体とリンクした、協会ともリンクした形で進めていこうと考えております。

**○蓬原委員** 部活動を新しくどこかに、可能性のあるところ、例えば、アーチェリーを延岡につくってもらおうとか、具体的に進めることと、部活をつくるまでに至らないところにおいては、そういう子どもたちを発掘しながら、どこかに集めて指導するとか、そういう体制づくりとかが具体的にあるんですか。

**○萩尾スポーツ振興課長** 中学校のほうも、部活動につきましては、少子化等もありまして、実は部活動の精選が進んでいる状況がございます。なかなかそういう中で、新しい部をとということになりますと、非常に難しいところもあるのかなど。

ですから、指導者の方が来られて、例えば、一部になると、もうそこしかなくなってしまう状況等もあり、そういうところをまた勘案しながら、競技団体をお願いするとか、あるいは市町村の会場地が決まってくるから、そういうところをお願いするとか、そういうような形で、考えて進めていこうかなど、今のところは考えています。

**○蓬原委員** よろしくお願ひします。

それから、2番の社会人アスリートの確保事業、これは大事なことだと思うんですけど、前も一回質問したことがあると思うんですけど、今

どういう現況にあるのか。新規だけど、過去にもいろいろやってこられているということでしたので。今、教育委員会においては、そういう指導者として採用いただいていることはあるわけですけども、民間企業に対してはどうなのか。

**○萩尾スポーツ振興課長** 社会人の確保は、今現在、県の体育協会のほうで、就職あっせんを、ヒアリングとともに、有望選手やらの状況を聞いて、いろいろ進めている状況がございます。

**○蓬原委員** この前会派で高鍋のキャノンに工場見学に行ったんですけど、大分が九州地区の3工場の拠点になっているものですから、工場長を初め、人事の担当の方も来られてましたので、意見交換の中でも、希望として申し上げたんですけど、あそこのラグビーですよ。キャノンはラグビーで有名だと。

そういう話をしましたら、最初はちょっと難色を示したような感じがありました。そこで、チームとなると大変だけれども、個人競技、例えば、陸上でもいいわけですけど、そういうものについては採用が1人なので、できるんじゃないですかという話をしましたら、何となくそういう感触を得ましたので、可能なら積極的にこちらからお願いしていくと。

そういう未普及競技等については、例えば、私は自転車ですが、宮崎のキャノンの社長は増子さんという人なんですけど、自転車をされるということでしたから、それ以前の交歓の席の中で、自転車のこと等で盛り上がっていましたが、自転車とかは1人でいいんですよ。競技場もここで一緒に練習すればいいんですかという話をしたところだったので、今のうちから、ぜひそういうところで頑張ってくださいかなということをお願いしておきます。

○渡辺委員長 それでは、先ほどありました一覧表については、メモで結構ですので、各委員に配付をお願いいたします。

ほかございますでしょうか。

○井本委員 決算特別委員会の指摘事項要望の最後のところに、今後も市町村教育委員会や県内大学等と連携を図りながらと書いてありますが、これが、私はどうもいまいち。今までと同じようなところと相談しながら、連携しながらというんじゃなく、県内とは限らずに県外も。日本人は、たこつば的に、自分たちの中でまとめてしまおうとするところがあるから、もっと横に広がるというか、水平思考というか、そういうことを意識しながらやらないと、それこそ新しい発展とか成長はないと思う。

今度国スポをやる。ここに効果と書いてあるけど、そのときもいろんな人材を、広く遠いところからも集めることによって、宮崎県自体がいろんな刺激を受ける。それも非常に効果があるんじゃないかなと思っているんですね。

そういう意味では、できるだけ県内だけでやるとか細かい発想ではなくて、それこそ、外国人でも引っ張ってくるような発想でお願いしますよ。よろしくをお願いします。

○濱砂委員 済みません。非常に素朴な疑問で、この予算書を見ますと、教育委員会の予算のうちの、教職員費953億9,400万円が約9割近く、87%以上を占めているんですね。

単純な考えなんですけど今、出生数がだんだん減ってきて、生徒もだんだん少なくなってきた。もう、この人たちが生まれたとき、この先生たちが生まれたときには2万3,000人の人間が生まれている。今、8,000人台と言われているんですけど、今、学校の生徒もだんだん少なくなってきた。規模も小さくしている中で、教職

員の数は、過去から比べるとどういう状況で推移しているんですかね。

○黒木教職員課長 教職員の数ですけれども、子どもの数は、確かにこの20年間で約半分程度に減っていると思うんですけども、教職員数については、少人数学級の実施であるとか、特別支援学級の新たな開設等により、子供の数の減少とは異なりまして、若干は減少しておりますが、ここ10年程度は同じような水準で経過している状況です。

○濱砂委員 それに合わせて人件費もほとんど変わってない。昨年から比べてもほとんど変わってないものですから、そういう状況なんですね。

教育の内容についてはよくわかりませんので、それは専門家の皆さん方に委ねるしかないわけですけども、単純に考えたときに、総体予算の90%ぐらいを職員人件費で占めている。相手が人だから、そういう生徒も、人対人の問題だから、それはもうそういうことでわかるんですけども、どういうものかなと思って、素朴な疑問でした。ありがとうございます。

○有岡委員 14ページの議案第27号についてお伺いしますが、年間の時間外が360時間とかいうお話がありましたが、これは管理職の校長、教頭先生たちも対象ということでしょうか。

○黒木教職員課長 そうでございます。

○有岡委員 例えば、教頭先生は朝早くから最後、管理までして、戸締まりをして帰るようなイメージですが、そういったことを考えると、この360時間は、うまくかみ合わないんじゃないかと思えますけど、そういった対応策は考えていらっしゃるのかお伺いします。

○黒木教職員課長 今、委員がおっしゃられましたとおり、特に、教頭の勤務時間が80時間以

上を超えている割合が、特に、小中学校では一番多いという現状です。

我々もこの教頭の長時間勤務を何とか短縮したいということで、先般開催しました教職員の働き方改革フォーラムというところで、働き方改革の指定校を県内に幾つか指定しているんですけども、そういったところでも、教頭の勤務時間の短縮というところを、特に重点的に考えていただきたいということで、現在取り組んでいるところです。

これにつきましても、地域やそういったところの御理解をいただかないとなかなか進んでいかない面もございますので、今年度末にまた、地域、家庭の皆様方に、教頭先生の勤務時間の短縮を念頭に置いたようなメッセージ、具体的に言いますと、学校をあける時間でありませうとか、それから、学校に連絡する時間を大体これぐらいまでにといったようなところあたりも含めて、今検討しているところです。

○有岡委員 ありがとうございます。

次に、予算書の中で、生涯学習課にお尋ねしますが、493ページにある神話の源流みやざき「語り部」養成・活用推進事業ですが、宮崎の神話を広く広めていただくことを大変期待しているわけですが、昨年度の約44万円に対して、ことは約240万円ということで、かなり増えているんですが、この語り部の取り組みの計画についてお伺いします。

○中原図書館長 資料の493ページの語り部の事業でございますが、これは、地域の神話とか民話とかを、言語文化として継承していく人材を育てるということでございます。数年前からやっているところなんですけれども、これまで、県内で養成講座とかを各地でやってきておりまして、90名ほどが講座には参加しておられます。

来年度、予算額がふえておりますけれども、これにつきましては、国文祭に向けて、これまで養成してきた、トレーニングされてきた講座参加者の中から、出番をつくるといいますか、しっかりとした舞台をつくらうということで、いよいよ、皆様に御披露するような段階に来ているというところで、予算をお願いしているところです。

○有岡委員 ありがとうございます。

○渡辺委員長 ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で、教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権同和教育課の審査を終了いたします。

総括の質疑に入りますので、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

教育委員会全般につきまして、質疑はございませんでしょうか。

○日高委員 常任委員会資料の2ページの事業等の一覧表です。これは昨年も同じような形で、多分出されておられるんですよね。31事業の中で新規事業が15、改善事業等が16ということで、31になると思いますが、まず1点目に、昨年の新規と改善はこの表で幾つぐらいあったのかをお伺いしたい。

○中嶋教育政策課長 今年度の新規事業が17本で、約1億9,000万円になります。それと、改善事業が10本で約1億4,000万円となっております。

○日高委員 新規事業がことしは17本から15本、大体同じような形でずっと来られているのかなと思いますが、事業をやるということは、新規事業ですので、それだけ時間もかかりますし、手間もかかるということですね。

この15本、17本というのが新規事業として多いのか少ないのか、わかりませんが、例えば、この中で新規事業が15本あったときに、スクラップした旧事業は、例えばどれくらいあるのか、何か数字を持っておられるのか。

○中嶋教育政策課長 済みません。少々お時間いただけますか。

○渡辺委員長 ほかに進められる内容があれば。

○日高委員 済みません、今のは、もしかしたら数字を持っておられないかもしれませんがけれども、調べていただければ、全部集めればわかると思うんですが、仕事を進めるときに、新規事業を一生懸命やろうという気持ちは、これはみんな一緒だと思います。時代に即してやらないといけない事業がいろいろ出てきますから。ただ、人間はそこまで変わらないわけで、頭数はですね。

ですから、新規事業をそれだけやるということについては、それだけスクラップをする事業も考えておかななくてはいけないかと思います。新しくやる部分と思い切って廃棄する部分と、そこ辺の兼ね合いがうまくいかないと、新規事業でもだらだらとなってしまうところがありますので、そこ辺はアウトソーシングの考え、それから足りない部分は、人件費もちゃんと予算の中で確保していただく、そういったイメージで事業は頑張って進めていただきたいと思いません。

○有岡委員 キャリア教育についてのお願いですが、今回義務教育でのキャリア教育を行うと

いうことで、中学生、そして高校でも、当然、今現在やっていらっしゃる。そういった意味では一貫した教育のシステムが欲しいですし、私の個人的な見解ですが、先生方は余りキャリア教育というものを経験されていないものですから、そういった意味では、教育現場を離れた外部の指導者のキャリア教育というものを、もっとももっと取り組んでいただいて。UIJターンで、よそから帰ってくるパターンもそうですし、例えば、障がい者の中でも、就職するためのキャリア教育、こういったもの全てを網羅した支援体制に大いに取り組んでいただいて、宮崎にそれが最終的に財産として残って、活躍いただける、そういう義務教育から始めるのであれば、一貫した流れをつくっていただけると、受ける側の子供たちにも十分伝わっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○渡辺委員長 ほかに総括でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、総括質疑は以上といたします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、質疑はここまでといたします。

まだ採決は残っておりますが、今年度の文教警察企業常任委員会の教育委員会の審議としてはきょうが最後となりますので、1年間教育委員会の皆様には大変お世話になりました。今この時点自体が非常事態の中にありますけれども、宮崎県の子供たちがさらにしっかりと育つように、また皆さんの御尽力を期待しておりますので、心から1年間の感謝を申し上げます。どう

もありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午前11時58分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、再開日時をあす10日火曜日の午後1時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、きょうの委員会はこれで終了いたします。

午前11時59分散会

令和2年3月10日(火曜日)

---

午後1時24分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	安	田	厚生
委員		蓬	原	正三
委員		井	本	英雄
委員		濱	砂	守
委員		有	岡	浩一
委員		日	高	利夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	関	谷	幸	二
議事課主任主事	三	倉	潤	也

---

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきましての賛否も含め、御意見がございましたらお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

---

午後1時25分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、これより議案の採決を行います。

議案の採決については、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括という声がありますので、一括して採決いたします。

議案第1号、第15号から第19号、第24号、第27

号、第49号、第63号から第66号、第69号及び第81号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第15号から第19号、第24号、第27号、第49号、第63号から第66号、第69号及び第81号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、御要望等はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

---

午後1時28分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、皆さんの御意見等を参考にしながら正副委員長に御一任をいただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 そのようにいたします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、今回は最後の意見交換もないということになっておりますから、今年度最後の常任委員会となるかと思っております。1

令和2年3月10日(火)

年間の委員会運営に皆様から御協力いただきましたおかげで、無事に1年間終えることができましたと思っております。大変お世話になりました。ありがとうございました。また来年度以降もよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後1時28分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創